

令和元年度
法務省委託調査

小学校における法教育の実践状況に関する調査
調査研究報告書

令和2年3月
株式会社浜銀総合研究所

「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」
報告書

目 次

第1章 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査内容	1
3. 調査の対象・方法	2
4. 調査時期	2
5. 集計・分析の方法	2
6. 回答状況	3
(1) 全体・学校設置者別の回答状況	3
(2) 都道府県別の回答状況	4
(3) 回答学校の教員数分布	6
第2章 集計・分析結果	7
1. 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況	7
(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無	7
①全国的な状況	7
②教員数別の状況	8
(2) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の状況	9
①学年	9
②教科等	10
③テーマ	12
④連携先	14
(3) 外部人材と連携した法教育に関する授業について学年別の実施状況	18
①学年別, 授業実施の教科等	18
②学年別, 授業実施のテーマ	19
③学年別, 授業実施の際の連携先	20

(4) 外部人材と連携した法教育に関する授業について教科等別の実施状況	21
①教科等別, 授業実施のテーマ	21
②教科等別, 授業実施の際の連携先	23
(5) 外部人材と連携した法教育に関する授業についてテーマ別の実施状況	25
①テーマ別, 授業実施の際の連携先	25
(6) 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由	27
2. 法教育教材の利用状況等	29
(1) 利用の有無	29
①全国的な状況	29
②教員数別の状況	30
(2) 利用したことがある教材の種類・題材	31
(3) 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由	32
(4) あるとよいと思う教材等の媒体（形式）	34
①全国的な状況	34
②法教育教材の利用状況別	36
(5) あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等	37
①全国的な状況	37
②法教育教材の利用の有無別	39
3. 法教育を実施するに当たっての課題	40
(1) 全国的な状況	40
(2) 学校分類別の状況	42
①外部人材と連携した授業の実施の有無別	42
②法教育教材の利用の有無別	43
4. 法教育に関する期待や意見・要望等	44
(1) 法務省に期待すること	44
①全国的な状況	44
②外部人材と連携した授業の実施の有無別	46
③法教育教材の利用の有無別	47
(2) 法教育の取組や教材に対する意見・要望等	48

5. 都道府県別集計	58
(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況	58
①外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無	58
②外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由 (「連携先を見つける方法がよく分からないから」の回答割合)	59
(2) 法教育教材の利用状況等	60
①「教材を利用したことがある」の回答割合	60
②「教材を知らない」の回答割合	61
③法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由 (「教材が教員の手元に行き渡っていないから」の回答割合)	62
(3) 法教育を実施するに当たっての課題	63
①「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない」の回答割合	63
②「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」の回答割合	64
(4) 法教育に関する期待や意見・要望等	65
①「法教育教材の開発・提供」の回答割合	65
②「法務省による教員向け研修会・勉強会の実施」の回答割合	66
③「法務省職員による児童向け出前授業の実施」の回答割合	67
④「法務省関連施設の見学の実施」の回答割合	68
⑤「他校の取組やモデル授業例の情報提供」の回答割合	69
⑥「出前授業の具体的事例の情報提供」の回答割合	70
⑦「法律家や関係機関などの連携先・連携内容の情報提供」の回答割合	71
⑧「法教育に関する法律家や教育委員会等関係各機関とのネットワークの構築」の 回答割合	72

第3章 まとめと考察

1. 調査結果のまとめ	73
(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況	73
(2) 法教育教材の利用状況等	74
(3) 法教育を実施するに当たっての課題，法教育に関する期待や意見・要望等	74
2. 今後の方策等に関する考察	75

參考資料	79
1. 調查票	79
2. 集計表	87

第1章 調査概要

1. 調査目的

法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である法教育の普及・推進に関する取組を行っている。

現行小学校学習指導要領においては、各教科等において「法に関する教育」に係る内容が盛り込まれており、令和2年度から実施される新学習指導要領（平成29年告示）においては更なる充実が図られているところである。

そこで、今般、法務省において、小学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的として、調査研究を実施した。

2. 調査内容

調査は、「第1 学校に関すること」、「第2 令和元年度における法教育に関する学習指導の状況」及び「第3 法教育推進に向けた法教育の取組について」に関して、それぞれ次の点について尋ねた（調査対象校に配布した調査票は、本報告書巻末に参考資料として添付した。）。

第1 学校に関すること

所在地（都道府県、市区町村）、設置主体、教員数、学校名、回答者の氏名・役職、回答者の連絡先（電話番号・メールアドレス）

第2 令和元年度における法教育に関する学習指導の状況

【問1】 外部人材と連携した授業の実施の有無、実施状況（「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」）

【問2】 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由

【問3】 法教育を実施するに当たっての課題

第3 法教育推進に向けた法教育の取組について

【問4】 法教育教材の利用の有無

【問5】 利用したことがある法教育教材・題材

【問6】 法教育教材を利用していない理由

【問7】 法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等の媒体（形式）

【問8】 法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等

【問9】 法務省が行う法教育の取組について期待するもの

【問10】 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望等

3. 調査の対象・方法

調査は、全国の小学校及び義務教育学校のうち、10,000校を抽出して実施した¹。

調査実施に当たっては、事前に、法務省及び文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して調査に関する事務連絡を発出したほか、各学校及び教育委員会等の負担軽減のため、調査票等は委託業者（株式会社浜銀研究所。以下「法務省委託業者」という。）から調査対象校に対して直接送付し、調査回答は、WEB回答フォームにより各学校が法務省委託業者に直接回答する方法とした²。

4. 調査時期

WEB回答フォームの回答受付期間は次のとおり。

令和2年1月10日17時～令和2年2月10日17時

5. 集計・分析の方法

本報告書では、第2章において、調査で得られた回答の内容について、集計・分析の結果を示した。第3章では、第2章で把握されたことを再整理した上で、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方等、今後の方策等について考察を行った。

第2章では、本調査で実施した全ての調査項目について単純集計により全国的な状況を把握した上、一部の調査項目については、クロス集計により、教員数別の状況等について把握を行った。

また、外部人材と連携した授業の実施状況については、「学年」、「教科等」、「テーマ」及び「連携先」について、より詳細な分析を行うためにクロス集計を行った。

なお、集計結果の一部については、法務省が平成24年度に実施した「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」（以下「平成24年度調査」という³。）の結果と対比させ、状況の違い等についても考察した。

¹ 文部科学省「学校基本調査（令和元年度）」及び全国学校データ研究所「全国学校総覧2020年版」に掲載の小学校（総数19,738校）から、都道府県別と学校設置者別の抽出率が概ね均一になるように各層に抽出数を割り当て、層別にリストから無作為抽出を行った（層化抽出法）。

² 学校等からの問合せは、法務省委託業者において対応した。

³ 平成24年度調査については、法務省ホームページ内の「学校現場における法教育の実践状況に関する調査研究について」（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyouasa.html）のページを参照。

本報告書における集計の方法や結果の見方等に関しては、以下を参照すること。

- ・各調査項目の集計対象件数（分母の数）は、図表中に「n=〇〇」と示した。なお、集計結果については、各調査項目に対する回答の件数を分子として分母に対する割合を算出し、その大小により解釈を行っている。割合を算出するに当たっての分母が何であるかについてはグラフの下部に※印で示した。
- ・WEB回答フォームでは、回答されていない調査項目がある場合にエラーメッセージを表示させ、次の問に進めないよう設定したため、本調査では、各調査項目に「無回答」であった件数は0件である。
- ・集計結果の割合（％）は、小数点第2位を四捨五入した上で表示しているため、内訳の合計が100％にならない場合がある。
- ・調査項目は、「選択肢から一つを選択するもの」、「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」、「自由記述により回答するもの」の3種類がある。
- ・「選択肢から一つを選択するもの」については、積み上げると100％になる横棒グラフにて結果を示した。
- ・「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」については、各項目に対する回答割合を示す横棒グラフにて結果を示した。（積み上げると100％を超える形式のグラフで示した。）
- ・「自由記述により回答するもの」については、回答内容をいくつかの観点から分類・整理し、分類別の件数を示した。

6. 回答状況

（1）全体・学校設置者別の回答状況

全体、並びに学校設置者別（国立・公立・私立）の回答状況は、次のとおりである。全体の回答率は60.5%⁴であった⁵。

図表1-1 調査の回答状況

	全体	国立	公立	私立
調査対象校数	10,000	35	9,845	120
回答数	6,052	25	5,965	62
回答率	60.5%	71.4%	60.6%	51.7%

⁴ 対象として抽出した10,000校のうち、閉校・廃校となっており、調査票を送付することができなかった学校があった（2校）。これらを除いた場合の回答率は、同じく60.5%である。

⁵ なお、平成24年度調査は、本調査と同様に全国の10,000校を対象に実施しており、回答率は19.1%であった。調査項目の分量や内容、依頼の方法等の違いにより、本調査では回答率が高まったと考えられる。

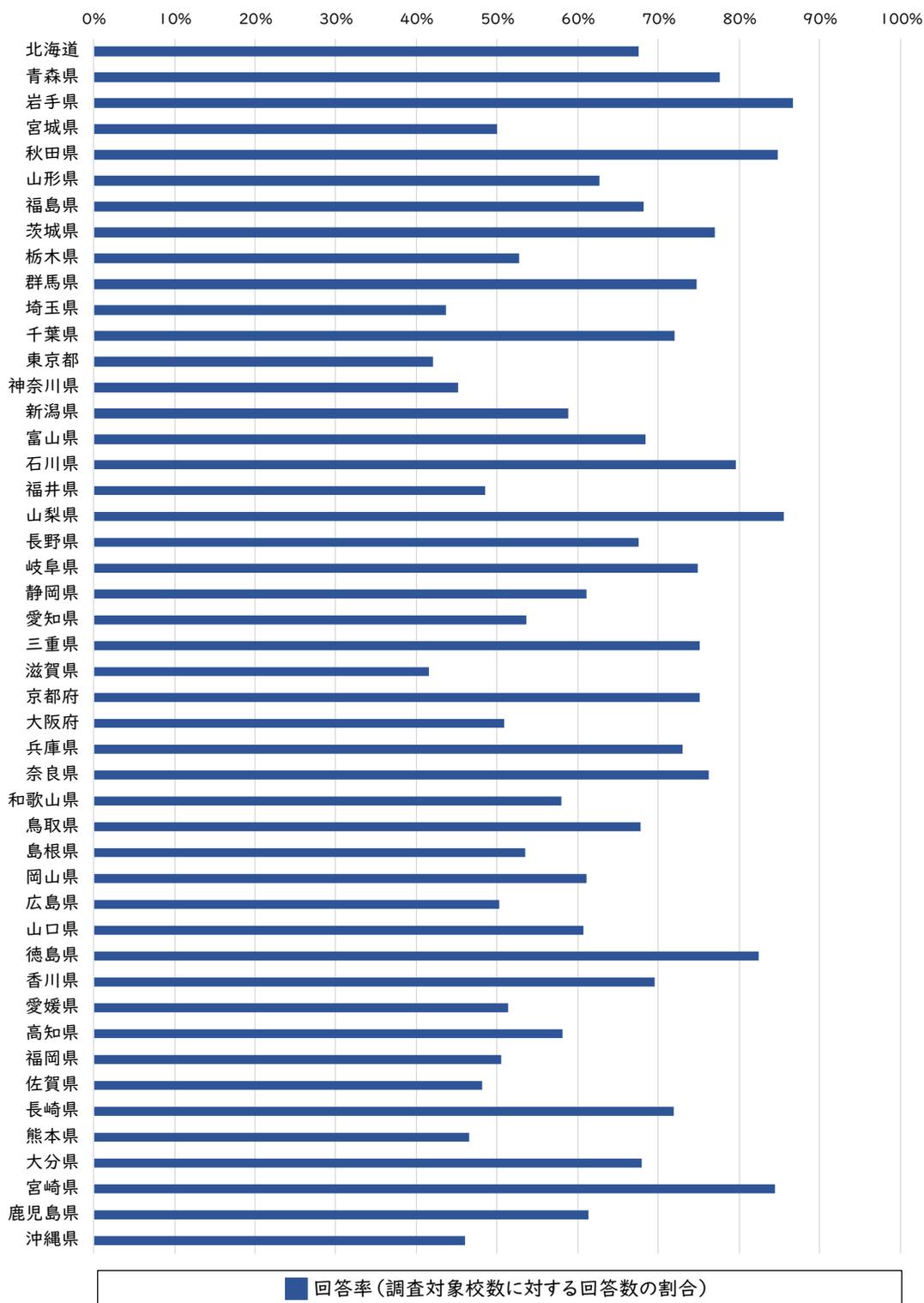
(2) 都道府県別の回答状況

都道府県別の回答状況は、次のとおりである。

図表 1-2 都道府県別の回答状況

都道府県	調査対象校数	回答数	回答率 (%)	回答数	調査対象校数	回答数	回答率 (%)
北海道	521	352	67.6	滋賀県	113	47	41.6
青森県	143	111	77.6	京都府	193	145	75.1
岩手県	158	137	86.7	大阪府	507	258	50.9
宮城県	194	97	50.0	兵庫県	386	282	73.1
秋田県	99	84	84.8	奈良県	105	80	76.2
山形県	126	79	62.7	和歌山県	126	73	57.9
福島県	223	152	68.2	鳥取県	62	42	67.7
茨城県	243	187	77.0	島根県	101	54	53.5
栃木県	182	96	52.7	岡山県	198	121	61.1
群馬県	158	118	74.7	広島県	243	122	50.2
埼玉県	412	180	43.7	山口県	155	94	60.6
千葉県	400	288	72.0	徳島県	97	80	82.5
東京都	675	284	42.1	香川県	82	57	69.5
神奈川県	450	203	45.1	愛媛県	142	73	51.4
新潟県	231	136	58.9	高知県	117	68	58.1
富山県	95	65	68.4	福岡県	374	189	50.5
石川県	103	82	79.6	佐賀県	83	40	48.2
福井県	99	48	48.5	長崎県	167	120	71.9
山梨県	90	77	85.6	熊本県	176	82	46.6
長野県	188	127	67.6	大分県	137	93	67.9
岐阜県	187	140	74.9	宮崎県	122	103	84.4
静岡県	257	157	61.1	鹿児島県	261	160	61.3
愛知県	493	264	53.5	沖縄県	137	63	46.0
三重県	189	142	75.1				

図表1-3 都道府県別の回答状況（回答率）



(3) 回答学校の教員数分布

回答学校の教員数（非常勤を除く。）は、次のとおりである。

図表1-4 回答学校の教員数分布

	10人以下	11人～20人	21人～30人	31人以上	合計
学校数	936	2,378	1,694	1,044	6,052
割合	15.5%	39.3%	28.0%	17.3%	100.0%

第2章 集計・分析結果

1. 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況

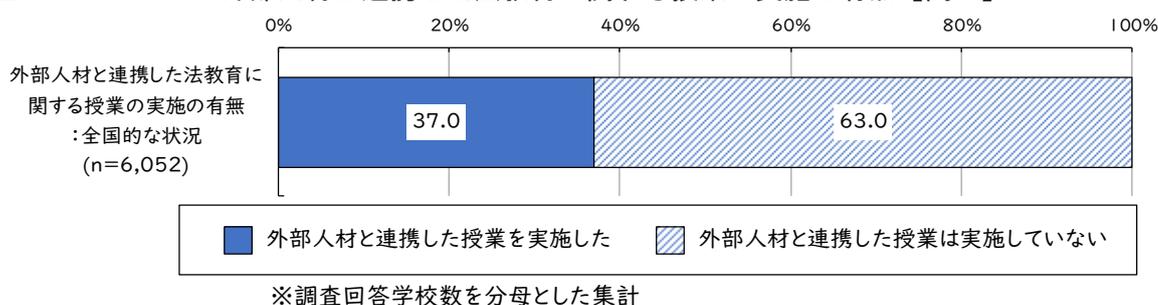
(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無

①全国的な状況

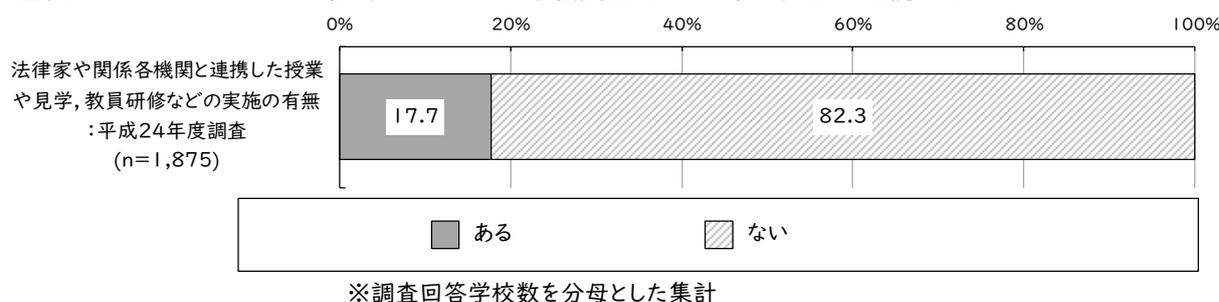
令和元年度における法教育に関する学習指導の状況として、法律家（裁判官，検察官，弁護士，司法書士等）や関係機関（法務省，検察庁，裁判所，弁護士会，司法書士会等）等の外部人材と連携した授業を実施したかについて、「外部人材と連携した授業を実施した」との回答割合は37.0%であった。

なお、平成24年度調査の結果と対比すると⁶、外部人材と連携した授業等を実施した学校の割合は高まっていることがうかがえる。平成24年度調査では、連携に当たって「情報の少なさ」が課題として挙げられ、「積極的な広報活動」が求められるとされていた⁷が、授業の実施状況について、変化がみられている。

図表2-1-1-1 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無【問1】



図表2-1-1-2 (参考) 平成24年度調査での外部人材との連携の状況



《読み取れること・ポイント》

- ★ 令和元年度において、外部人材と連携した法教育を実施している学校の割合は37.0%であった。
- ★ 平成24年度調査と比べて、外部人材と連携した法教育を実施している学校の割合は高まっていることがうかがえる。

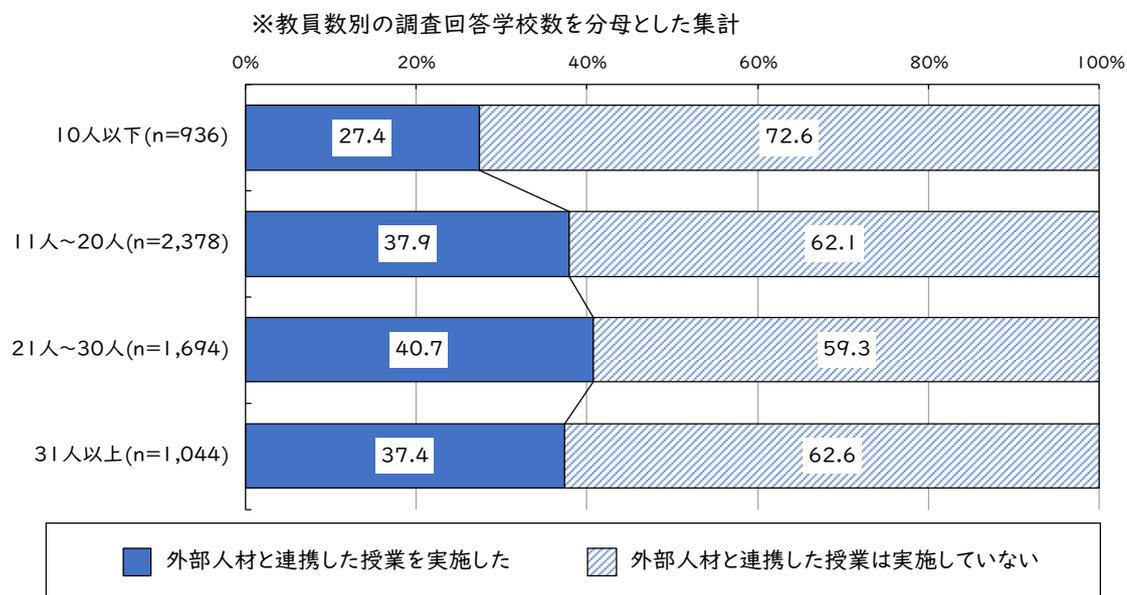
⁶ 平成24年度調査では「これまでに教科等の学習指導に関連し、法律家（裁判官，検察官，弁護士など）や関係各機関と連携した授業や見学，教員研修などを行ったことはありますか。」という質問文で調査をしており，本調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお，平成24年度調査に関し掲載している結果は，未記入36件を除く，有効回答1,875件について集計を行ったものである。

⁷ 平成24年度調査報告書40ページ参照。

②教員数別の状況

外部人材と連携した授業の実施について教員数別に集計すると、教員数が「10人以下」の学校では「実施した」との回答割合は27.4%で、他の学校と比べて低くなっている。

図表2-1-1-3 教員数別、「外部人材と連携した授業を実施した」の回答割合【問1】



《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した法教育を実施している学校の割合は、教員数が少ない学校では比較的低い。
- ★ 学校内外の環境・資源等の差異によって、外部人材との連携状況に差が生じる可能性があることが推察される。

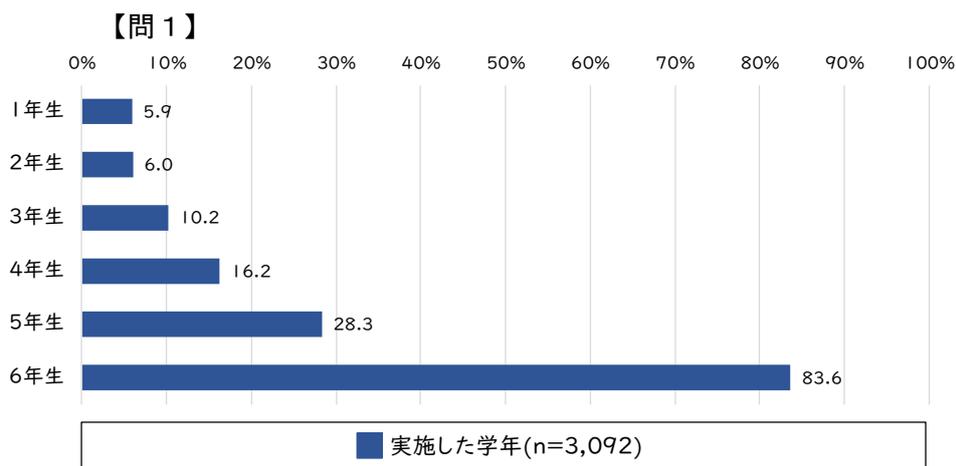
(2) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の状況

① 学年

外部人材と連携して実施した授業として回答された事例数は3,092件であった。これらの授業を実施した「学年」に関する内訳としては、83.6%が「6年生」となっており、学年が上がるにつれて割合は高くなっている。

学校数を分母にして集計すると⁸、「6年生」で外部人材と連携した授業を実施している学校の割合は、34.6%である。

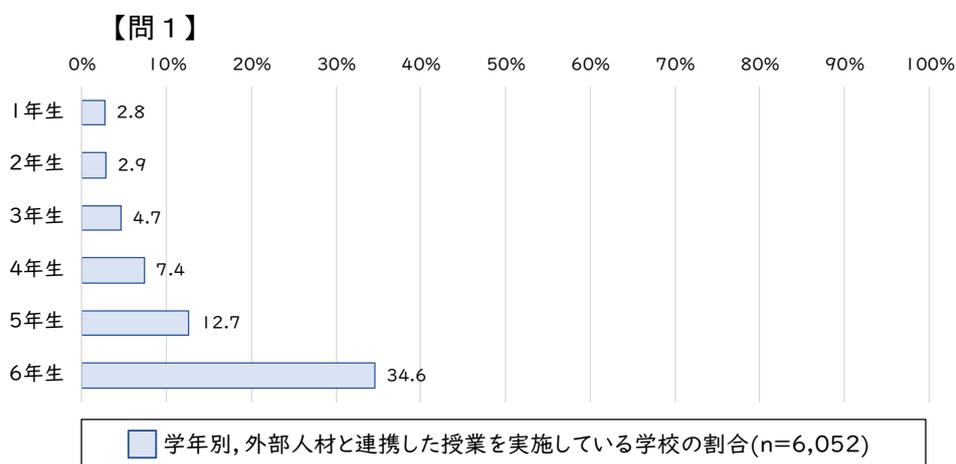
図表2-1-2-1 外部人材と連携した授業を実施した「学年」(回答事例数を分母にした集計)



※外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

図表2-1-2-2 外部人材と連携した授業を実施した「学年」(学校数を分母にした集計)



※調査回答学校数(外部人材と連携した授業を実施していない学校を含む)を分母とした集計

《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した法教育の授業は、「6年生」を対象に実施されることが多く、低学年の児童を対象に実施している学校の割合は比較的低くなっている。

⁸ 「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した学校も集計の対象を含む。

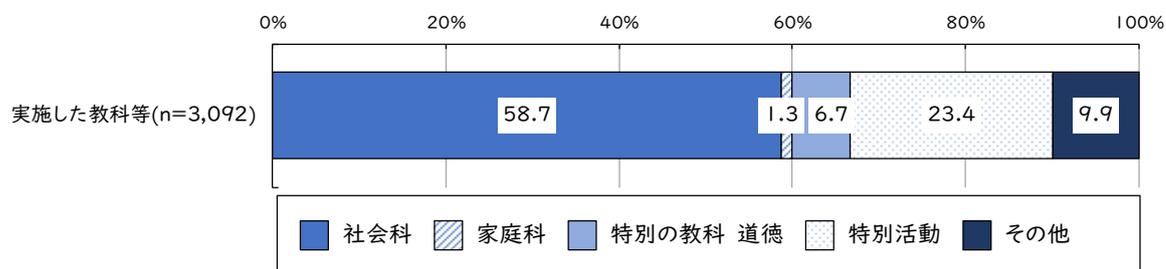
②教科等

外部人材と連携して実施した授業の「教科等」に関する内訳としては、「社会科」が58.7%、「特別活動」が23.4%となっている。

学校数を分母にして集計すると、「社会科」で外部人材と連携した授業を実施している学校の割合は、27.2%である。

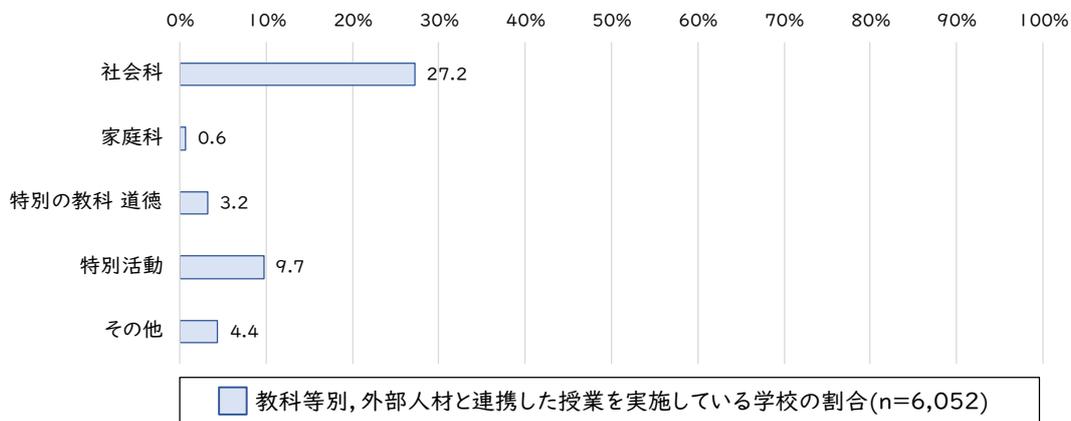
平成24年度調査の結果と対比すると⁹、教科等の中で「社会科」での実施割合が比較的高いという本調査の結果は、平成24年度と同様である。このことから、外部人材と連携した法教育は、主に「社会科」での実践が進められていると考えられるが、本調査の結果からは、「特別の教科 道徳」や「特別活動」で授業を実施している学校の割合も高まっていることがうかがえる。

図表 2-1-2-3 外部人材と連携した授業を実施した「教科等」(回答事例数を分母にした集計)【問1】



※外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計

図表 2-1-2-4 外部人材と連携した授業を実施した「教科等」(学校数を分母にした集計)【問1】



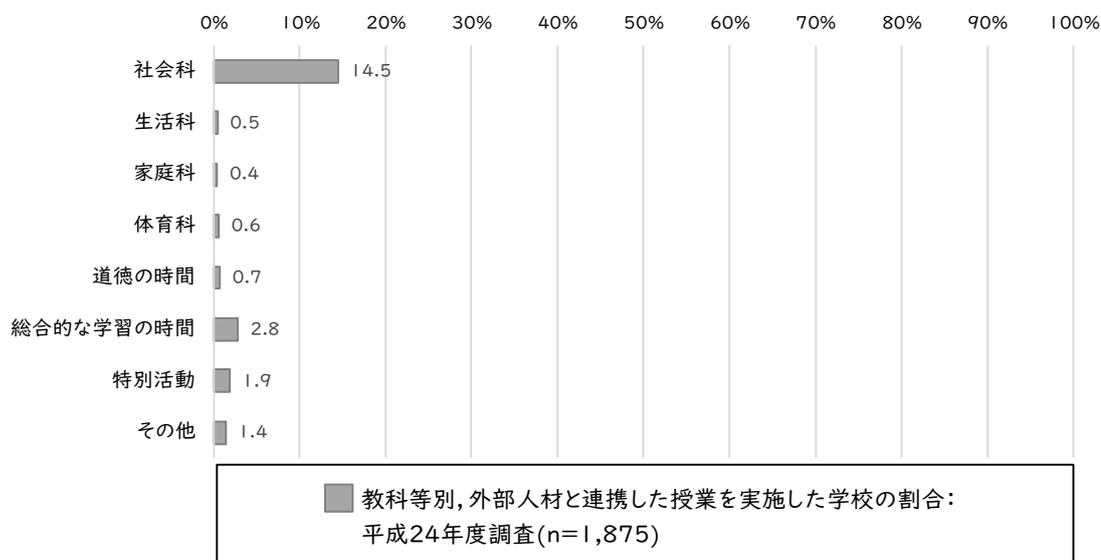
※調査回答学校数(外部人材と連携した授業を実施していない学校を含む)を分母とした集計

⁹ 平成24年度調査では「これまでに教科等の学習指導に関連し、法律家(裁判官、検察官、弁護士など)や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか。」という質問において、「ある」と回答した場合に、どの教科等において連携を行ったのかを調査しており、本調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、平成24年度調査に関し掲載している結果は、平成24年度調査報告書には直接的には掲載されていないものであるが、連携の有無に関し未記入36件を除く有効回答1,875件について、回答学校数を分母にして集計を行ったものである。

図表2-1-2-5 外部人材と連携した授業を実施した「教科等」の「その他」の内訳【問1】

分類	件数
総合的な学習の時間（総合，総合学習，総合的な学習等の回答を含む）	147件
保健・体育（保健，保健体育，体育科等の回答を含む）	36件
学校行事（行事，PTA親子行事等の回答を含む）	27件
安全教室等（交通安全，防犯，非行防止等の回答を含む）	19件
人権・いじめに関する授業（人権教育，いじめ予防教室等の回答を含む）	15件
学級活動	13件
情報モラル等（情報教育の一環，ケータイ安全教室等の回答を含む）	10件
講演会（PTAと共催の講演会，小中連携の講話会等の回答を含む）	10件
複数の教科等での合同授業	7件
修学旅行，社会科見学	3件
その他（朝礼，入学説明会，集会等の回答）	20件
合計	307件

図表2-1-2-6 （参考）平成24年度調査での外部人材と連携した授業を実施した「教科等」（学校数を分母にした集計）



※調査回答学校数(外部人材と連携した授業を実施していない学校を含む)を分母とした集計

《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した法教育は「社会科」で実施されることが多い。
- ★ 主に「社会科」での実践が進められていると考えられるが、「特別の教科 道徳」や「特別活動」での実施割合も高まっていると考えられる。

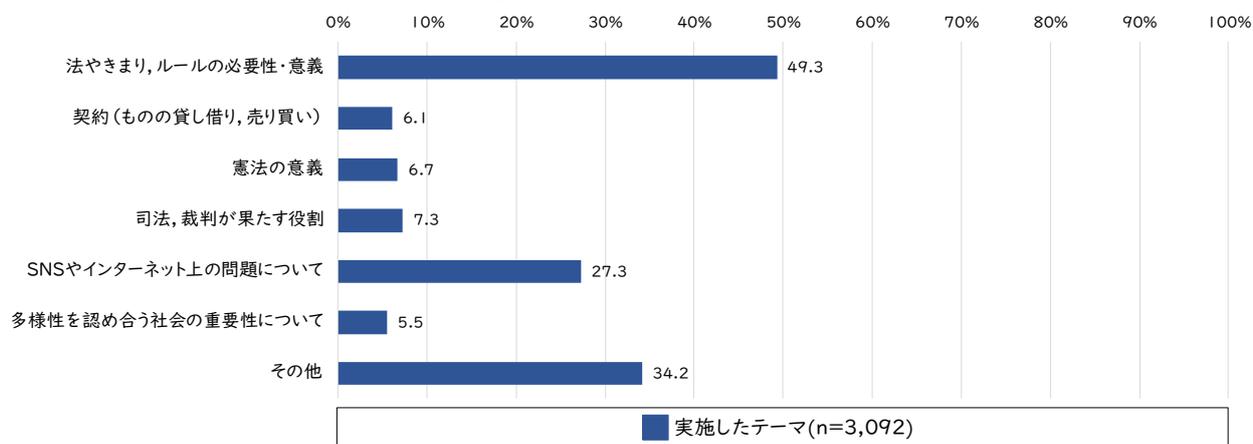
③テーマ

外部人材と連携して実施した授業の「テーマ」に関する内訳としては、「法やきまり，ルール
の必要性・意義」の割合が49.3%と最も高くなっている。次いで、「その他」が34.2%，
「SNSやインターネット上での問題について」が27.3%となっている。

「その他」については1,056件の回答があり，その内容として，多くが「税に関する教育」
との回答であった。平成24年度調査でも，「税に関する教育」（租税教室）は，外部人材と連携
した授業の内容として一定数回答があったとされているが¹⁰，本調査の結果からも，比較的多く
の学校で実施されている状況にあることがうかがえる。

学校数を分母にして集計すると，「法やきまり，ルールの必要性・意義」をテーマに外部人材
と連携した授業を実施している学校の割合は，20.5%である。

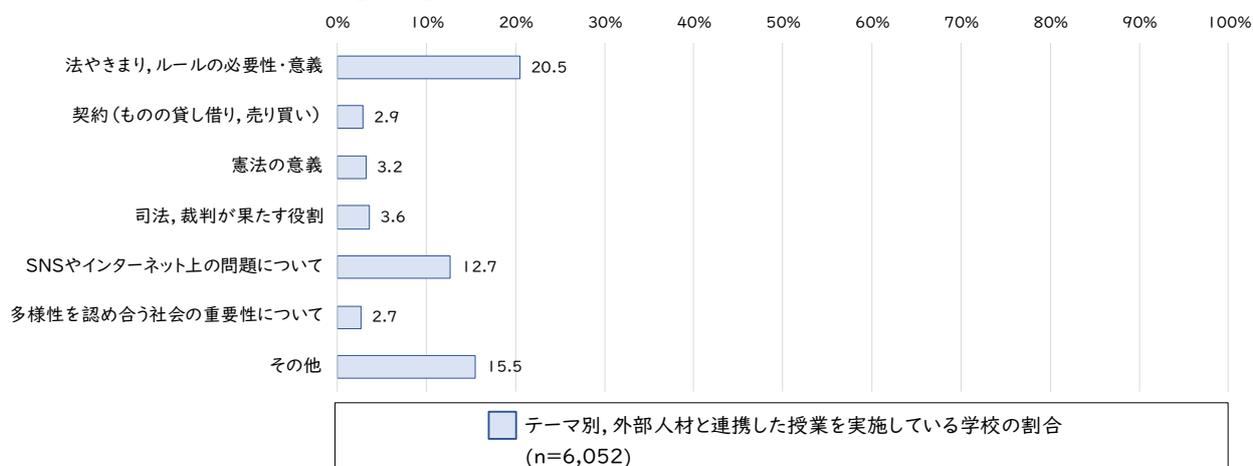
図表 2-1-2-7 外部人材と連携した授業を実施した「テーマ」（回答事例数を分母にした
集計）【問1】



※外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため，割合の合計が100%を超える

図表 2-1-2-8 外部人材と連携した授業を実施した「テーマ」（学校数を分母にした集計）
【問1】



※調査回答学校数(外部人材と連携した授業を実施していない学校を含む)を分母とした集計

¹⁰ 平成24年度調査報告書35ページ参照。

図表2-1-2-9 外部人材と連携した授業を実施した「テーマ」の「その他」の内訳【問1】

分類	件数
税に関する教育（租税教室，納税の義務，税の役割等の回答を含む）	777件
人権・いじめに関する授業（人権教育，いじめ予防教室等の回答を含む）	105件
安全教室等（交通安全，防犯，非行防止，薬物乱用防止等の回答を含む）	68件
職業・仕事（弁護士，警察，司法書士の仕事等の回答を含む）	35件
選挙・行政・議会等（模擬選挙，議会について等の回答を含む）	18件
市民・地域の暮らしを守る仕組み	9件
友だちとの関係や課題解決（もめごとの解決，合意形成等の回答を含む）	8件
ごみ・環境問題等（廃棄物処理，環境に配慮した消費等の回答を含む）	7件
消費者教育，年金	6件
施設等見学（裁判所，社会復帰促進センター，消防署の見学等）	5件
情報モラル等	4件
模擬裁判	2件
その他（国民の義務，緊急時への備えや対応，性の多様性，健康，世界の貧困問題，伝統に関する学習等）	12件
合計	1,056件

《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した法教育は「法やきまり，ルールの必要性・意義」をテーマにして実施されることが最も多く，「SNSやインターネット上での問題について」や「税に関する教育」等のテーマでも実施される割合が高い。

④連携先

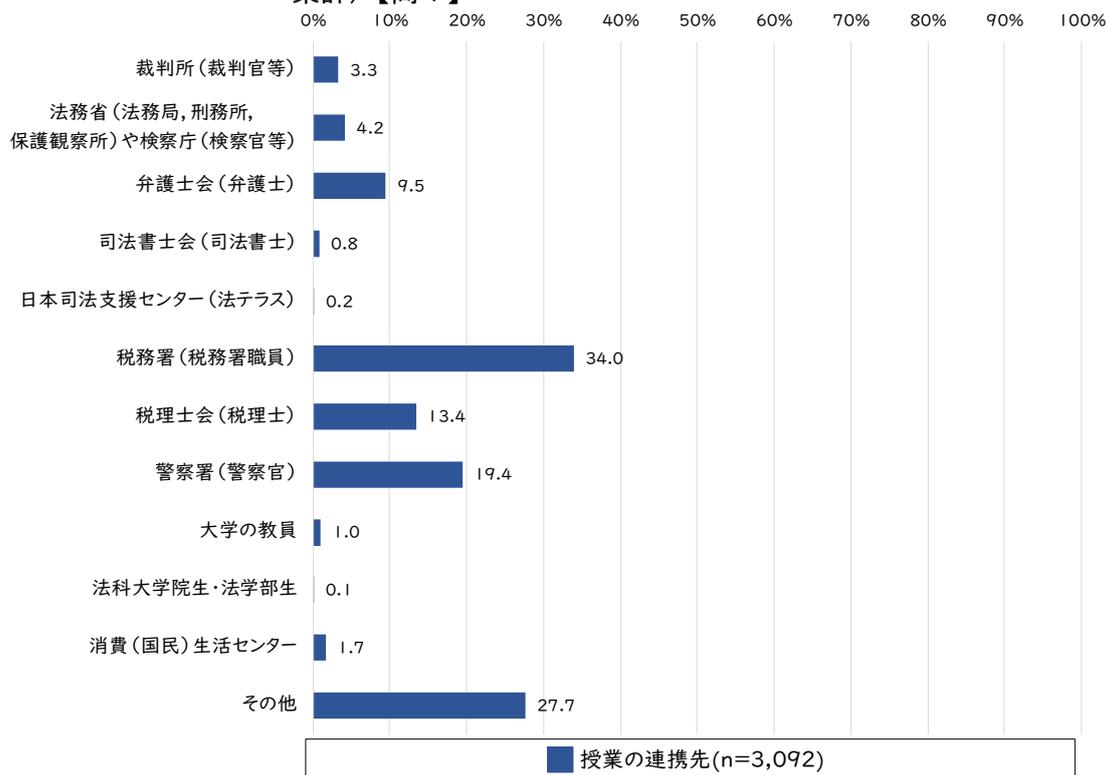
外部人材と連携して実施した授業の「連携先」に関する内訳としては、「税務署（税務署職員）」の割合が34.0%と最も高くなっている。次いで、「その他」について27.7%、「警察署（警察官）」が19.4%となっている。なお、「法務省（法務局，刑務所，保護観察所）や検察庁（検察官等）」と連携した授業の割合は4.2%であった。

「その他」については、855件の回答があり、その内容として、「情報通信等に関する企業・担当者」や「自治体職員」，「法人会」などが比較的多かった¹¹。

学校数を分母にして集計すると、「税務署（税務署職員）」と連携した授業を実施している割合は、17.0%である。また、「法務省（法務局，刑務所，保護観察所）や検察庁（検察官等）」と連携した授業を実施した学校の割合は2.0%となっている。

連携先について平成24年度調査の結果と対比すると¹²，「裁判所（裁判官など）」と連携している学校の割合は平成24年度調査の方が高い¹³が，例えば「弁護士会（弁護士）」の回答割合は，本調査において高まっていることがうかがえる。法務省や検察庁と連携している学校の割合は微減となっている。

図表2-1-2-10 外部人材と連携した授業を実施した「連携先」（回答事例数を分母にした集計）【問1】



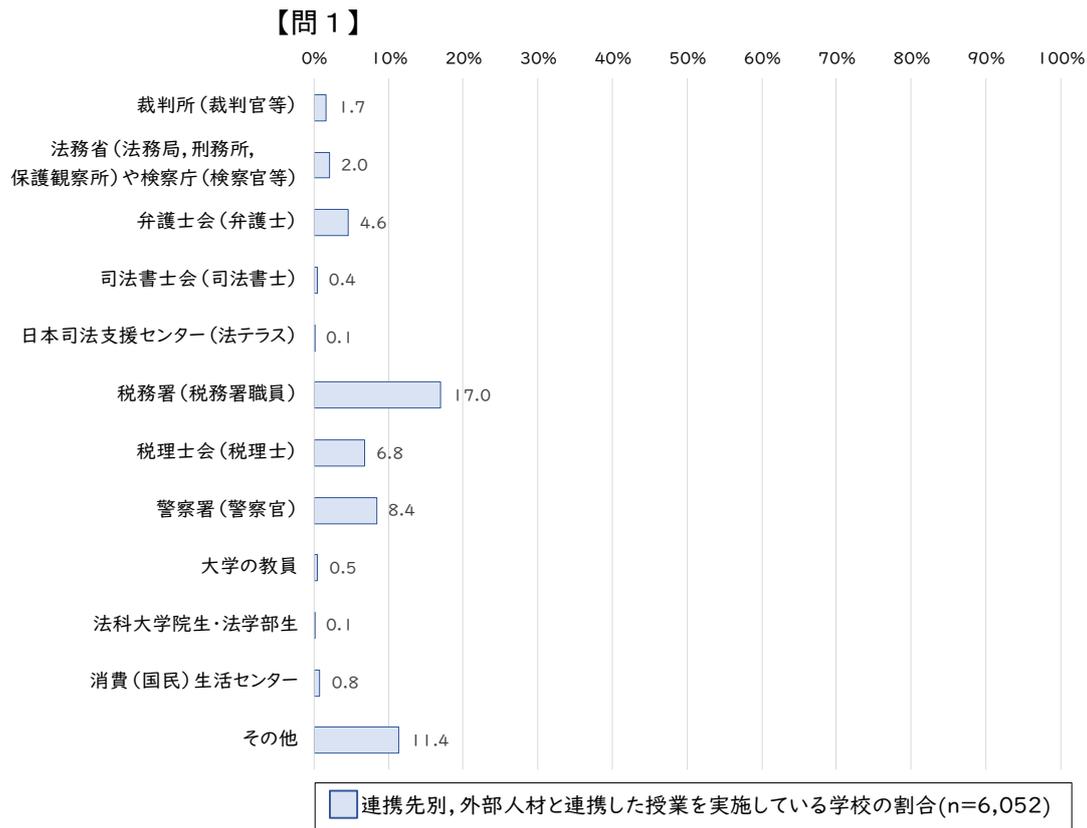
※外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計
 ※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

¹¹ 連携先の「その他」について、調査票では「行政書士会，社会保険労務士会，弁理士会，企業のコンプライアンス担当者等」と例示した上で調査を行っている。

¹² 平成24年度調査では「これまでに教科等の学習指導に関連し，法律家（裁判官，検察官，弁護士など）や関係各機関と連携した授業や見学，教員研修などを行ったことはありますか。」という質問において，「ある」と回答した場合に，その連携先について調査しており，本調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお，平成24年度調査に関し掲載している結果は，平成24年度調査報告書には直接的には掲載されていないものであるが，連携の有無に関し未記入36件を除く有効回答1,875件について，回答学校数を分母にして集計を行ったものである。

¹³ 「見学」等も質問の範囲に含まれていたためと考えられる。

図表2-1-2-1-1 外部人材と連携した授業を実施した「連携先」(学校数を分母にした集計)



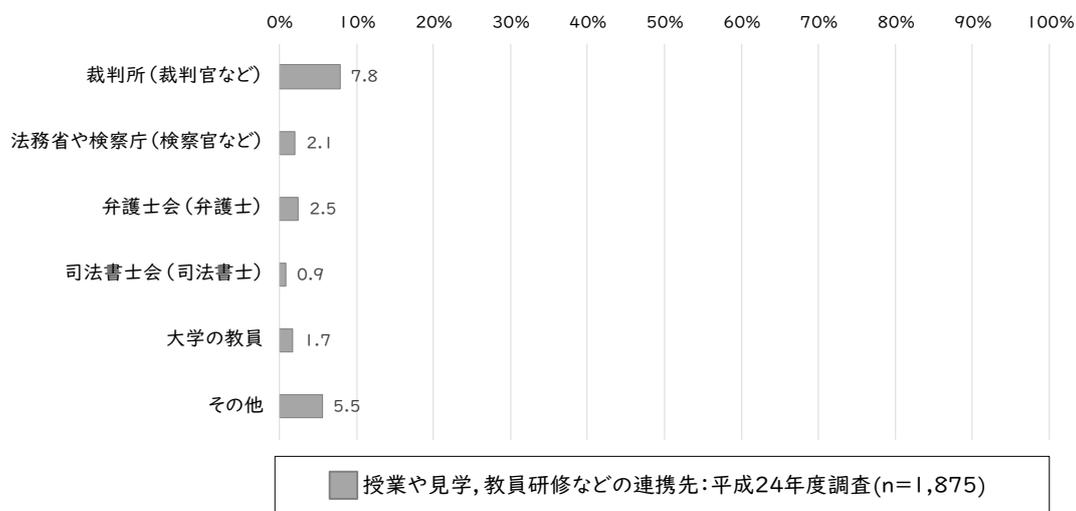
※調査回答学校数(外部人材と連携した授業を実施していない学校を含む)を分母とした集計

図表2-1-2-12 外部人材と連携した授業を実施した「連携先」の「その他」の回答の内容

【問1】

分類	件数
情報通信等に関する企業・担当者	180件
自治体職員（税務課職員等の回答を含む）	123件
法人会	85件
NPO法人，ボランティア団体等	45件
教育委員会・他の学校種の教員等	44件
メディア・情報モラル等に関する支援員	43件
人権擁護協議会・人権擁護委員	41件
地域の専門職・福祉職等（スクールソーシャルワーカー，保護司等）	36件
企業のコンプライアンス担当者等	31件
議会・議員	22件
選挙管理委員会，選挙推進協議会	17件
税に関する職員等（税務署から委託された方，青色申告会等）	17件
消防署	15件
薬剤師（学校薬剤師を含む）	13件
行政書士会・行政書士	12件
ごみ・環境問題等に関する施設・職員（ごみ処理施設，水道局等）	12件
銀行・金融機関	11件
行政相談員	9件
商工会議所	7件
国立機関，国際関係機関	6件
法科大学院生・法学部生以外の学生，高校生	6件
交通安全協会・交通安全指導員・自動車学校	5件
金融広報委員会	5件
弁理士	5件
社会保険労務士	4件
保健所	4件
その他（警察OB，人権擁護に関する団体，消費生活相談員，マスメディアの企業，警備保障に関する企業，福祉事業所，財務関係の職員，公認会計士，学校医等）	57件
合計	855件

図表2-1-2-13 (参考) 平成24年度調査での外部人材と連携した授業を実施した「連携先」(学校数を分母にした集計)



※調査回答学校数(外部人材と連携した授業を実施していない学校を含む)を分母とした集計

《読み取れること・ポイント》

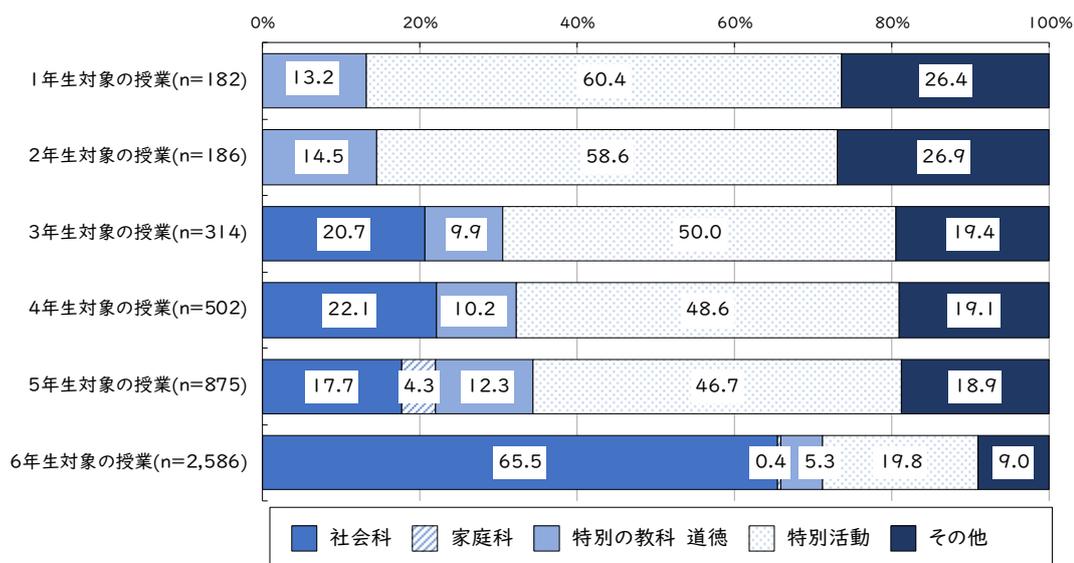
- ★ 連携先は「税務署(税務署職員)」や「警察署(警察官)」などの割合が高い。
- ★ 「情報通信等に関する企業・担当者」との連携もされており, 連携により「SNSやインターネット上での問題について」をテーマとした授業が行われているものと考えられる。
- ★ 平成24年度調査と比べ, 「弁護士会(弁護士)」と連携している学校の割合は高まっている。本調査で法務省や検察庁と連携している学校の割合は2.0%となっており, 平成24年度調査と比べ微減となっている。

(3) 外部人材と連携した法教育に関する授業について学年別の実施状況

① 学年別、授業実施の教科等

外部人材と連携して実施した法教育に関する授業について、「学年」と「教科等」のクロス集計を行うと、「1年生」から「5年生」までは「特別活動」での実施割合が最も高くなっている¹⁴。「6年生」では、「社会科」での実施割合が最も高く65.5%となっている。

図表2-1-3-1 外部人材と連携した授業を実施した「学年」と「教科等」との関係
(回答事例数を分母にした集計)【問1】



※学年別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計

《読み取れること・ポイント》

★ 6年生対象の授業は主に「社会科」で、他の学年の授業では主に「特別活動」において、外部人材と連携した法教育に関する授業を実施している。

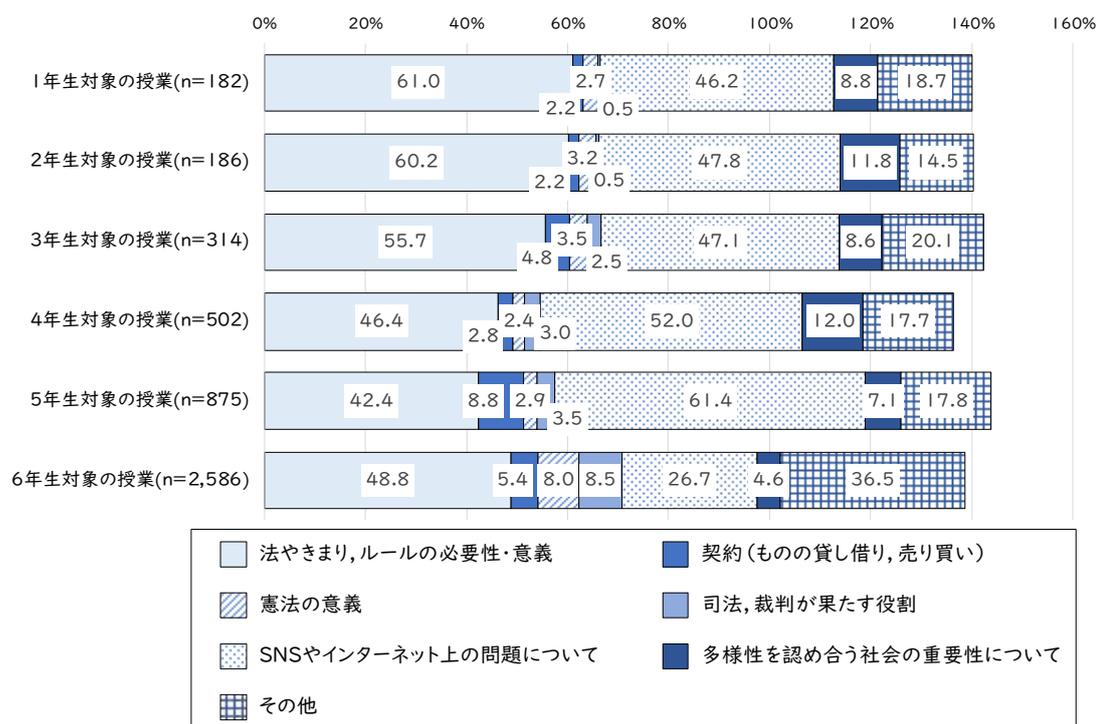
¹⁴ 1年生・2年生の「社会科」と、1年生～4年生の「家庭科」は該当なしのため、図表中に割合を掲載していない。

②学年別、授業実施のテーマ

外部人材と連携して実施した授業について、「学年」と「テーマ」のクロス集計を行うと、「1年生」から「5年生」までは「法やきまり、ルールの必要性・意義」と「SNSやインターネット上の問題について」をテーマとした授業の実施割合が比較的高くなっている。

「6年生」では、「法やきまり、ルールの必要性・意義」の割合が最も高いが、「その他」の割合が他の学年と比較して高く、また、「憲法の意義」や「司法、裁判が果たす役割」についても、他の学年と比べると高くなっている。

図表2-1-3-2 外部人材と連携した授業を実施した「学年」と「テーマ」との関係
(回答事例数を分母にした集計)【問1】



※学年別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計

※1つの授業で複数のテーマについて実施しているものがあるため割合が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

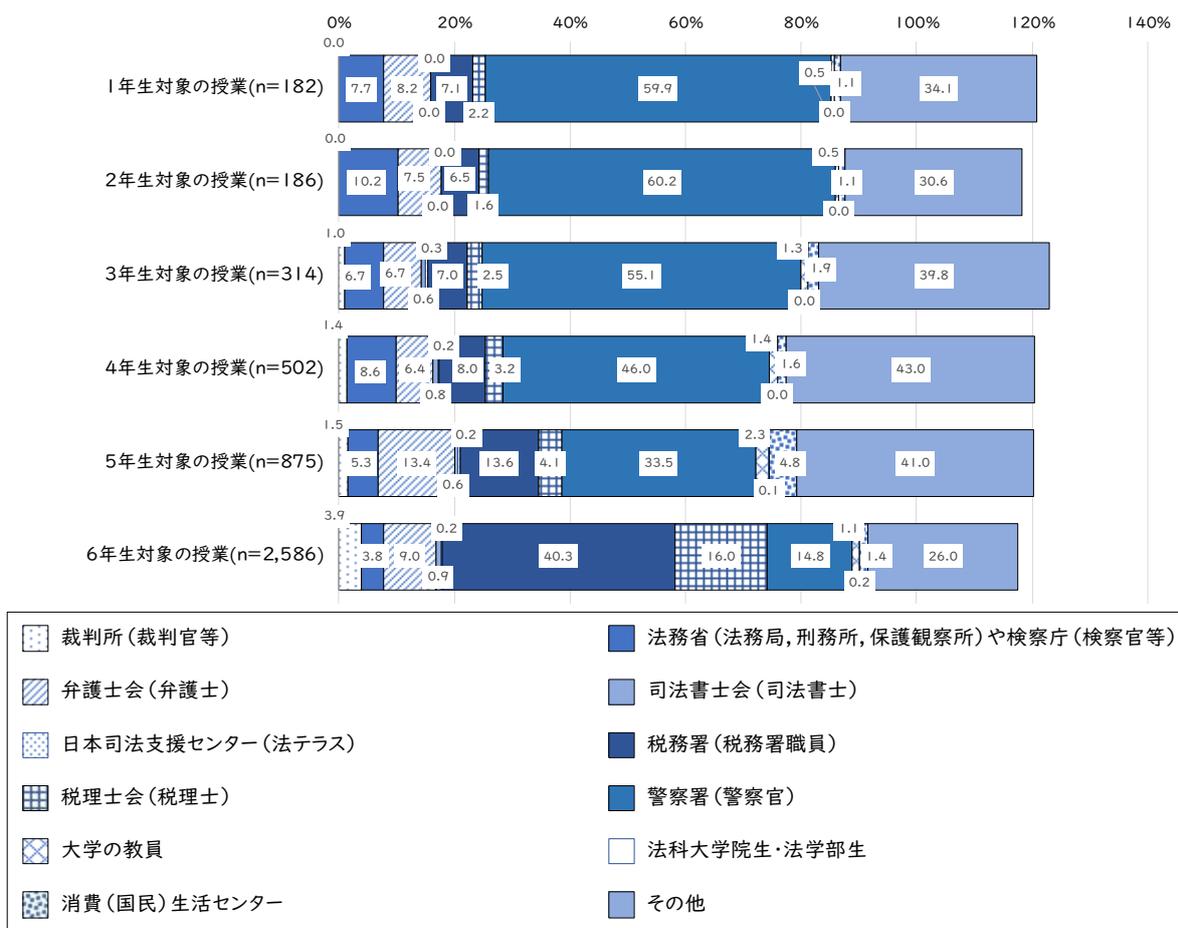
- ★ 5年生までは「法やきまり、ルールの必要性・意義」と「SNSやインターネット上の問題について」をテーマとして授業が実施されることが多い。
- ★ 6年生では、「憲法の意義」や「司法、裁判が果たす役割」や、「その他」(主に税に関する教育)をテーマにした授業も実施されている。

③学年別、授業実施の際の連携先

外部人材と連携して実施した授業について、「学年」と「連携先」のクロス集計を行うと、「1年生」から「4年生」までは、「警察署（警察官）」と連携している割合が最も高くなっている。「5年生」では「その他」、「6年生」では「税務署（税務署職員）」と連携している授業の割合が最も高く、また、「6年生」では「税理士会（税理士）」と連携している割合も、他の学年と比べると高くなっている。

図表2-1-3-3 外部人材と連携した授業を実施した「学年」と「連携先」との関係

(回答事例数を分母にした集計)【問1】



※学年別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計
 ※1つの授業で複数の連携先があるものがあるため割合が100%を超える
 ※図表中「0.0」の表記の箇所は、いずれも回答件数が0件であったものである

《読み取れること・ポイント》

- ★ 5年生までは「警察署（警察官）」や「その他」（「情報通信等に関する企業・担当者」、「自治体職員」、「法人会」等）と連携した授業が実施されていることが多くなっている。
- ★ 6年生の授業では、「税務署（税務署職員）」や「税理士会（税理士）」と連携している割合が他の学年の授業よりも高くなっており、各学年で実施されている授業の教科・テーマに対応する形で、連携先が異なっていることがうかがえる。

(4) 外部人材と連携した法教育に関する授業について教科等別の実施状況

①教科等別，授業実施のテーマ

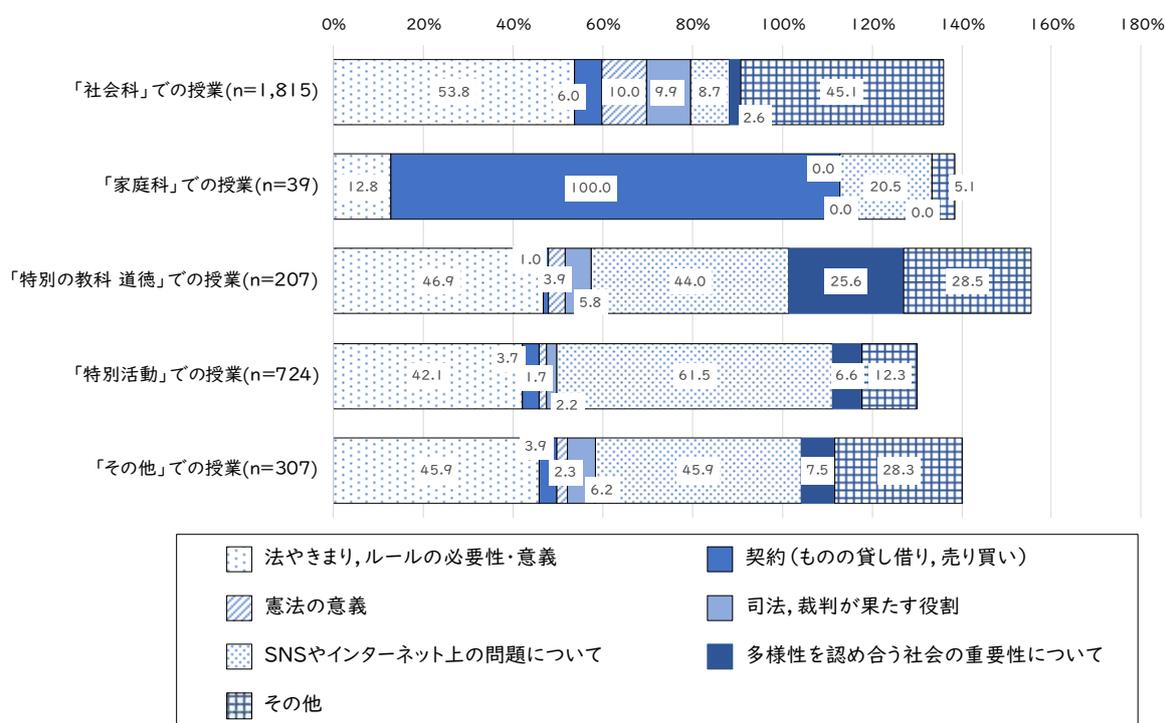
外部人材と連携して実施した授業について、「教科等」と「テーマ」のクロス集計を行うと、例えば、「社会科」での授業では、「法やきまり，ルール必要性・意義」と「その他」（主に税に関する教育）をテーマに実施している割合が高くなっている。

事例数は他の教科と比べると少ないが、「家庭科」での授業は、いずれも「契約（ものの貸し借り，売り買い）」をテーマにしており、また、一部の授業では「SNSやインターネット上の問題について」等も併せてテーマとして実施されている。「特別の教科 道徳」での授業は「多様性を認め合う社会の重要性について」をテーマに実施されている割合が25.6%と他の教科等と比較して高く、「特別活動」においては、61.5%が「SNSやインターネット上の問題について」をテーマとして実施されている。

この関係性についてテーマ別に集計すると、例えば、「SNSやインターネット上の問題について」をテーマにした授業は52.8%が「特別活動」で実施されており、「多様性を認め合う社会の重要性について」をテーマにした授業は「社会科」，「特別の教科 道徳」，「特別活動」での実施が同程度の割合となっている。

図表 2-1-4-1 外部人材と連携した授業を実施した「教科等」と「テーマ」との関係

(教科等別のテーマに関する集計，回答事例数を分母にした集計)【問1】



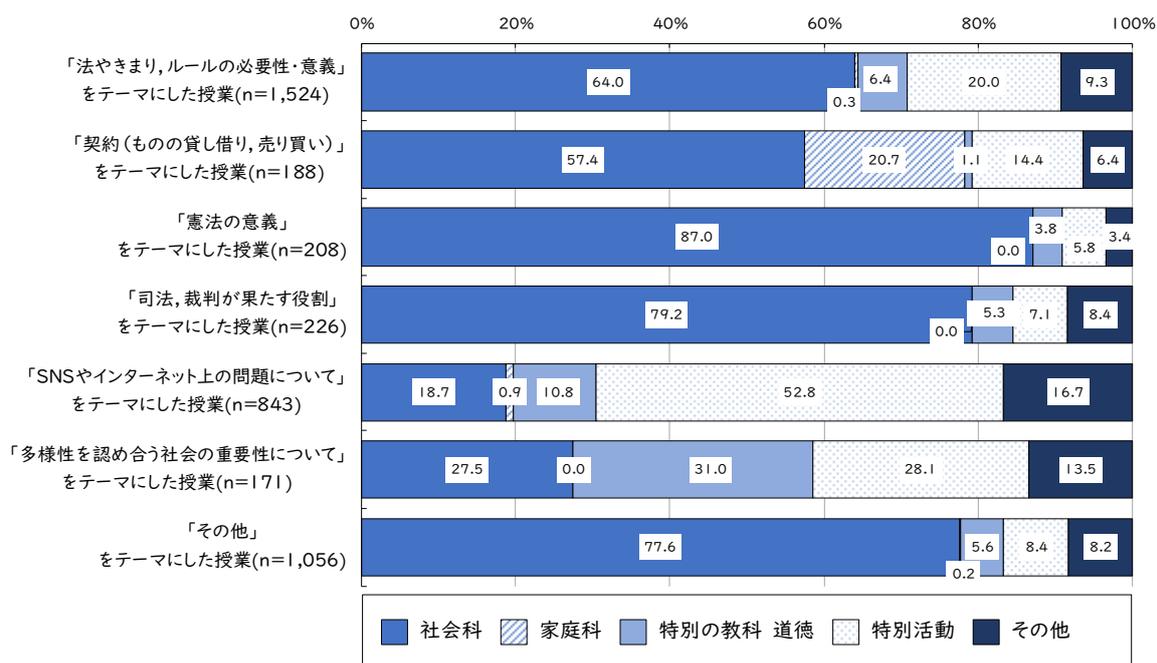
※教科等別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計

※1つの授業で複数のテーマについて実施しているものがあるため割合が100%を超える

※図表中「0.0」の表記の箇所は、いずれも回答件数が0件であったものである

図表2-1-4-2 外部人材と連携した授業を実施した「教科等」と「テーマ」との関係

(テーマ別の教科等に関する集計, 回答事例数を分母にした集計)【問1】



※テーマ別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計
 ※図表中「0.0」の表記の箇所は, いずれも回答件数が0件であったものである

《読み取れること・ポイント》

- ★ 教科等の内容に応じて, 例えば「家庭科」の授業では主に「契約(ものの貸し借り, 売り買い)」をテーマに実施されている。
- ★ 「特別の教科 道徳」での授業は「多様性を認め合う社会の重要性について」をテーマに実施されている割合が他の教科等よりも比較的高く, 「特別活動」においては主に「SNSやインターネット上の問題について」をテーマとして, 授業が実施されている。
- ★ テーマ別に集計した場合, 例えば, 「SNSやインターネット上の問題について」をテーマにした授業は約半数が「特別活動」で実施されており, 「多様性を認め合う社会の重要性について」をテーマにした授業は「社会科」, 「特別の教科 道徳」, 「特別活動」での実施が同程度となっていることなどが分かる。

②教科等別，授業実施の際の連携先

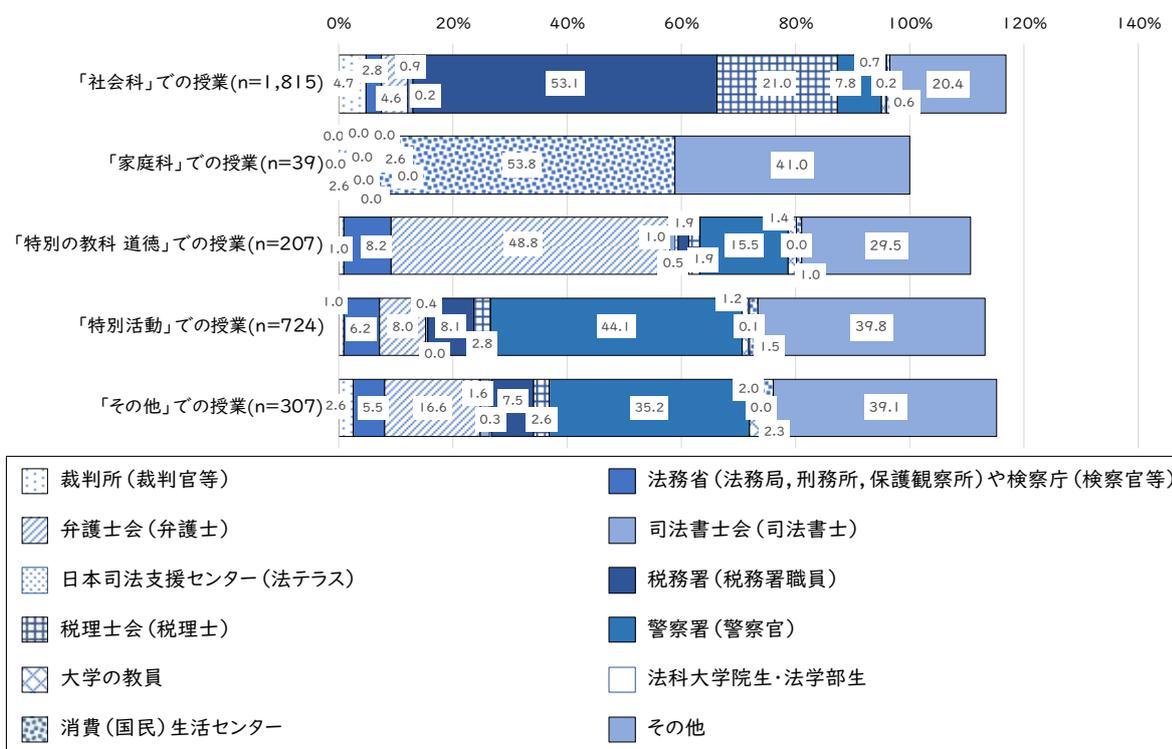
外部人材と連携して実施した授業について、「教科等」と「連携先」のクロス集計を行うと、「社会科」での授業では「税務署（税務署職員）」と連携している割合が53.1%となっている。

また、「家庭科」での授業は「消費（国民）生活センター」，「特別の教科 道徳」での授業は「弁護士会（弁護士）」，「特別活動」や「その他」での授業では「警察署（警察官）」と連携している割合が高くなっている。

なお、「道徳」について，平成24年度調査では，法教育に関して「人権教育」や「規範意識の向上」，「いじめ，差別」等の学習内容が多かったとされている¹⁵。小学校の「特別の教科 道徳」では，弁護士等との連携により，これらのテーマに関する授業が実施されていることが多いのではないかと推察される。

この関係性について連携先別に集計すると，例えば，「警察署（警察官）」と連携した授業は53.1%が「特別活動」での実施，「消費（国民）生活センター」と連携した授業は40.4%が「家庭科」での実施となっている。なお，「法務省（法務局，刑務所，保護観察所）や検察庁（検察官等）」と連携した授業は，「社会科」での実施が38.8%，「特別活動」での実施が34.9%で同程度の割合となっている。

図表2-1-4-3 外部人材と連携した授業を実施した「教科等」と「連携先」との関係（教科等別の連携先に関する集計，回答事例数を分母にした集計）【問1】

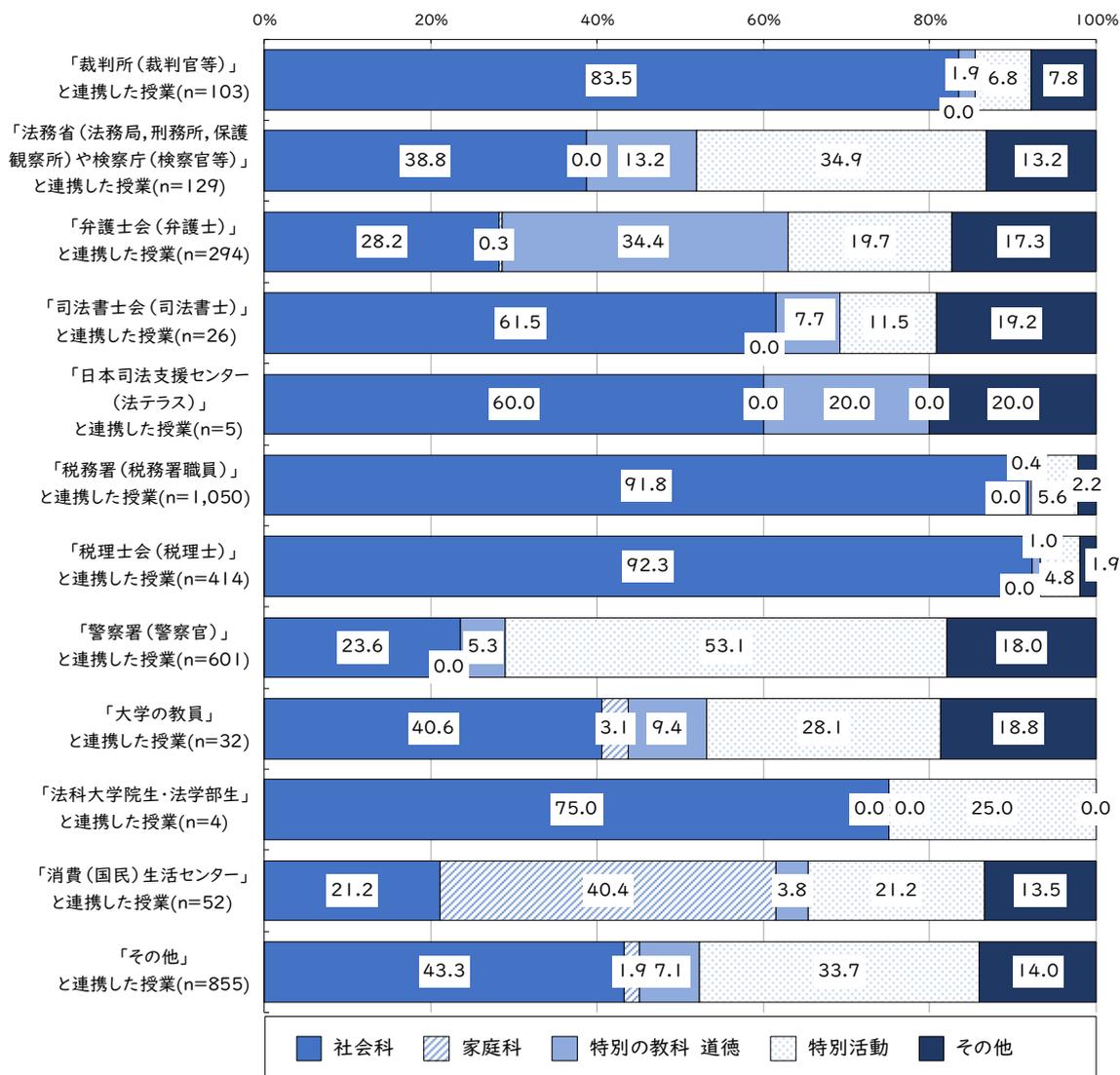


※教科等別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計
 ※1つの授業で複数の連携先があるものがあるため割合が100%を超える
 ※図表中「0.0」の表記の箇所は，いずれも回答件数が0件であったものである

¹⁵ 平成24年度調査報告書19ページ参照。「道徳の時間」に関する回答。

図表2-1-4-4 外部人材と連携した授業を実施した「教科等」と「連携先」との関係

(連携先別の教科等に関する集計、回答事例数を分母にした集計)【問1】



※連携先別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計

※図表中「0.0」の表記の箇所は、いずれも回答件数が0件であったものである

《読み取れること・ポイント》

- ★ 教科等に応じて連携先が異なっており、例えば「社会科」での授業では、「税務署(税務署職員)」と連携している割合が高くなっている。また、「家庭科」での授業は「消費(国民)生活センター」、「特別の教科 道徳」での授業は「弁護士会(弁護士)」、「特別活動」や「その他」での授業では「警察署(警察官)」と連携している割合が高くなっている。
- ★ 連携先別に集計した場合、例えば、「法務省(法務局, 刑務所, 保護観察所)や検察庁(検察官等)」と連携した授業は、「社会科」及び「特別活動」での実施割合が同程度となっていることなどが分かる。

(5) 外部人材と連携した法教育に関する授業についてテーマ別の実施状況

①テーマ別，授業実施の際の連携先

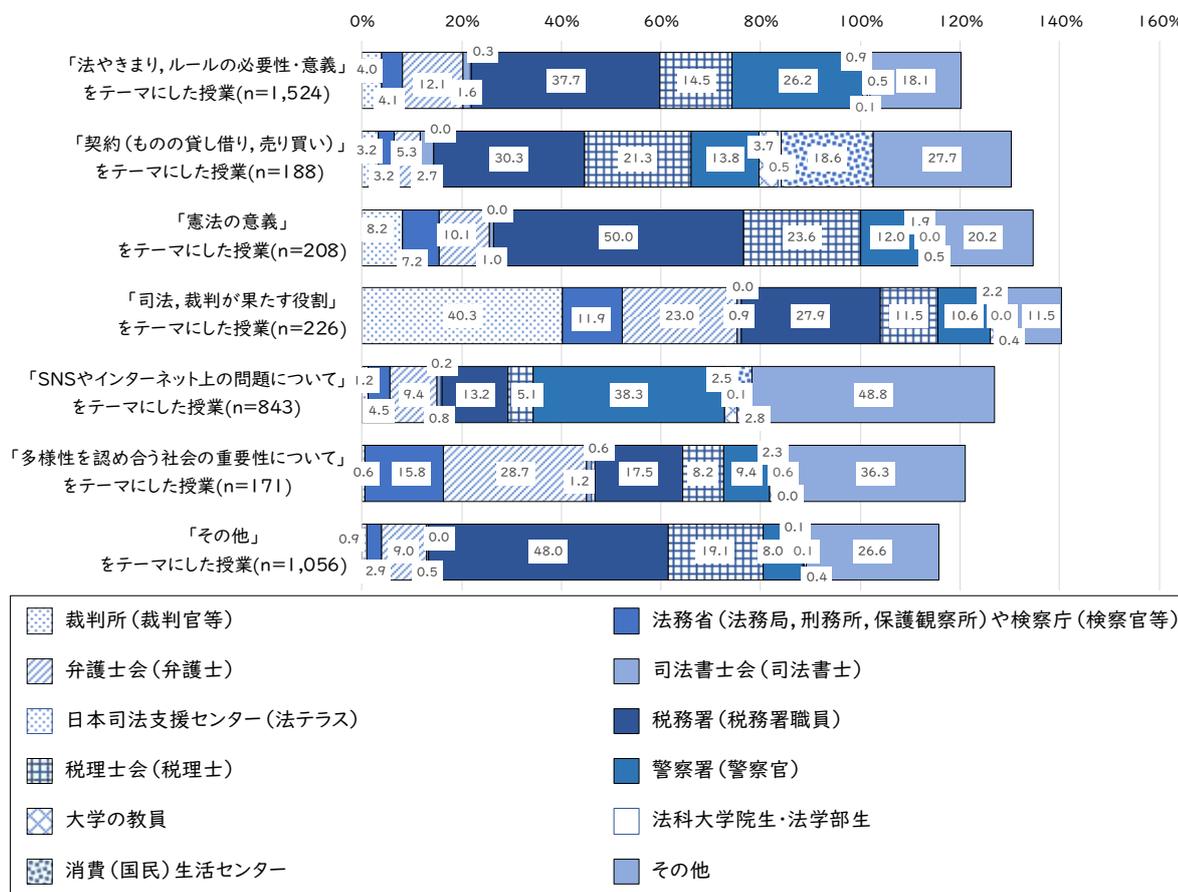
外部人材と連携して実施した授業について、「テーマ」と「連携先」のクロス集計を行うと、例えば、「司法，裁判が果たす役割」をテーマにした授業では、「裁判所（裁判官等）」と連携している割合が40.3%と高くなっている。

また、「SNSやインターネット上の問題について」をテーマにした授業では「警察署（警察官）」と連携している割合が38.3%、「多様性を認め合う社会の重要性について」をテーマにした授業では「弁護士会（弁護士）」と連携している割合が28.7%となっており、他のテーマでの実施状況と比べ高くなっている。

この関係性について連携先別に集計すると、例えば、「裁判所（裁判官等）」と連携した授業では88.3%が「司法，裁判が果たす役割」をテーマとしており、「消費（国民）生活センター」と連携した授業は67.3%が「契約（ものの貸し借り，売り買い）」をテーマとして実施している。

なお、「法務省（法務局，刑務所，保護観察所）や検察庁（検察官等）」と連携した授業は、「司法，裁判が果たす役割」や「多様性を認め合う社会の重要性について」をテーマとして実施している割合がそれぞれ20.9%となっており、他の連携先との授業と比べてこれらのテーマの実施割合が高いことがうかがえる。

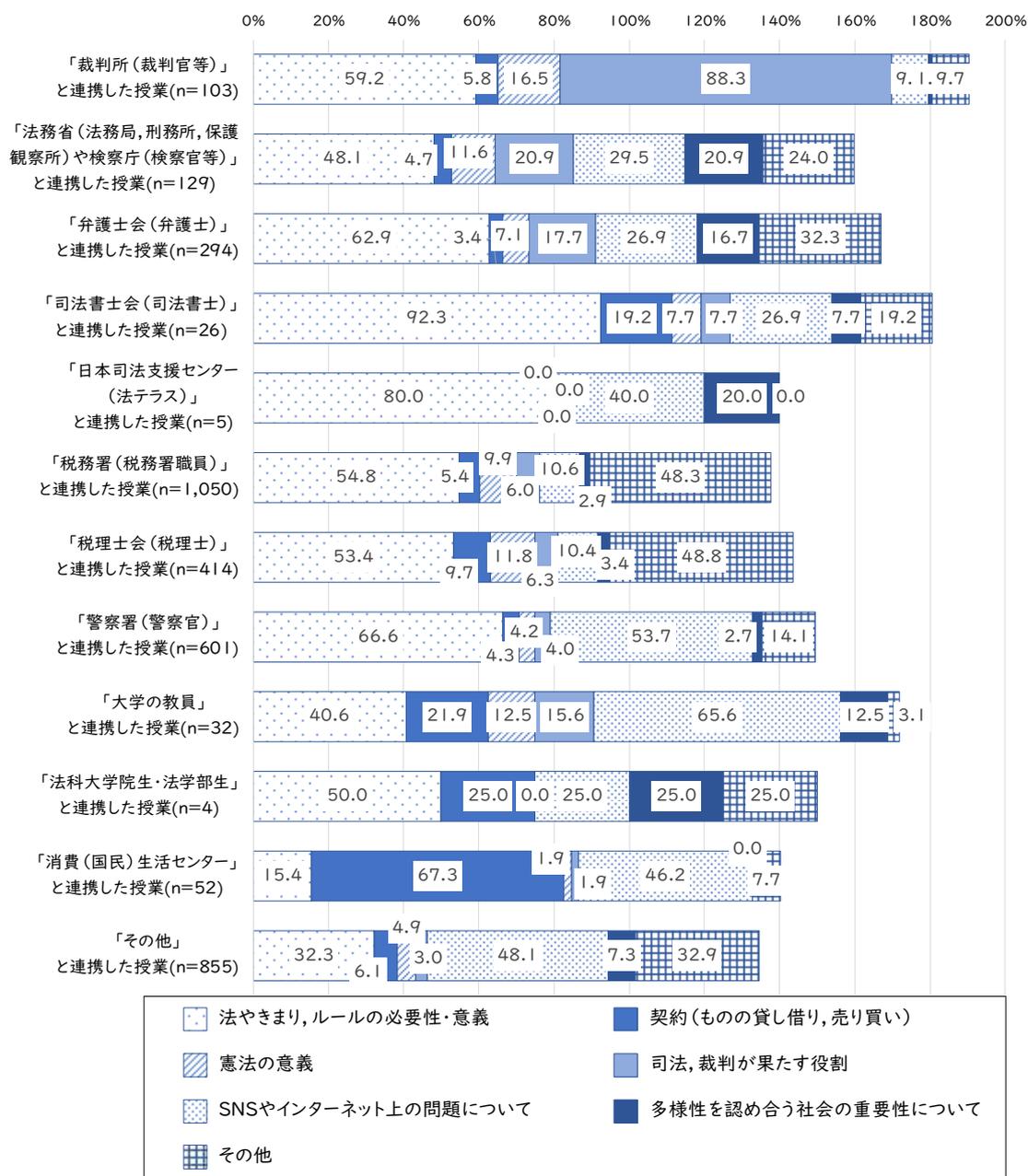
図表2-1-5-1 外部人材と連携した授業を実施した「テーマ」と「連携先」との関係（テーマ別の連携先に関する集計，回答事例数を分母にした集計）【問1】



※テーマ別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計
 ※1つの授業で複数の連携先があるものがあるため割合が100%を超える
 ※図表中「0.0」の表記の箇所は、いずれも回答件数が0件であったものである

図表2-1-5-2 外部人材と連携した授業を実施した「テーマ」と「連携先」との関係

(連携先別のテーマに関する集計、回答事例数を分母にした集計)【問1】



※連携先別の外部人材と連携した授業として回答された事例数を分母とした集計
 ※1つの授業で複数のテーマについて実施しているものがあるため割合が100%を超える
 ※図表中「0.0」の表記の箇所は、いずれも回答件数が0件であったものである

《読み取れること・ポイント》

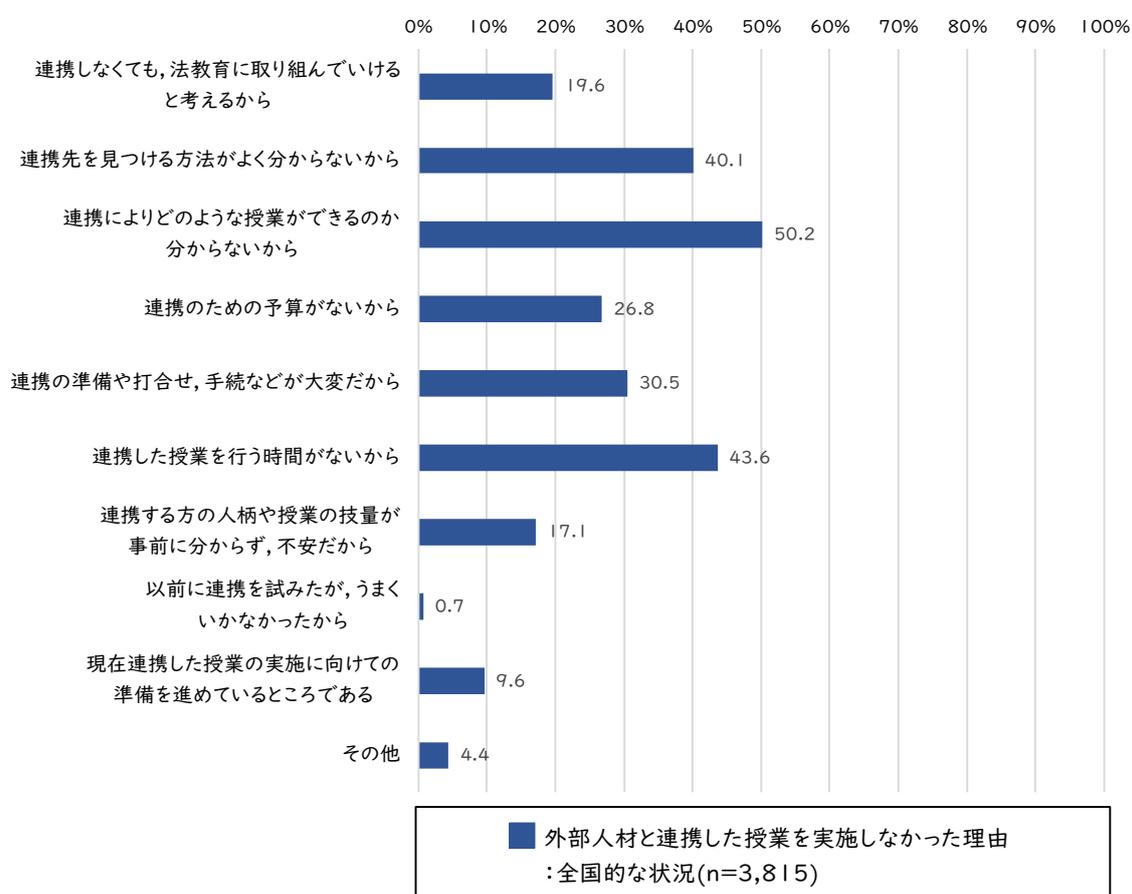
- ★ 授業のテーマに応じて連携先が異なっており、例えば、「司法, 裁判が果たす役割」に関しては「裁判所(裁判官等)」が、「多様性を認め合う社会の重要性について」に関しては「弁護士会(弁護士)」が連携先となっている割合が高くなっている。
- ★ 連携先別に集計した場合、例えば、「裁判所(裁判官等)」と連携した授業は88.3%が「司法, 裁判が果たす役割」をテーマとして実施している。また、「法務省(法務局, 刑務所, 保護観察所)や検察庁(検察官等)」と連携した授業は、他の連携先との授業と比べて、「司法, 裁判が果たす役割」や「多様性を認め合う社会の重要性について」をテーマとしている割合が高いことが分かる。

(6) 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由¹⁶

外部人材と連携した授業を実施しなかった理由としては、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」との回答割合が50.2%で最も高く、次いで「連携した授業を行う時間がないから」が43.6%、「連携先を見つける方法がよく分からないから」の割合が40.1%となっている。また、「準備や打合せ、手続などが大変だから」が30.5%、「予算がないから」の回答が26.8%と続いている。

平成24年度調査の結果と対比すると¹⁷、外部人材との連携に当たり、学校に「余裕がない」ことは引き続きの課題であることがうかがえるが、本調査の結果からは、連携によりどのような授業ができるのかを知りたいというニーズも高い状況にあることがうかがえる。

図表2-1-6-1 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由【問2】



※「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した学校数を分母とした集計
※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

¹⁶ 「外部人材と連携した授業を実施しなかった理由」について、教職員数別の集計も行ったが、分類別にはほぼ同様の結果であった。

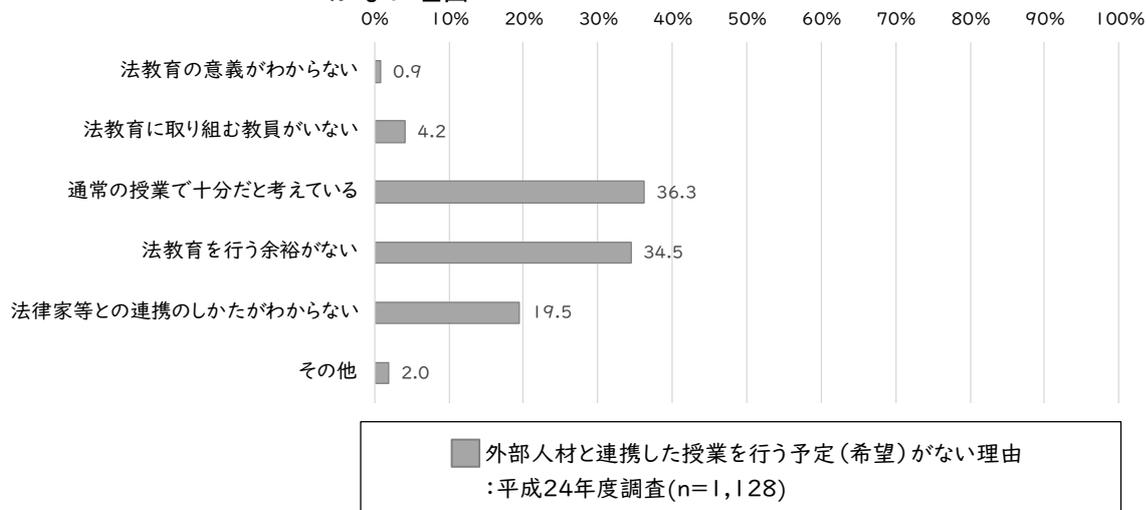
¹⁷ 平成24年度調査では「これまでに教科等の学習指導に関連し、法律家（裁判官、検察官、弁護士など）や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか。」という質問において、「ない」と回答した場合に、「今後、何らかの形で法律家や関係各機関と連携して法教育を行う予定（希望）はありますか」と質問し、更にその質問に「ない」と回答した場合の理由を調査したものであり、本調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。

図表2-1-6-2 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由の「その他」の回答の内容

【問2】

分類	件数
毎年実施していないため（隔年実施，複式学級のため等）	30件
通常の授業で実施しており，外部人材との連携までは考えなかったため	21件
地理的な理由（近隣に人材がない，学校が僻地・離島であるため等）	20件
法教育以外で外部人材と連携しているため	19件
教育課程・年間指導計画に位置付けられていなかったため	18件
希望したが実現しなかったため（日程調整の面，断られた等）	16件
人員・時間数等余裕がないため	15件
在籍児童の状況に応じて（高学年児童がない，病院分校であるなど）	13件
法教育への理解が高まっていないため，必要性感じられないためなど	8件
今後検討する，検討中である	5件
特になし	3件
合計	168件

図表2-1-6-3 （参考）平成24年度調査での外部人材と連携した授業を行う予定（希望）がない理由



※外部人材と連携した授業を行う予定（希望）がないと回答した学校数を分母とした集計

《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由としては、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」との回答割合が50.2%で最も高くなっている。
- ★ 外部人材との連携に当たり，学校に「余裕がない」ことは平成24年度調査以降も引き続き課題となっていると考えられる。
- ★ 今後連携を推進していくに当たっては，連携することでどのような授業ができるのか，連携先の情報に加えて授業の実践内容・実践例等に関する情報を提供していくことや，連携を行うに当たっての手続等に関する支援を充実させることなどが重要であることがうかがえる。

2. 法教育教材の利用状況等

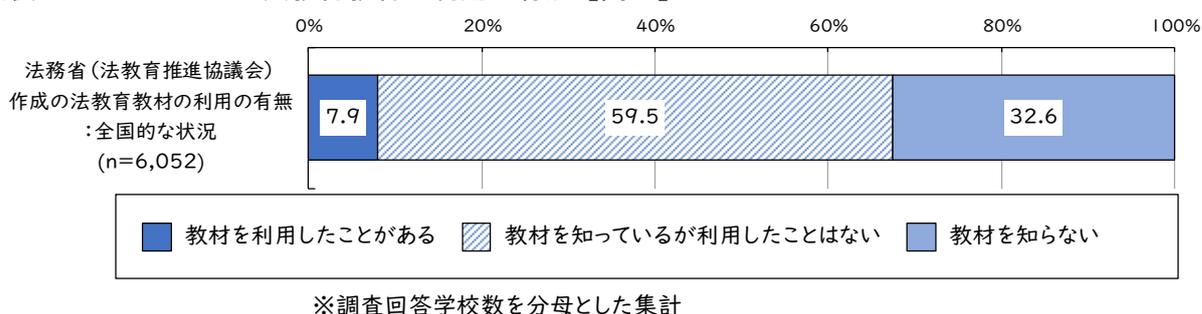
(1) 利用の有無

①全国的な状況

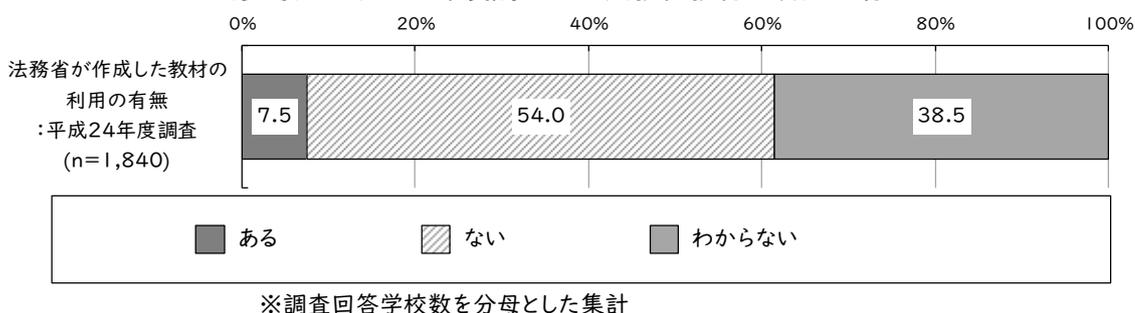
法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用について、「教材を利用したことがある」との回答割合は7.9%であった。また、「教材を知っているが利用したことはない」との回答割合は59.5%、「教材を知らない」との回答割合は32.6%であった。

平成24年度調査の結果と対比すると¹⁸，法教育教材が利用されている学校の割合は微増となっている。

図表 2-2-1-1 法教育教材の利用の有無【問4】



図表 2-2-1-2 (参考) 平成24年度調査での法教育教材の利用の有無



《読み取れること・ポイント》

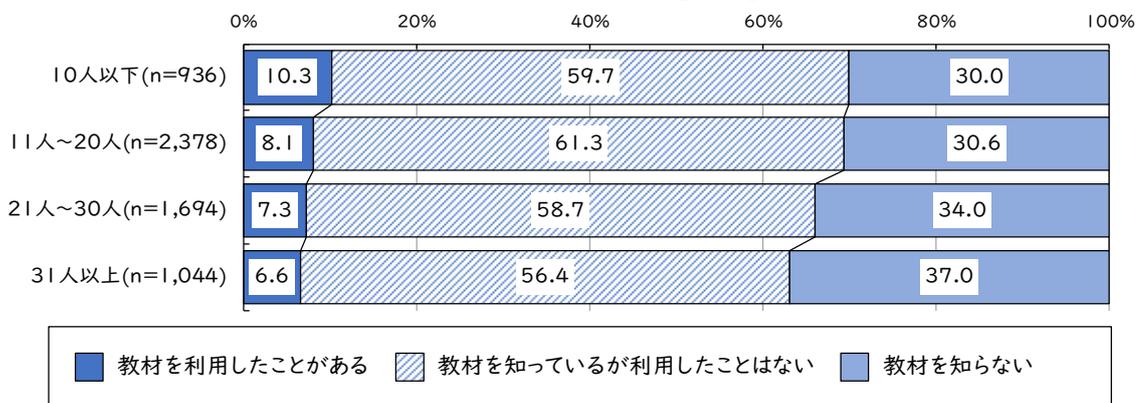
- ★ 法教育教材を利用したことがある学校の割合は7.9%となっている。
- ★ 「教材を知っている」との回答を合わせると、67.4%の学校は法教育教材のことを知っている状況にあるが、平成24年度調査と比べて、教材を利用したことがある学校の割合は微増となっている。

¹⁸ 平成24年度調査では「これまでに法務省が作成した教材を利用したことがありますか。」という質問文で調査をしており、回答の選択肢も異なることから、本調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、平成24年度調査に関し掲載している結果は、未記入71件を除く、有効回答1,840件について集計を行ったものである。

②教員数別の状況

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用について、教員数別に集計すると、教員数の少ない学校の方が「教材を利用したことがある」との割合が比較的高く、「教材を知らない」の回答割合は比較的低くなっている。

図表 2-2-1-3 教員数別、法教育教材の利用の有無【問4】



※教員数別の調査回答学校数を分母とした集計

《読み取れること・ポイント》

★ 法教育教材を利用したことがある学校の割合は、教員数が多い学校の方が比較的低く、周知の状況や利活用の状況等に差異があることがうかがえる。

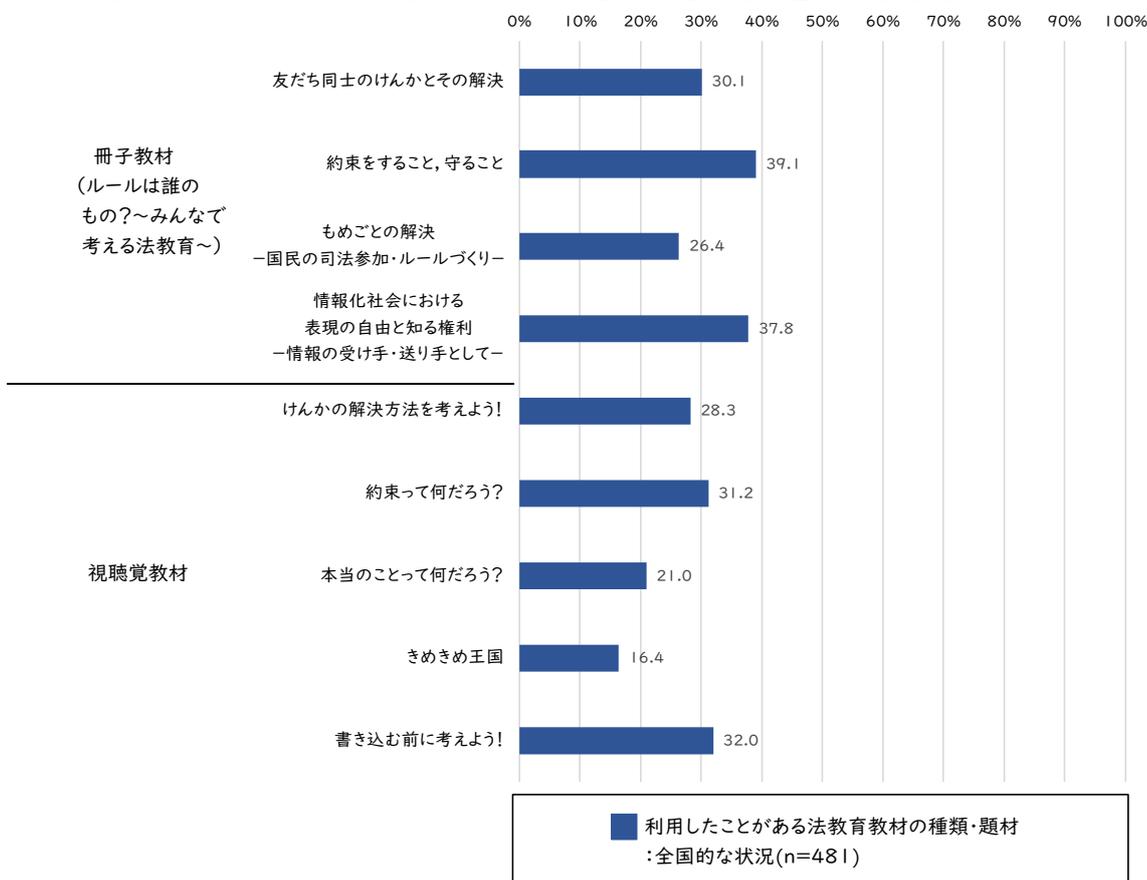
(2) 利用したことがある教材の種類・題材

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、利用したことがある教材・題材としては、冊子教材の「約束をすること、守ること」が39.1%と最も高く、次いで「情報化社会における表現の自由と知る権利－情報の受け手・送り手として－」の割合が37.8%となっている。

平成24年度調査では「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として」の教材利用が顕著であった¹⁹が、本調査の結果では、特定の種類・題材の教材に回答が集中しているわけではないことがうかがえる。

なお、「冊子教材」と「視聴覚教材」の単位での利用状況について集計すると、「冊子教材」を利用したことがある学校は全体で5.3%、「視聴覚教材」を利用したことがある学校は5.0%となっている。冊子教材と視聴覚教材をともに利用したことがある学校は2.3%であった。

図表2-2-2-1 利用したことがある法教育教材の種類・題材【問5】



※「教材を利用したことがある」と回答した学校数を分母とした集計
 ※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

- ★ 教材の種類・題材については、冊子教材の「約束をすること、守ること」と「情報化社会における表現の自由と知る権利－情報の受け手・送り手として－」の利用割合が比較的高い。
- ★ 本調査実施時点では、視聴覚教材に比べ冊子教材の方が利用割合は若干高くなっている。

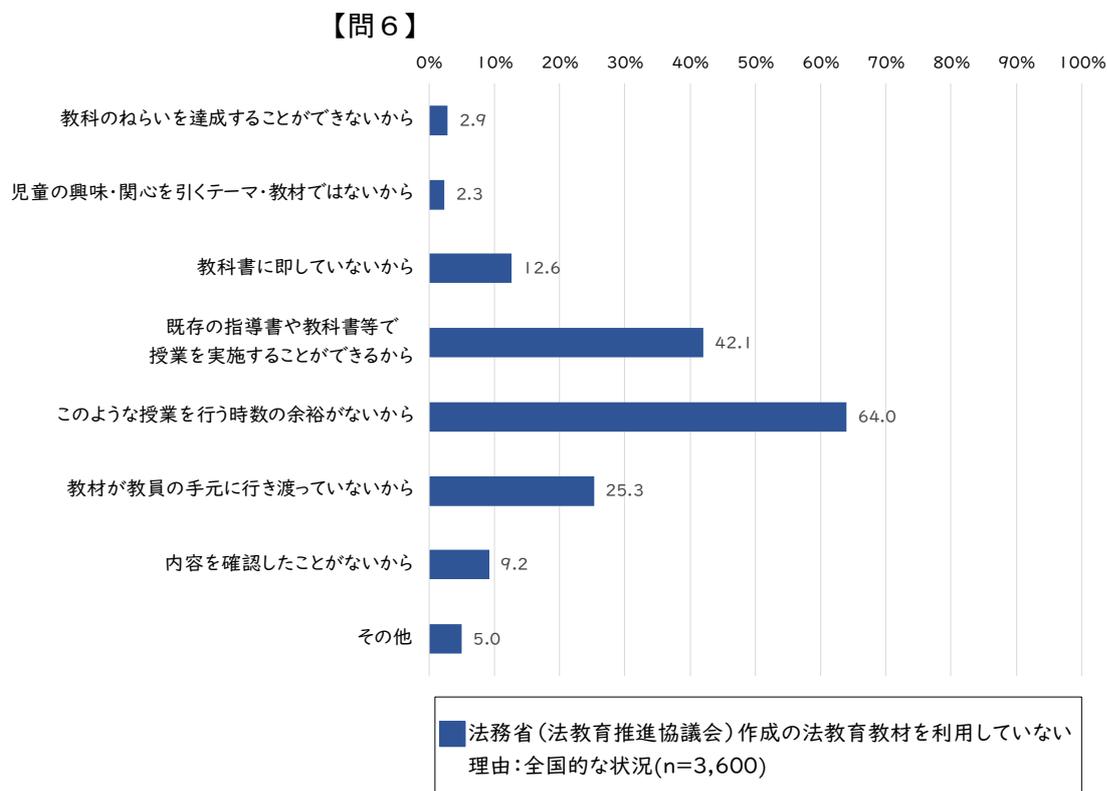
¹⁹ 平成24年度調査報告書45ページ参照。

(3) 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由²⁰

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、「教材を知っているが利用したことはない」と回答した場合の理由としては、「このような授業を行う時数の余裕がないから」との回答割合が64.0%と最も高く、次いで「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」が42.1%、「教材が教員の手元に行き渡っていないから」の割合が25.3%となっている。

平成24年度調査では、どのような教材があるとよいかという質問に対して、「小学校で使える模擬裁判のシナリオ」など教材内容に関する回答が多かったとされている²¹が、本調査の結果から、教材の利用に至らない理由としては、「教科のねらいを達成することができないから」や「児童の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから」、「教科書に即していないから」といった、内容面に関する回答割合は比較的低いことがうかがえる。

図表2-2-3-1 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由



※「教材を知っているが利用したことはない」と回答した学校数を分母とした集計
 ※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

²⁰ 「法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由」について、教職員数別の集計も行ったが、分類別にはほぼ同様の結果であった。

²¹ 平成24年度調査報告書46，47ページ参照。

図表2-2-3-2 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由の「その他」の回答の内容【問6】

分類	件数
教材を研究し準備するための余裕がないから	40件
他の教材等で対応しているから	33件
外部人材との連携により授業を実施しているから	25件
利用について検討している	22件
教育課程・年間指導計画に位置付けられていなかったため	18件
部数の問題により（児童分の配布が必要、学校に1部では不足等）	16件
意義・必要性等が浸透していないから	9件
子供・学校の状況に合致していないから	6件
他の授業内容等を優先しているから	6件
教材の所在が分からなくなってしまうから	3件
今年度利用のタイミングを逃したから	3件
利用しようとしたがPCでうまく再生できなかったから	1件
合計	182件

《読み取れること・ポイント》

- ★ 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を知ってはいるが利用していない理由としては「時数の余裕がない」との回答割合が64.0%と最も高くなっている。
- ★ 外部人材との連携による授業を実施していない理由（図表2-1-6-1）としても「時間のなさ」の回答割合は比較的高く、共通の課題となっていることがうかがえる。
- ★ このほか、「教材が教員の手元に行き渡っていないから」の回答割合が25.3%となっており、教材利用を推進するに当たっては、周知・配布の方法を工夫するなどの改善が必要であることがうかがえる。

(4) あるとよいと思う教材等の媒体（形式）

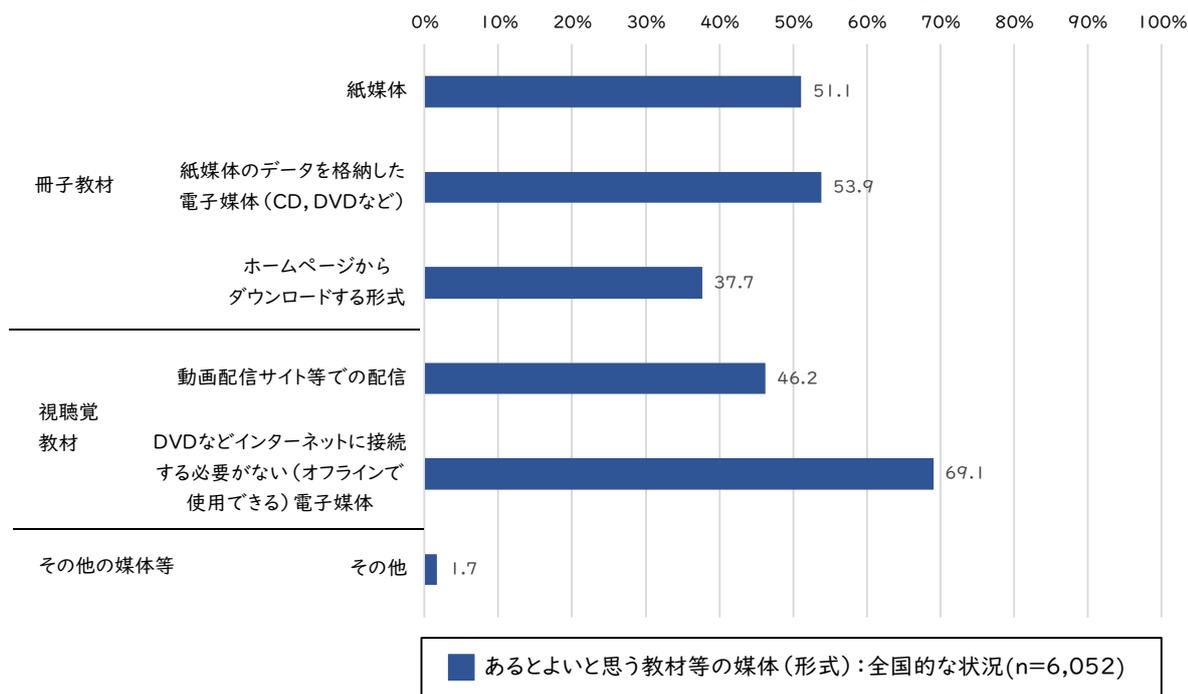
①全国的な状況

法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等の媒体（形式）については、視聴覚教材で「DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体」の回答割合が69.1%と最も高くなっている。平成24年度調査でも、教材への要望としてDVDなどの視聴覚教材を求める声が多かったとされており²²、引き続き学校からのニーズが高いことがうかがえる。

冊子教材に関しては、「紙媒体」が51.1%、「紙媒体のデータを格納した電子媒体（CD、DVDなど）」が53.9%となっている。また、他と比較すると若干回答割合は低いものの、「ホームページからダウンロードする形式」の回答割合も37.7%となっており、多様な媒体・形式での教材等の提供が求められていることがうかがえる。

なお、54ページに、問10の自由記述回答で見られた、教材等の媒体（形式）に関する意見等をまとめている。

図表 2-2-4-1 あるとよいと思う教材等の媒体（形式）【問7】



※調査回答学校数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

²² 平成24年度調査報告書46, 47ページ参照。

図表2-2-4-2 あるとよいと思う教材等の媒体（形式）の「その他」の回答の内容【問7】

分類	件数
特になし	15件
授業指導案，単元との対応関係が分かる資料等	12件
プレゼンテーション形式の資料	11件
教科書の充実，教科書に即した資料等	7件
WEB上での閲覧，デジタル教科書，アクセスできる資料集等	7件
疑似体験できるもの，クイズ・ゲーム形式，学習ソフト・アプリ等	6件
児童に配布できる冊子等	6件
分かりやすいもの，使いやすいもの	6件
動画の配信方法の工夫	5件
どのようなものであっても活用が難しい	5件
外部人材の活用に関する資料	4件
ワークシート	4件
1回の視聴時間が短い視聴覚教材	2件
その他（加除修正のできる電子媒体，ダウンロード可能な動画，外国語に翻訳された教材，教材を紹介するパンフレットやホームページ，掲示用資料等）	11件
合計	101件

《読み取れること・ポイント》

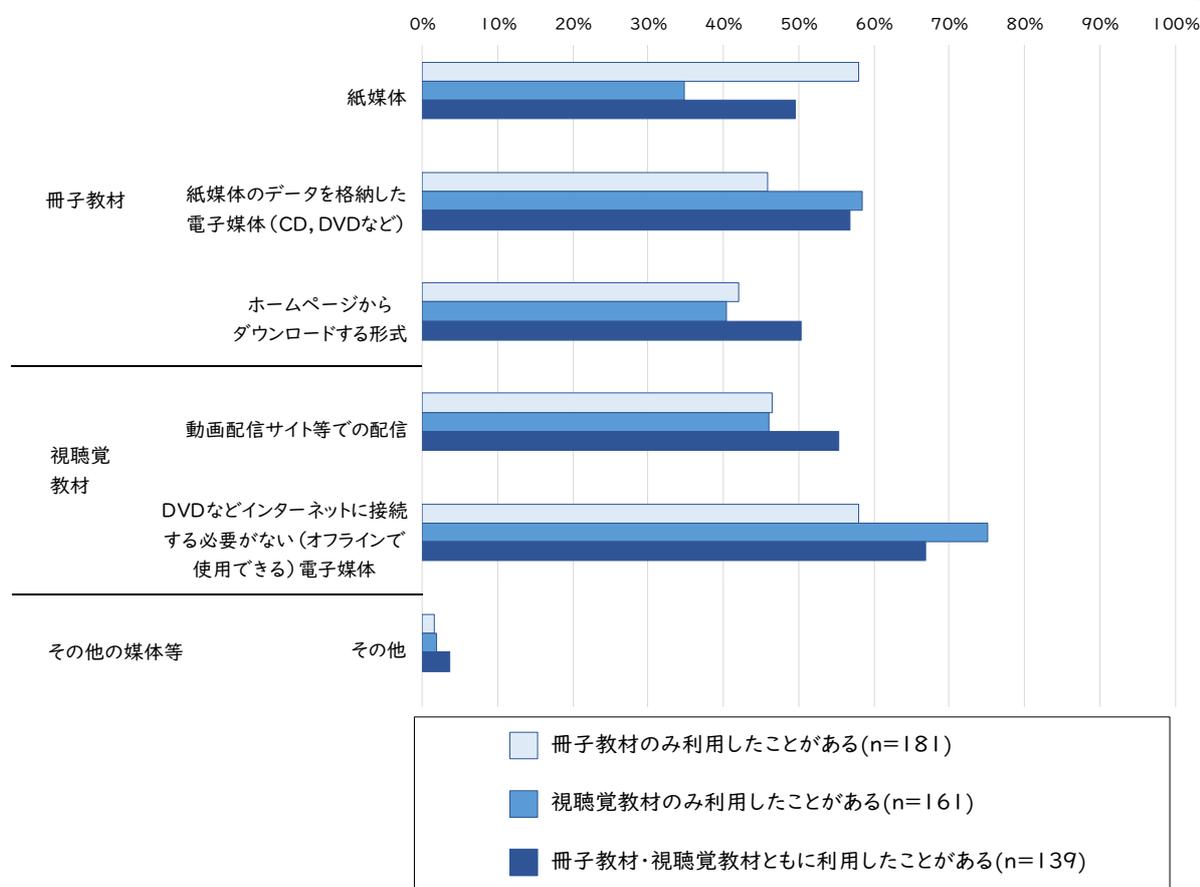
- ★ あるとよいと思う教材等の媒体（形式）としては，視聴覚教材で「DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体」の回答割合が69.1%となっており，ニーズが高くなっている。
- ★ また，冊子教材に関し「紙媒体」と「紙媒体のデータを格納した電子媒体（CD，DVDなど）」についてもそれぞれ半数以上の学校から回答があり，多様な媒体（形式）での教材等の提供が求められていることがうかがえる。

②法教育教材の利用状況別

あるとよいと思う教材等の媒体（形式）について、冊子教材・視聴覚教材の利用状況別に集計すると、「冊子教材のみ利用したことがある」学校の場合には、冊子教材の「紙媒体」の回答割合が選択肢の項目の中で最も高くなっている（視聴覚教材の「DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体」と同割合の回答）。

また、「視聴覚教材のみ利用したことがある」学校では、視聴覚教材の「DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体」の回答割合が最も高く、冊子教材についても、「紙媒体のデータを格納した電子媒体（CD、DVDなど）」の回答割合が比較的高くなっている。

図表 2-2-4-3 法教育教材の利用状況別，あるとよいと思う教材等の媒体（形式）【問7】



※「教材を利用したことがある」と回答した学校の、冊子教材・視聴覚教材の利用状況別の学校数を分母とした集計
 ※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

- ★ あるとよいと思う教材等の媒体（形式）について、冊子教材を利用したことがある学校では、冊子教材の「紙媒体」の回答割合が比較的高くなっている。
- ★ 視聴覚教材を利用したことがある学校では、視聴覚教材の「DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体」の回答割合が高くなっており、それぞれ、学校の環境や授業の指導方法に応じた教材が求められていることがうかがえる。

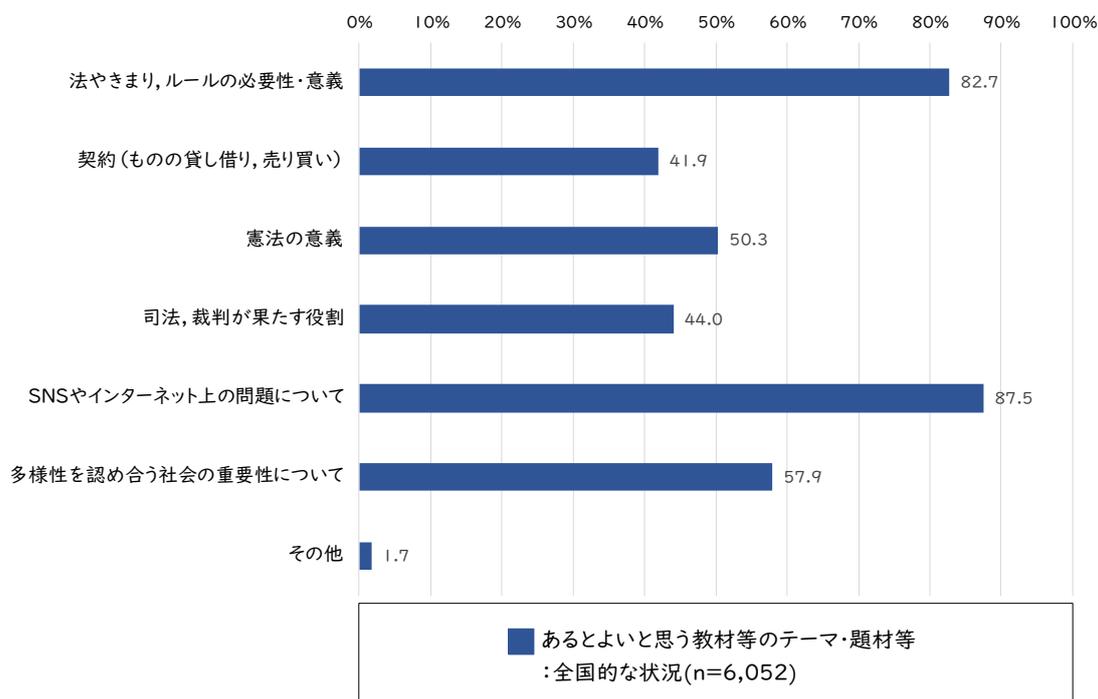
(5) あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等

①全国的な状況

法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等については、「SNSやインターネット上の問題について」との回答割合が87.5%と最も高く、次いで「法やきまり、ルールの必要性・意義」が82.7%となっている。

なお、51ページに、問10の自由記述回答で見られた、小学校の法教育で扱う内容や教材で扱う内容・テーマ等に関する意見等をまとめている。

図表2-2-5-1 あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等【問8】



※調査回答学校数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

図表2-2-5-2 あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等の「その他」の回答の内容【問8】

分類	件数
人権・いじめに関する内容	31件
児童に身近な問題を扱うもの（身近な法律，学校生活をテーマにしたもの等）	11件
特になし	7件
教科書や学習指導要領に即したもの	6件
裁判に関する内容（裁判の流れ，裁判への国民参加の状況，模擬裁判等）	6件
消費・金銭トラブル等を扱う内容	4件
憲法に関する内容	2件
六法を扱う内容	2件
著作権に関する内容	2件
交通法規に関する内容	2件
世界の法律に関する内容	2件
税の仕組みに関する内容	2件
主権者教育に関する内容	2件
その他（法制度の仕組みの詳細，道徳の授業と関連するもの，共助・公共性，成人における義務権利等）	21件
合計	100件

《読み取れること・ポイント》

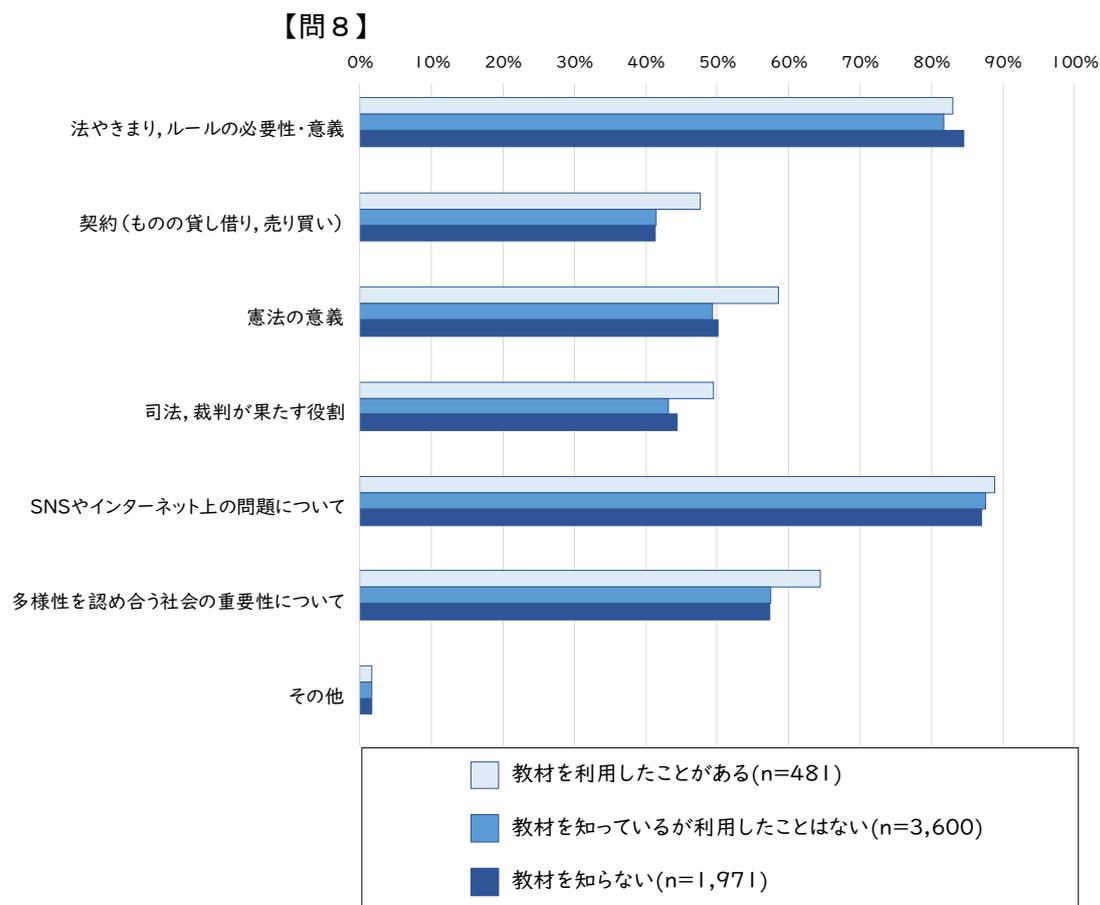
- ★ あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等については、「SNSやインターネット上の問題について」や「法やきまり，ルール必要性・意義」についての回答割合が高い。
- ★ これらは外部人材との連携により実施される法教育のテーマとしても回答割合が高くなっており（図表2-1-2-7），法教育として小学校で扱われることが多いテーマであることがうかがえる。

②法教育教材の利用の有無別

あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等について、法教育教材の利用状況別に集計すると、利用の有無によらず、「SNSやインターネット上の問題について」の回答割合が最も高く、次いで「法やきまり，ルール必要性・意義」についての回答割合が高くなっている。

なお、上記以外の「契約（ものの貸し借り，売り買い）」、「憲法の意義」、「司法，裁判が果たす役割」、「多様性を認め合う社会の重要性について」の各テーマ・題材について、「教材を利用したことがある」学校の方が回答割合が高くなっている。

図表 2-2-5-3 法教育教材の利用の有無別，あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等



※法教育教材利用の有無別の調査回答学校数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため，割合の合計が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

- ★ あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等について，法教育教材の利用の有無によらず，「SNSやインターネット上の問題について」や「法やきまり，ルール必要性・意義」について回答割合が高くなっている。
- ★ 全般的に，法教育教材を利用したことがある学校の方が回答割合が高い傾向がみられる。教材を利用して法教育を実施している学校において，「SNSやインターネット上の問題について」や「法やきまり，ルール必要性・意義」だけでなく，それ以外のテーマ・題材等も重要であると考えられていることがうかがえ，多様なテーマ・題材等を扱う教材が求められていることが分かる。

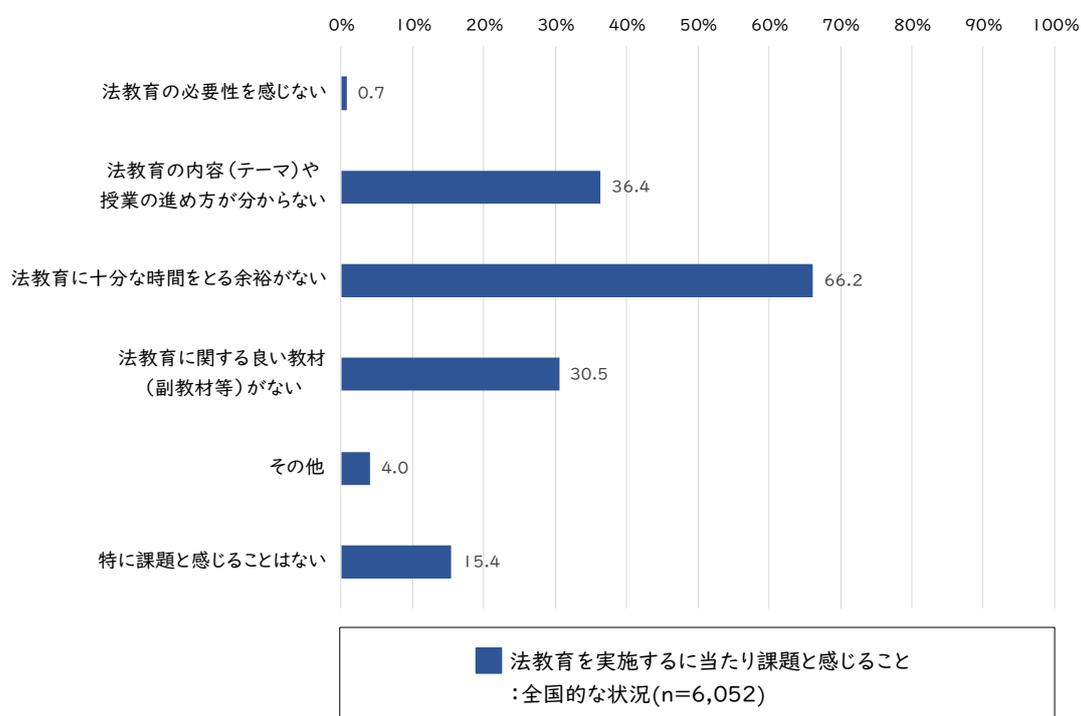
3. 法教育を実施するに当たっての課題

(1) 全国的な状況

法教育を実施するに当たり課題と感ずることについては、「法教育に十分な時間をとる余裕がない」との回答割合が66.2%と最も高く、次いで「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方が分からない」が36.4%、「法教育に関する良い教材(副教材等)がない」が30.5%となっている。

なお、「特に課題と感ずることはない」との回答は15.4%であり、84.6%の学校が、法教育を実施するに当たり何かしらの課題があると感じているという結果となっている。

図表2-3-1-1 法教育を実施するに当たり課題と感ずること【問3】



※調査回答学校数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

図表2-3-1-2 法教育を実施するに当たり課題と感ずることの「その他」の回答の内容

【問3】

分類	件数
教科等での扱いや教育課程での位置付けが明確でない等	57件
外部人材との連携が難しい（人材確保、日程調整、地理的な課題等を含む）	52件
小学生には理解・認識が難しい、言葉が難しい等	39件
教員の認識・知識不足、十分な研修ができていない等	35件
余裕がない	20件
発達段階を踏まえた指導内容の検討が必要等	9件
授業実践例を知りたい等	9件
希望するテーマの教材があるとよい等	7件
費用の問題等	3件
法教育全般に関する周知が不十分	2件
その他（地域や子供の実態に応じて行いたい、評価が難しい、家庭への啓発等を進めたい、検討を進めている等）	11件
合計	244件

《読み取れること・ポイント》

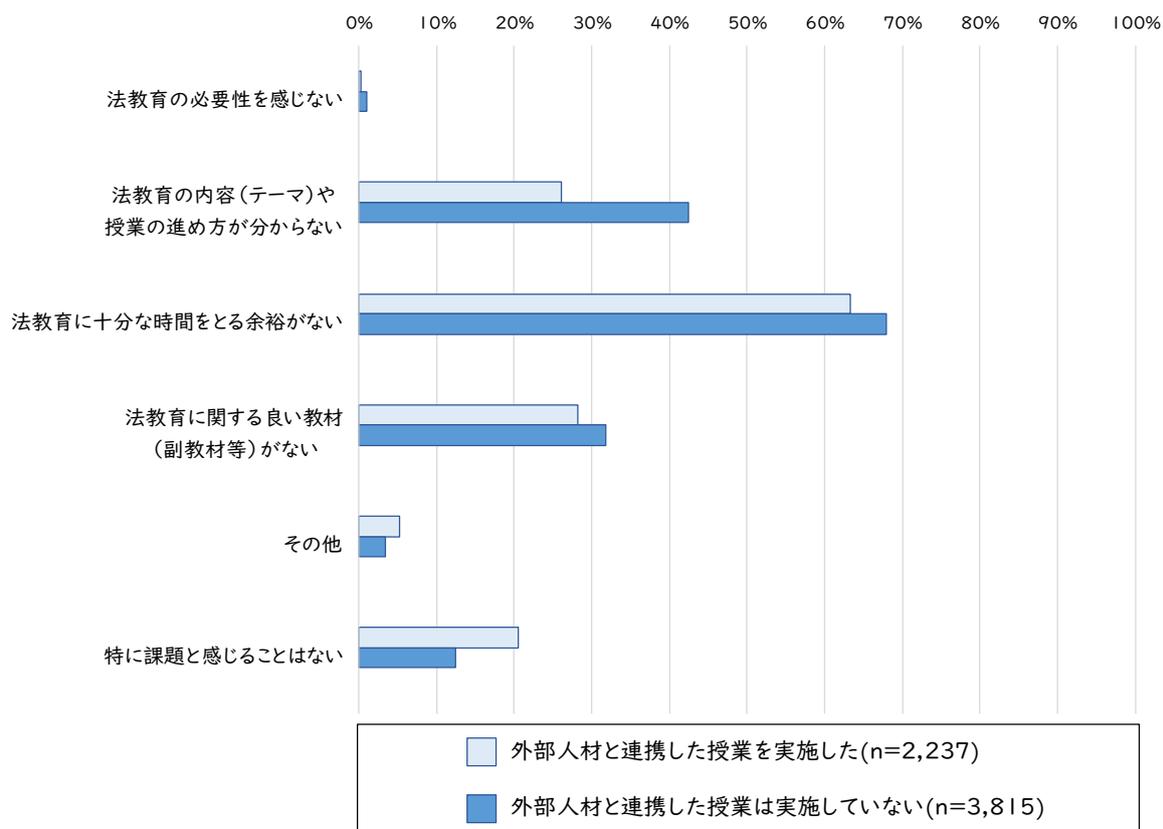
- ★ 法教育を実施するに当たって、84.6%の学校が何らかの課題があると感じていることが分かり、特に「法教育に十分な時間をとる余裕がない」との回答割合が高くなっている。
- ★ 外部人材と連携していない理由（図表2-1-6-1）や、法教育教材を利用していない理由（図表2-2-3-1）でも回答割合が高くなっていたように、「時間がない」ことや、「余裕がない」ことが課題になっていることがうかがえる。
- ★ このほか、「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない」が36.4%、「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」が30.5%となっており、授業実践事例や教材に関する情報提供・周知も求められていることがうかがえる。

(2) 学校分類別の状況²³

①外部人材と連携した授業の実施の有無別

法教育を実施するに当たり課題と感ずることについて、外部人材と連携した授業の実施の有無別に集計すると、「外部人材と連携した授業を実施した」学校においては、「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方が分からない」などの回答割合が比較的lowく、「特に課題と感ずることはない」の割合が比較的highくなっている。

図表2-3-2-1 外部人材と連携した授業の実施の有無別、法教育を実施するに当たり課題と感ずること【問3】



※外部人材と連携した授業実施の有無別の調査回答学校数を分母とした集計
 ※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

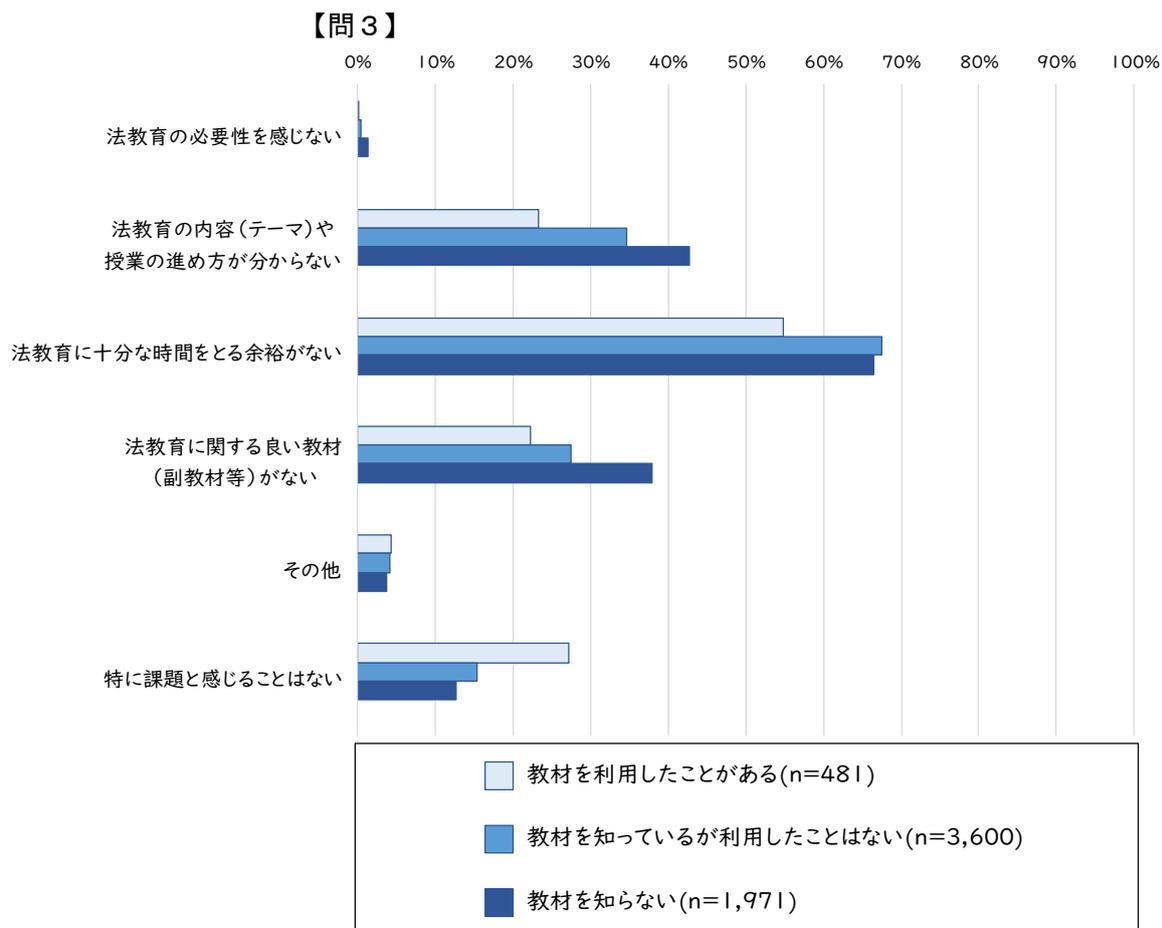
- ★ 外部人材と連携した法教育の授業を実施していない学校に比べて、実施した学校の方が、課題があるとの回答割合がlowくなっている。
- ★ 外部人材による出前授業の実施等により、内容(テーマ)や授業の進め方に関する認識・理解等が進むこともあると考えられることから、現在法教育の実施に当たり課題がある学校に対して、外部人材との連携に関する支援も重要であると推察される。

²³ 「法教育を実施するに当たり課題と感ずること」について、教職員数別の集計も行ったが、分類別にほぼ同様の結果であった。

②法教育教材の利用の有無別

法教育を実施するに当たり課題と感ずることについて、法教育教材の利用の有無別に集計すると、「教材を利用したことがある」学校においては、「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない」や「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」などの回答割合が比較的低く、「特に課題と感ずることはない」の割合が比較的高くなっている。

図表 2-3-2-2 法教育教材の利用の有無別，法教育を実施するに当たり課題と感ずること



※法教育教材利用の有無別の調査回答学校数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育教材を利用したことがない学校に比べて、利用したことがある学校の方が、課題があるとの回答割合が低くなっている。
- ★ 教材を利用したことがある学校からは、法教育教材について一定の評価が得られており、法教育の推進が図られていることがうかがえることから、今後、法教育教材を利用している学校の実践を周知・共有していくということも有効な方策となる可能性があるかと推察される。

4. 法教育に関する期待や意見・要望等

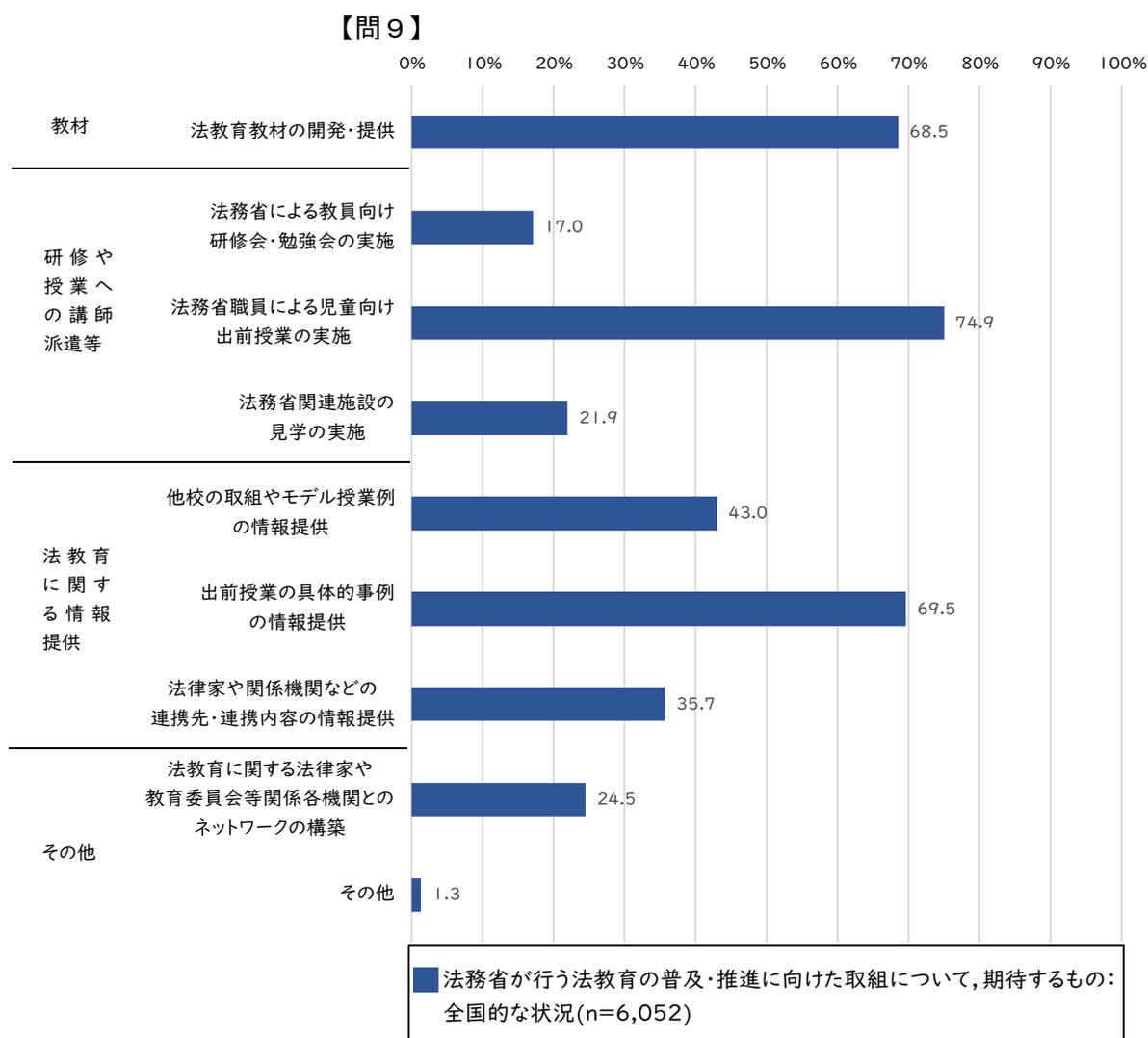
(1) 法務省に期待すること

①全国的な状況²⁴

法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組について、期待するものとしては、「法務省職員による児童向け出前授業の実施」との回答割合が74.9%と最も高く、次いで「出前授業の具体的事例の情報提供」が69.5%、「法教育教材の開発・提供」が68.5%となっている。

なお、52ページに、問10の自由記述回答で見られた、外部人材との連携・出前授業等に関する意見等をまとめている。

図表2-4-1-1 法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組について、期待するもの



※調査回答学校数を分母とした集計

※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

²⁴ 「法務省に期待すること」について、教職員数別の集計も行ったが、分類別にはほぼ同様の結果であった。

図表2-4-1-2 法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組について、期待するものとして「その他」の回答の内容【問9】

分類	件数
特になし	13件
教科書の充実, 教科書に即した教材の開発	11件
文部科学省との連携	10件
教育課程の位置付け明確化, 単元開発, 授業事例の提供等	9件
時間の確保	9件
出前授業の充実, 外部人材との連携推進	6件
余裕がなく実施が難しい	4件
人材や予算等の充実	3件
法教育全般の充実, 周知の充実等	3件
子供が理解しやすい教育内容の開発	3件
施設見学の充実	2件
その他(発達段階に応じた教材の提供, 保護者向けの講演会等の実施, SNSやインターネット上の問題に対する対策例の提示等)	6件
合計	79件

《読み取れること・ポイント》

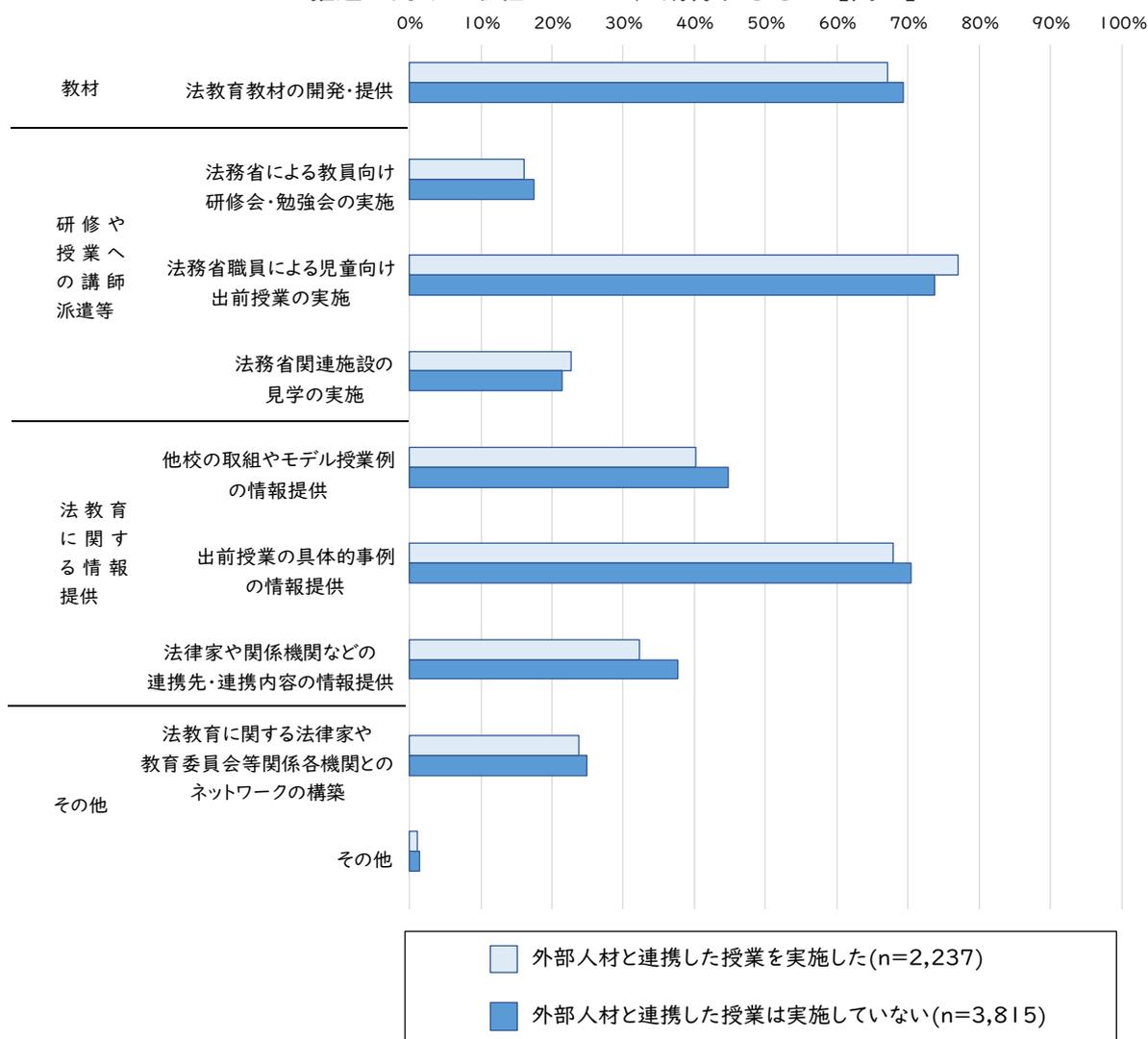
- ★ 法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組で期待するものとして、「法教育教材の開発・提供」と、「出前授業」に関する「実施」と「情報提供」の回答割合が比較的高く、これらについて特にニーズが高いことがうかがえる。
- ★ 教材については、「余裕がない」状況（図表2-2-3-1）を踏まえたうえで、媒体（形式）（図表2-2-4-1）やテーマ・題材（図表2-2-5-1）について、よりよいものを検討していくことが求められていると考えられる。
- ★ 出前授業に関しても、学校に「余裕がない」ということを踏まえつつ、連携によりどのような授業ができるのかの情報提供や、連携を行うに当たっての手續等に関する支援（2-1-6-1）について、対応が求められていると考えられる。

②外部人材と連携した授業の実施の有無別

法務省に期待することについて外部人材と連携した授業の実施の有無別に集計すると、「外部人材と連携した授業を実施した」学校においては、実施していない学校と比較して、「法務省職員による児童向け出前授業の実施」の回答割合が若干高くなっている。

「外部人材と連携した授業は実施していない」学校では、「法教育に関する情報提供」に関する各項目について、回答割合が比較的高くなっている。

図表 2-4-1-3 外部人材と連携した授業の実施の有無別，法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組について，期待するもの【問9】



※外部人材と連携した授業実施の有無別の調査回答学校数を分母とした集計
 ※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため、割合の合計が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した法教育の授業を実施している学校では、今後法務省に期待することとして、出前授業の実施について回答割合が高くなっており、外部人材との連携による授業を今後も推進していこうと考えているのではないかと推察される。
- ★ 外部人材と連携した授業を実施していない学校では、法教育に関する各種の情報提供等について、よりニーズが高いことがうかがえる。

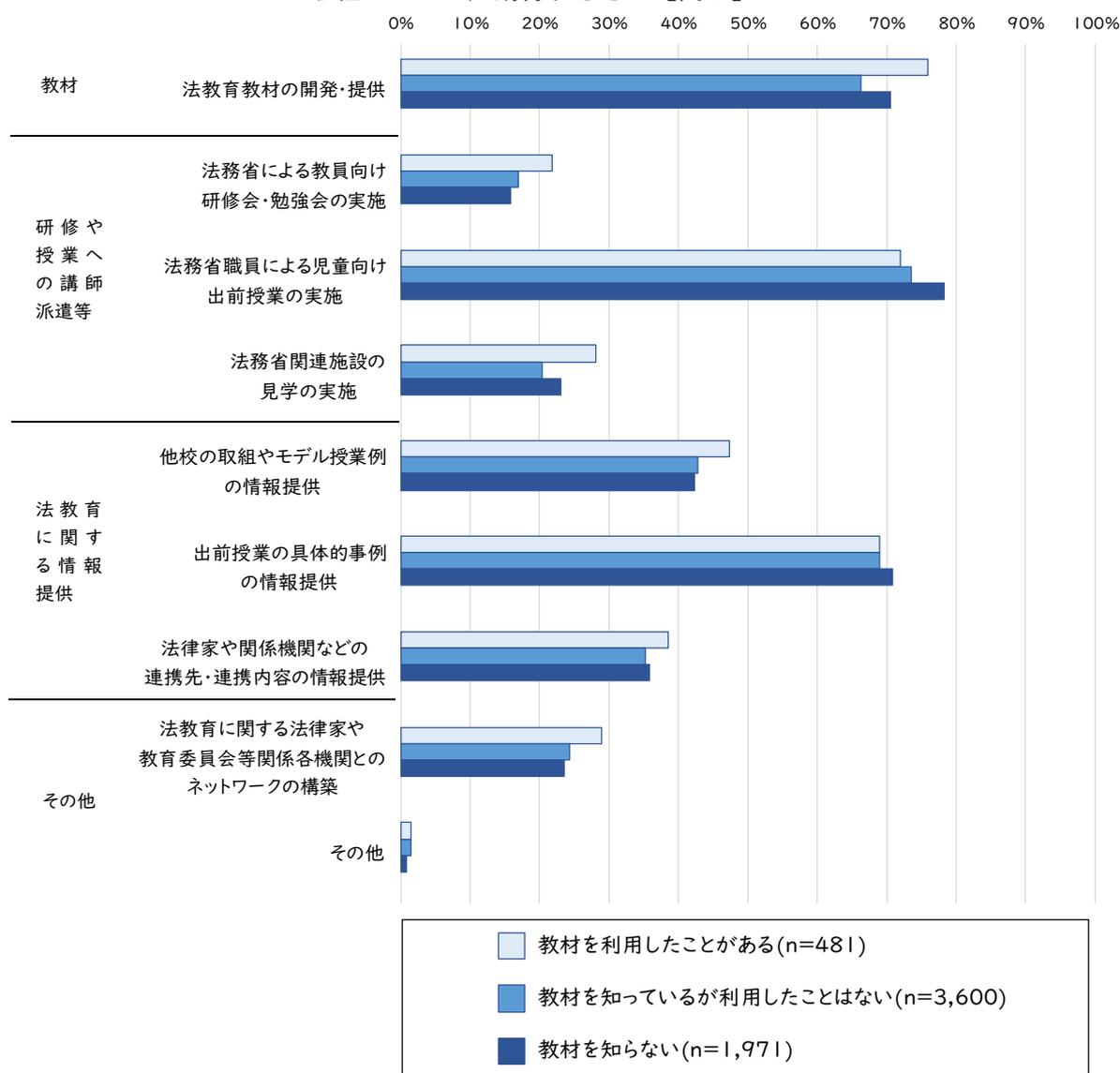
③法教育教材の利用の有無別

法務省に期待することについて法教育教材の利用の有無別に集計すると、「教材を利用したことがある」学校においては、「法教育教材の開発・提供」との回答割合が最も高くなっている。

「教材を知っているが利用したことはない」又は「教材を知らない」学校においては、「法務省職員による児童向け出前授業の実施」との回答割合が最も高くなっている。

なお、教材を利用していない学校と比較すると、「教材を利用したことがある」学校においては、「法務省による教員向け研修会・勉強会の実施」等についても回答割合が高くなっている。

図表 2-4-1-4 法教育教材の利用の有無別，法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組について，期待するもの【問9】



※法教育教材の利用有無別の調査回答学校数を分母とした集計
 ※選択肢から該当する項目を全て選択する設問のため，割合の合計が100%を超える

《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育教材を利用したことがある学校においては，引き続き，教材の開発・提供についてニーズが高く，また，研修会・勉強会の実施等についても回答割合が比較的高くなっている。
- ★ 教材を利用したことがない学校においては，出前授業についての回答割合が比較的高く，教材を利用して授業を実施している学校とはニーズが若干異なることがうかがえる。

(2) 法教育の取組や教材に対する意見・要望等

法教育の取組や教材に対する意見・要望等については、「特になし」等の回答を除き、784件の回答があった。

授業の実践内容に関する回答は84件あり、外部人材との連携による授業実施の事例や、各教科での実施、視聴覚教材の利用、多様なテーマに関する授業の実施、模擬裁判や施設見学等による実施、研修への参加等について事例が挙げられた。これらの実践事例に関する回答の一部について、図表2-4-2-2として掲載したが、それぞれ、実施による効果・有用性等について回答がみられている。

また、法教育に関する意見・要望等は合わせて512件あり、教材等の内容・テーマ、外部人材との連携・出前授業、教科・教育課程での位置付けの明確化、教材の媒体（形式）等、問1～問9の質問からも把握された、課題認識や要望等についてより具体的な回答があった。これらの意見・要望等に関して、その回答内容の一部を、図表2-4-2-3～図表2-4-2-7として掲載した。

このほか、法教育に関する具体的な意見・要望ではないが、学校現場に余裕がないことなどから、実践の推進が難しいという内容の回答が100件あった。この回答内容の一部を、図表2-4-2-8として掲載した。また、必要性を感じており、今後推進していきたい等の回答が84件あり、この回答内容の一部を図表2-4-2-9として掲載した。

図表2-4-2-1 法教育の取組や教材に対する意見・要望等の回答の内容【問10】

分類		件数
授業の実践内容		84件
法教育に関する意見・要望等	小学校の法教育で扱う内容、教材で扱う内容・テーマ等について	109件
	外部人材との連携・出前授業等について	92件
	教科等・教育課程での位置付けの明確化等について	85件
	教材の媒体（形式）について	83件
	実践例の情報提供について	53件
	法教育に関する全般的な情報提供について	30件
	教員研修や啓発について	24件
	教科書と関連付けた指導について	20件
	施設見学等について	11件
	大人や保護者への啓発について	5件
感想等	余裕がない、実践が難しい等	100件
	必要性を感じる、今後推進していきたい等	84件
	本調査に対する意見や感想等	4件

図表2-4-2-2 「授業の実践内容」(全84件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
外部人材との連携による授業実施	<p>弁護士会との連携授業はとても有効であった。実際の弁護士の方から、「なぜいじめはいけないか。」など、法律をもとに説明していただくので、より説得力がある。教員がいじめはいけないことと伝えるよりも、実感を伴った授業内容となった。</p> <p>弁護士による出前授業を行うに当たり、事前において授業担当弁護士と授業内容だけではなく、授業での活動の構成やペアやグループといった活動形態の打合せを行った。その結果もあり、授業は児童が活発に意見を述べるものとなっていた。</p> <p>出前授業に来ていただいた。調停の疑似体験をさせてもらったが、子供たちが2時間夢中になって取り組んでいた。本当に感謝している。</p> <p>全校朝会という全校児童が集まる集会の中で動画を利用して講話をさせてもらった。分かりやすくよい教材と思ったからである。今後もポイントを絞った短時間で見せることのできる動画教材を開発していただけると、とても有り難い。</p>
社会科等、各教科等での実施	<p>ルールやマナー、身近なことなどを小学生段階から教えることがとても重要である。ごみを決められた日以外に捨ててはなぜいけないのか、いじめはなぜいけないのかなど道徳的な側面や人道的側面、道義的側面などもあるが、今の児童は「怒られるから」が始めに来る。法律で定められているからとか、法律違反になるからなど、論理的思考で考えられる子に育てたい。</p>
視聴覚教材の利用	<p>DVDを活用し、3～6年生それぞれに授業を実施した。児童の発達段階に応じてDVDから教材を選定したため、とてもよい反応が見られた。担任が出張等で不在の時に授業をしたので、児童にとっても教科以外の学習について考えるきっかけになったと思う。</p> <p>視聴覚教材は題材が身近で、児童にも考えやすいものだった。高学年社会科と関連する部分が多く、司法の役割等についても実感できた。公平・公正であることの大切さについて考えられる、使いやすい教材だと感じている。</p>
多様なテーマに関する授業の実施	<p>租税教室、インターネット講座(保護者と一緒に)は、ほぼ毎年実施している。今後、ますます多種多様な世の中になってくる。法教育の重要性をなお一層感じる。子供たちがより身近に感じられるものを法と関連付けながら、指導していく必要がある。</p>
模擬裁判	<p>6学年社会科では、「かちかち山模擬裁判」として、原告がたぬき、被告がうさぎと設定し、裁判員裁判を行った。この授業を通して、裁判員制度や法制度の必要性や意義についての理解が深まり、司法制度に関する興味・関心が高まった。今後も司法に関する児童の興味・関心を高め、理解を深めていくことができるような実践を開発し、実践していきたい。効果的な授業実践事例等があれば、是非紹介していただきたい。</p> <p>弁護士の方をお招きして、模擬裁判授業を実施したことが複数回ある。シナリオのある裁判で様々な役割を演じながら、子供たちは裁判の具体的なイメージをつかんだり、事実の解釈や法律の適用の仕方によって判決に違いがでることを学んだりできたと思う。</p>

図表2-4-2-2 「授業の実践内容」(全84件)の回答例(続き)【問10】

概要	回答の内容
施設見学等	<p>法教育は、裁判所なども積極的にその機会を準備しており、日頃より資料なども提供いただけ活用しやすい環境にある。最高裁判所の見学や法務省の見学を5学年時に実施し、法や税、政治の学習を行った後に歴史学習を展開するカリキュラムをこれまでも大切にしているが、新学習指導要領で法教育がよりしっかりと位置付いたことを感じている。本校では、金融教育を3年生から進める中で金融教育と法教育を組み合わせた実践をしている。「市場体験型マーケットゲーム」は租税教育、法教育、金融教育の各要素を取り入れながら実践している一例である。</p>
研修への参加	<p>夏季休業中に、裁判所で行われた「法教育に関する教員研修」に参加した。初めて法廷に入り、実際の裁判を傍聴したり、模擬裁判に参加したりすることができ、貴重な体験となった。そのような研修プログラムの機会があると、実際の授業にも取り組みやすくなると思う。</p>

図表2-4-2-3 「法教育に関する意見・要望等」(小学校の法教育で扱う内容、教材で扱う内容・テーマ等について、全109件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
児童の日常生活・身近な話題に関する内容・テーマ (該当31件)	<p>モラルの低下は法を遵守する心の育成を妨げると思う。そんな環境に育つ子が増えている中で、それでも法やルールは守らないといけないことを教えるには、法やルールの必要性和意義を教え、納得させることが大切と思うので、小学校からの取組はいいと思う。</p> <p>法は実生活と密接にリンクしている。そのため、生活が変わるとともに、法の在り方も変わる。そういった変化に対応した教材の開発に取り組んでいきたいし、そういったものを提供していただくとよいかと思っている。</p> <p>法教育視聴覚教材を利用させていただいているが、とても使いやすく児童にも理解ができる内容であり、有り難く思っている。今後時代の流れに沿って内容も変わってくると思うので、時代に合わせた改訂をお願いしたい。</p>
児童の発達・成長段階に応じた内容・テーマ (該当12件)	<p>低学年の児童向けや保護者へ向けての啓発事業を行ってほしい。(特に「法やきまりルールの必要性・意義」について)</p>
インターネット・SNS等に関する内容・テーマ (該当11件)	<p>ルールやきまりについては各学年の実態に応じた授業を行っている。今後、SNSやネットワーク関係のトラブルや契約関係等消費生活について小学生のうちから段階的に指導をしていく必要があると考える。</p> <p>学校現場で喫緊の課題は、SNSを通じたトラブルである。法的な視点から、悪口をネットに書き込むとどのように罰せられるのか、理解しないまま軽はずみに子供たちは行動してしまっている。法的な観点から、法務省の方から教えていただくと有り難い。</p>
人権・いじめ等に関する内容・テーマ (該当8件)	<p>全国でいじめのない学校を目指すために、人権や法律の大切さを児童生徒に教えていくことはとても重要と考える。</p>
模擬裁判等に関する内容・テーマ (該当6件)	<p>実際に子供たちで審議をし、裁判官の方だったらこのような判決を下すという形態の取組をしてみたい。そうすることで、裁判員裁判への興味関心を高められるのではと考える。</p> <p>中学生向け題材4の小学生版「司法」を開発していただきたい。</p>

図表2-4-2-4 「法教育に関する意見・要望等」(外部人材との連携・出前授業等について、全92件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
有効性や意義 (該当24件)	法教育は、内容が難しく、また、どんどん変化していく内容を含んでいる。教員は、その変化に対応しきれない時もある。専門の方から学ぶことで子供たちは、より関心をもって正しい知識を獲得できると考える。
連携先紹介等の充実の必要性 (該当23件)	毎年、法教育の出前講座を希望するかという通知をいただくと、出前講座を受講する方向にいくと思う。依頼する機関がよく分からず、いい内容の授業を受けられていない気がする。関係機関とのネットワークを構築していただけることを願う。
授業内容の充実 (該当14件)	<p>6年生の社会科の授業で関係機関の方に講師として来校していただきたい。講義形式ではなく、演習などシミュレーション的活動やグループワークを用いた探究的な活動ができれば法教育が充実すると考える。是非実現したい。</p> <p>学校サイドから考えると、学習指導要領に準じて指導を行ってほしいと考えている。そのためにも、学校を訪問し授業を行う方については、ある程度の研修をしていただいてからお願いしたいと思う。</p> <p>話す内容が専門的すぎたり、話し方が大人向けの話し方であったりして、児童の理解が十分に得られにくいという実情がある。外部人材を取り入れた学習をして、再度、担任が理解を深めるために時間をとって指導しなければならないことが起きてしまい、指導する担任側の外部人材活用への理解や協力が厳しい状況がある。</p>
手続等に関する負担軽減 (該当12件)	学校がそれぞれのスケジュールに合わせて、講師を呼びたくても、行事と都合が合わずに断念するケースは法教育に関わらず多い。ゲストティーチャーとの連絡調整は予算のこともあるが、諸会議、その日の整理、翌日の準備が授業終了後からスタートするため、コンタクトをする時間が限られている。
費用に関する負担軽減 (該当8件)	法律家や弁護士などへ依頼するためには、学校では予算的に旅費や講師料など捻出するのは難しい。無料で依頼できる法律の専門家の紹介をしていただくと、学校としても取り組みやすい。

図表2-4-2-5 「法教育に関する意見・要望等」(教科等・教育課程での位置付けの明確化等について、全85件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
<p>全体としてのカリキュラム検討、横断的な実践の必要性 (該当35件)</p>	<p>法教育は、大変重要と思うが、現在の学校の教育課程には位置付けが明確ではなく、扱いも難しいと捉えられやすいため、なかなか学校現場での実施は難しい。現在のカリキュラムとどう関連付けて行うことが適切かを具体的に示していただけると良いと思う。</p> <p>法教育という視点で授業を行っていないのが多数ではないか。またカリキュラム全体を通してという視点も欠けていて、社会科は社会科、家庭科は家庭科という感じになっているのではないか。</p>
<p>個別の教科等との関係性の整理等 (該当22件)</p>	<p>法教育の重要性は、近年ますます高まっていると感じている。しかし、学校現場では、多様な法教育を推進することが難しい。今までのように出前授業や特別授業のように、時間を設定して法教育の内容のみ推進する時間がとれなくなっているからである。小学高学年の社会・道徳などに関連した内容が出てくるが、その時間を有効に活用しつつ、法教育の目標へも迫るようなカリキュラムの再構築が必要である。今、次年度に向けたカリキュラムを作成しており、より効果的な法教育の在り方について模索しているところである。新学習指導要領でどのような教科・学年・単元で、どのような内容を取り扱うとよいのかを指導いただければ有り難い。また、小学校低・中・高学年の発達段階に応じた法に関する知識や理解の到達度などを示していただければ、よりねらいに即したカリキュラム編成をする上で大変助かる。</p> <p>教育現場には「〇〇教育」というものが、たくさん部署からおろされてきているという現実があり、その数の多さから大多数の教員は「〇〇教育はやってもやらなくてもいいもの」という印象があると思われる。そこで、「〇〇教育」は各教科のここと関連があり、こういう視点を少し加えさえすれば達成できる、という工夫が明示されることで浸透すると思われる。</p> <p>社会科等の教科、学級活動等でも日常の中で「法教育」に関わる内容を学習しているが、「法教育」について取り組んでいるかと問われると、なかなか「はい」と言えないのが、現状だと思われる。それぞれの教科の中でどのように扱っていくのか、教科書の内容にどう位置付けていくのかより具体的な資料があると分かりやすくなるように感じる。</p> <p>法教育は、教科書にしっかりと取り上げられるべき内容であると考えている。</p>
<p>具体的な指導計画等 (該当12件)</p>	<p>学習内容からすると、6年の公民分野の学習、6年の4月がふさわしい学習時期と思う。そのためには、5年の3学期にアナウンスを上手に入れておくことが必要と感じる。</p> <p>法教育は大切なことだと思う。しかし、どの教科で、いつするか等、年間指導計画に位置付けることを考えていかなければならないと思われる。</p>

図表2-4-2-6 「法教育に関する意見・要望等」(教材の媒体(形式)について, 全83件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
既存教材に関する 内容の充実等 (該当17件)	DVD教材の内容は, 大変分かりやすく, 授業中に止めて考えさせることもできてよいと思う。小学校向けとしては十分満足している。 ----- DVDを視聴して, 法教育というものがどんなものか分かった。子供にもDVDを視聴させたが, 19分は長すぎると思った。15分以内にしてもらわないと, 授業中に子供自身が考えたり, 解決策を話し合ったりする時間が取れない。
新たな教材に関する 要望 (該当16件)	小学校という段階を考え, 法に対する興味関心を高めようとするならば, 動画よりもクイズ・解説形式のWEBコンテンツの方が授業でも扱いやすい。 ----- 6年生の公民に出てくる法律について, 小学生向けの読み物があると, 学級文庫に入れて, 子供たちに興味・関心を持たせる工夫ができると思う。 ----- 教員がスライドなどを用いてプレゼンできるような教材があると教員が法教育を実施することができるようになると思う。 ----- 各教科, 領域でピンポイントに使用できる教材の開発と利用方法の検討が必要。
媒体・形式に関する 要望 (該当15件)	ICT機器が徐々に充実してきて, WEB上で気軽に児童に対して法教育を行えるような教材や教具を利用できるようにしてほしい。 ----- 現状では学校はインターネット環境が悪いので, ダウンロードや動画配信サイトの視聴にはトラブルがつきものである。環境が改善されたら考える。 ----- 法教育の教材は, 子供が使用するワークシート, 教師が使用する指導案, 授業でPCを使って提示できるコンテンツがセットになっていると使いやすい。
教材の使い勝手等 (該当13件)	忙しい現場で有り難いのは, 「すぐに」使える, 「誰もが」使える教材である。DVDとワークシート, 授業展開案の3点セットがあれば, 現場の教員は, 時間をやりくりして法教育に取り組むと思う。
教材配布・周知の方法 (該当12件)	児童に配布できる薄めの冊子のようながあると, 授業で扱いやすい。 ----- 教材は配布されているとは思いますが, 年度が替わると担当者が変わり, 保管場所や教材の効果等が引き継がれない場合が多々ある。教材は, ご案内のように, ホームページ上で閲覧・印刷できることを毎年度お知らせいただくと助かる。

図表2-4-2-7 「法教育に関する意見・要望等」(その他の内容について、全143件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
実践例の情報提供について (該当53件)	<p>勉強不足で、よく理解していない部分が多く、他校がどのような取組をしているかや、児童の実態に即した教材等があれば、是非紹介していただきたい。</p> <p>法教育というと、社会科での学習と考えがちだが、他の教科(総合、道徳など)での実践事例を紹介してほしい。</p> <p>実際の授業の動画は配信できないだろうか。それを校内研修等の時間に学校で見ながら法教育の授業イメージ作りができる。</p> <p>法教育を進めるモデル実践校を作り、そこで研究した実践例を冊子やデータでいただけると教育課程に入れ込めると考える。</p>
法教育に関する一般的な情報提供について (該当30件)	<p>来年度から6年生の政治の単元の指導時期が早まることもあり、法教育を重点的に行う機会が増えることが予想される。教材をなかなか自ら探す時間が取れないことが多いので、各自治体の教育委員会等を通して情報が各学校に届くようにしていただければ有り難い。</p> <p>「法教育」と言われて、具体的にどんなことをするのかイメージできていない。社会科の学習の中で、法律のことや憲法のこと学ぶが、それ以上の法教育といった時に、どういうものがあるのか分からず、手立ても分からない。</p> <p>校長会などで、説明があると助かる。</p>
教員研修や啓発について (該当24件)	<p>教員側の意識を高揚させ、広く知識を身に付けておくことが大切である。そのような、教員向けの研究書籍や研修の機会があると有り難く思う。</p> <p>法教育についての啓発がまだ進んでいないので、全ての教職員に向けたパンフレットのような概説書を配布して読んでいただくようにすると良いと思う。</p> <p>法教育はこれから先の小学校教育でも、その重要性がますます高まってくる。まずは教員が法教育の在り方について関心を高め、教科等の目指すべき目標ときちんとリンクさせていくことが求められていると考える。</p>
教科書と関連付けた指導について (該当20件)	<p>各学年の教科書に準拠した教材があると助かる。</p> <p>法教育の取組や活用が大切だと理解しているが、指導時数に余裕がないのが現状である。社会の教科書と関連させて指導できるような教材や資料があると助かる。</p>
施設見学等について (該当11件)	<p>小学生にとって、実際に見て感じる事が、何よりの学習だと思っている。そのため、出前授業もとても良いのだが、実際の施設を見学し、職場でお話を聞くのが、一番学習効果が高いと感じている。</p>
大人・保護者への啓発について (該当5件)	<p>子供たちには、法はみんなで守ることでその意義があり、効果があるということをしっかり伝えられるようにしたい。そのためには、大人の見本が必要である。大人への法の順守の啓発も同時にやらないと、なかなか子供には伝わりにくいと感している。</p> <p>P T Aなどを対象とした出前授業等も需要があるのではないかとと思われる。児童・生徒を取り巻く家庭・地域の教育力を上げる必要がある。</p>

図表2-4-2-8 「感想等」(余裕がない, 実践が難しい等, 全100件)の回答例【問10】

概要	回答の内容
時間的な余裕のなさ (該当54件)	分かりやすい教材があり, 指導しやすいが, 日々の教育活動, 教育課程の中できちんと行う時間が足りないことが悩みである。 ----- 法教育の必要は感じるが, 教育課程の中で重点を置いて取り組めるだけの時間の余裕がないと感じる。教員の渉外にかかる時間も必要になるので, 短時間で手続が少なくてもできる形であれば実施可能かと思う。
他に求められている教育実践との調整の難しさ (該当24件)	学校の中に〇〇教育が氾濫し, 現場の教員は, 「総合的な学習の時間」の探求テーマとなった場合などでなければ, 教科学習の範囲で学ぶことになる。大切なこととは分かるが, 全てのことを掘り下げて学ぶには, 時間が不足している。
教育実践の難しさ (該当8件)	小学生には, 内容的に厳しいものがあり, 憲法や裁判所などの存在自体を知ることではできても, 具体的な内容や取組まではピンとこない児童がいる。現在, 教科書レベルの内容では取り組んでいるため, それ以上の必要性を感じていない。 ----- 法教育の内容については, 道徳や学級活動で日常的に実施しているが, その内容が法教育とも関連があることを, 教員・児童ともに意識されていないところが, 課題であると感じる。 ----- 抽象的な内容であり, 学校もどの程度まで踏み込んでいくべきか, 分からない。重要ではあるが, 学習内容の関連付けがあいまいで十分な指導ができていない。

図表2-4-2-9 「感想等」(必要性を感じる, 今後推進していきたい等, 全84件)の回答例【問10】

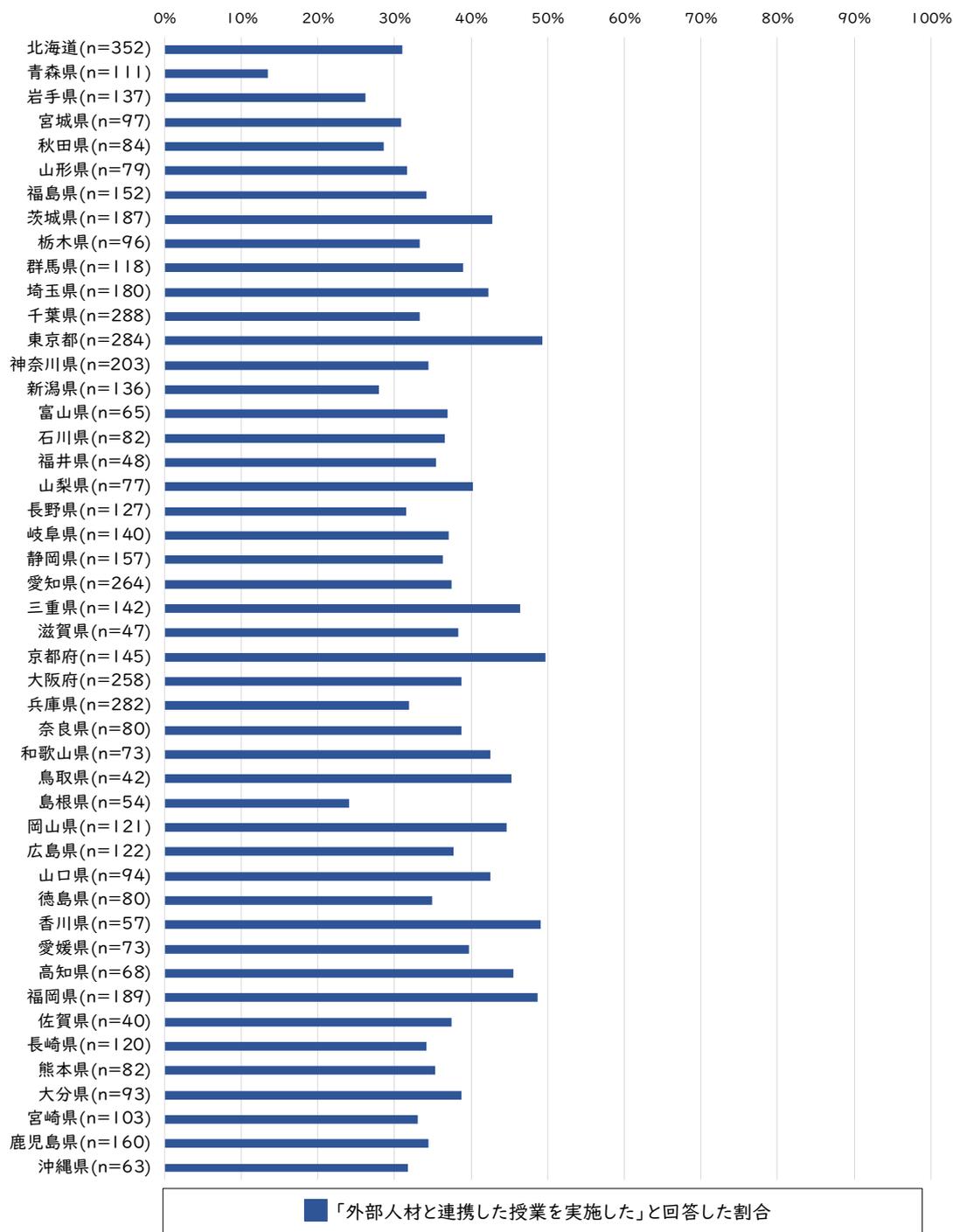
概要	回答の内容
今後の推進・実践 (該当34件)	<p>よい教材冊子の配布をいただいているにもかかわらず、活用が不十分であることを心苦しく感じた。今後は担当教員と相談し、活用する方向で考えていきたいと思う。</p> <p>社会の中で、法が果たす役割と、それを守ることの大切さについては、カリキュラムの中に取り組が充分取り入れられていなかったと感じたので、この調査をきっかけとして、来年度のカリキュラムにその趣旨に沿った内容を取り入れていきたいと感じた。</p>
法教育の必要性 (該当27件)	<p>昨年夏、法務省主催の「法教育」の研修会に参加させていただいた。2022年から民法改正に伴い、成年年齢が18歳になることから、成人から「契約」に関わることができるという重さを実感した。小学生のうちから、身近な生活の中に「法」を知ることで、「法」をお互いが意識し合いながら、より豊かに、よりよく生活できると感じた。また、教職員にも、研修報告を実施し、社会科、道徳科などの指導の中に、「法教育」の視点を加えることで、実践が可能になること、将来を生きる子供たちがよりよく過ごせる知識を持たせることの大切さを共通認識した。</p> <p>選挙権が18歳からになったことを考えると、日本人全体が社会生活を送る上で、法を理解し、遵守することを早くから身に付けるための法教育は重要性が増すと考える。</p>
教材等の感想 (該当8件)	<p>視聴覚教材を見返してみたが、児童と一緒に考えるのによくできた教材だと思う。「中学生向け」の教材も小学校6年生の社会科で活用すると、より学習が深まると感じた。「小学生向け」のけんかは、中高学年で活用でき、仲直りの仕方を考え、実際に生活に生かす手助けになると思う。けんかの仲裁ができる児童が増えると友だち関係で悩む児童も減るだろうと思う。該当学年の教師に教材の良さを知らせ、授業の中に組み込めるようにすることが大切だと思った。</p> <p>法教育というと「難しい」というイメージがあり、現場では敬遠しがちな内容に思える。しかし、今回のリーフレットを見て、「けんかの解決方法」、「約束って何だろう」など、児童の日常生活において大切な内容の学習であることに、改めて気付いた。道徳や社会などと関連付けて行うことで、相乗効果が得られる部分もあると思う。まずは、「法教育」について教師が理解を深め、周知していける雰囲気作りを管理職が率先して行うことが課題だと感じている。</p>

5. 都道府県別集計

(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況

①外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無

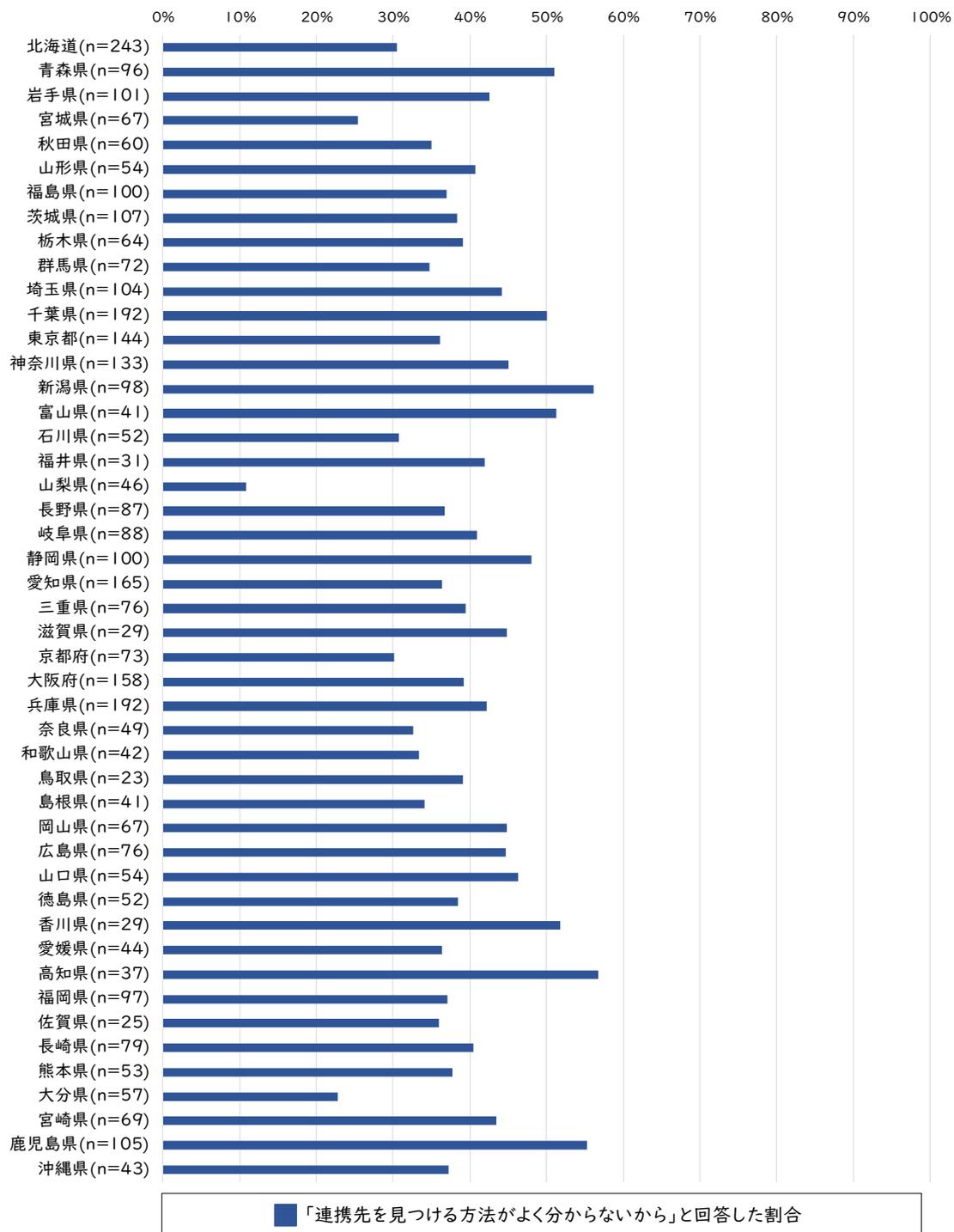
図表2-5-1-1 都道府県別、「外部人材と連携した授業を実施した」の回答割合【問1】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

②外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由（「連携先を見つける方法がよく分からないから」の回答割合）

図表2-5-1-2 都道府県別，外部人材と連携した授業を実施しなかった理由として「連携先を見つける方法がよく分からないから」の回答割合【問2】

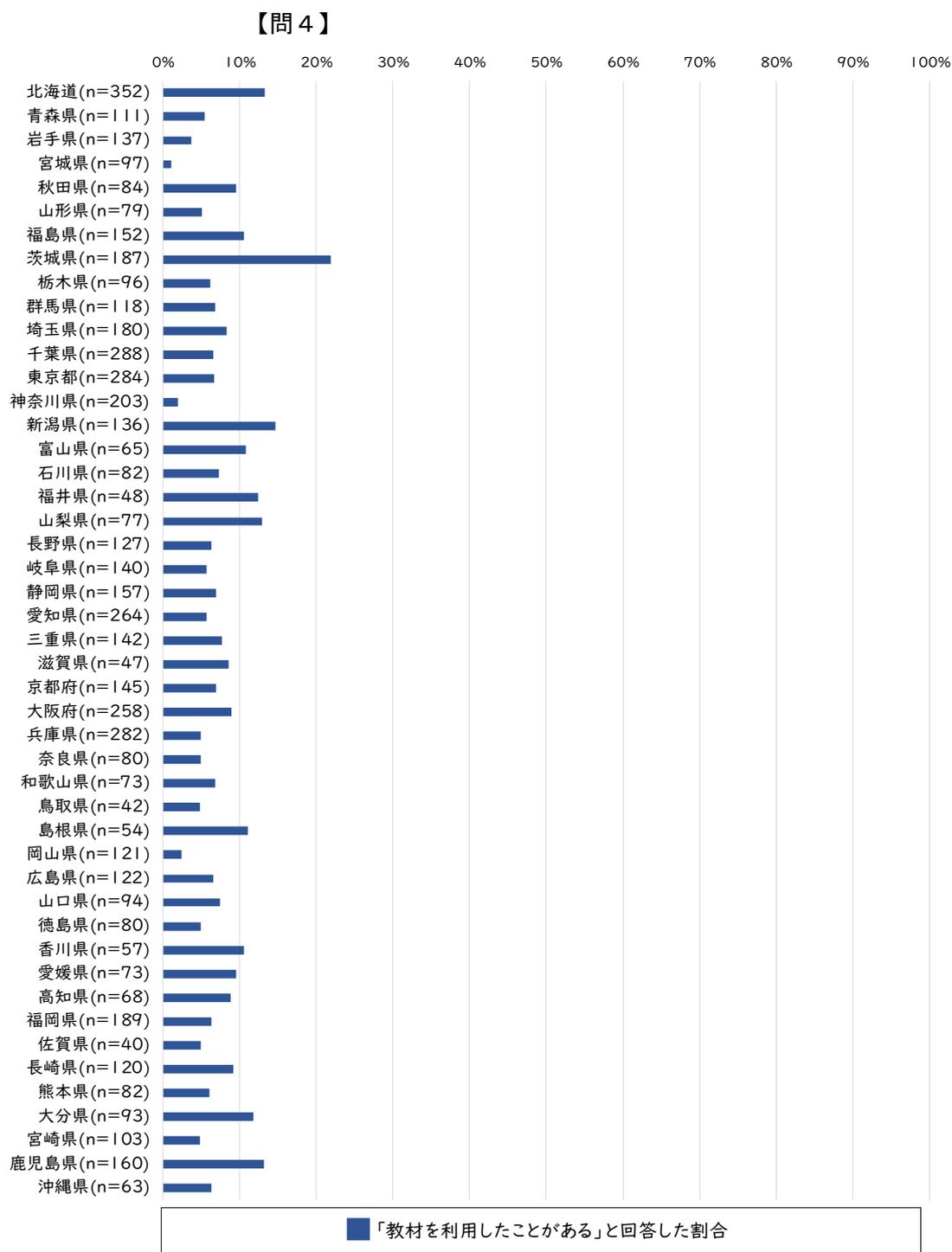


※都道府県別の「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した学校数を分母とした集計

(2) 法教育教材の利用状況等

① 「教材を利用したことがある」の回答割合

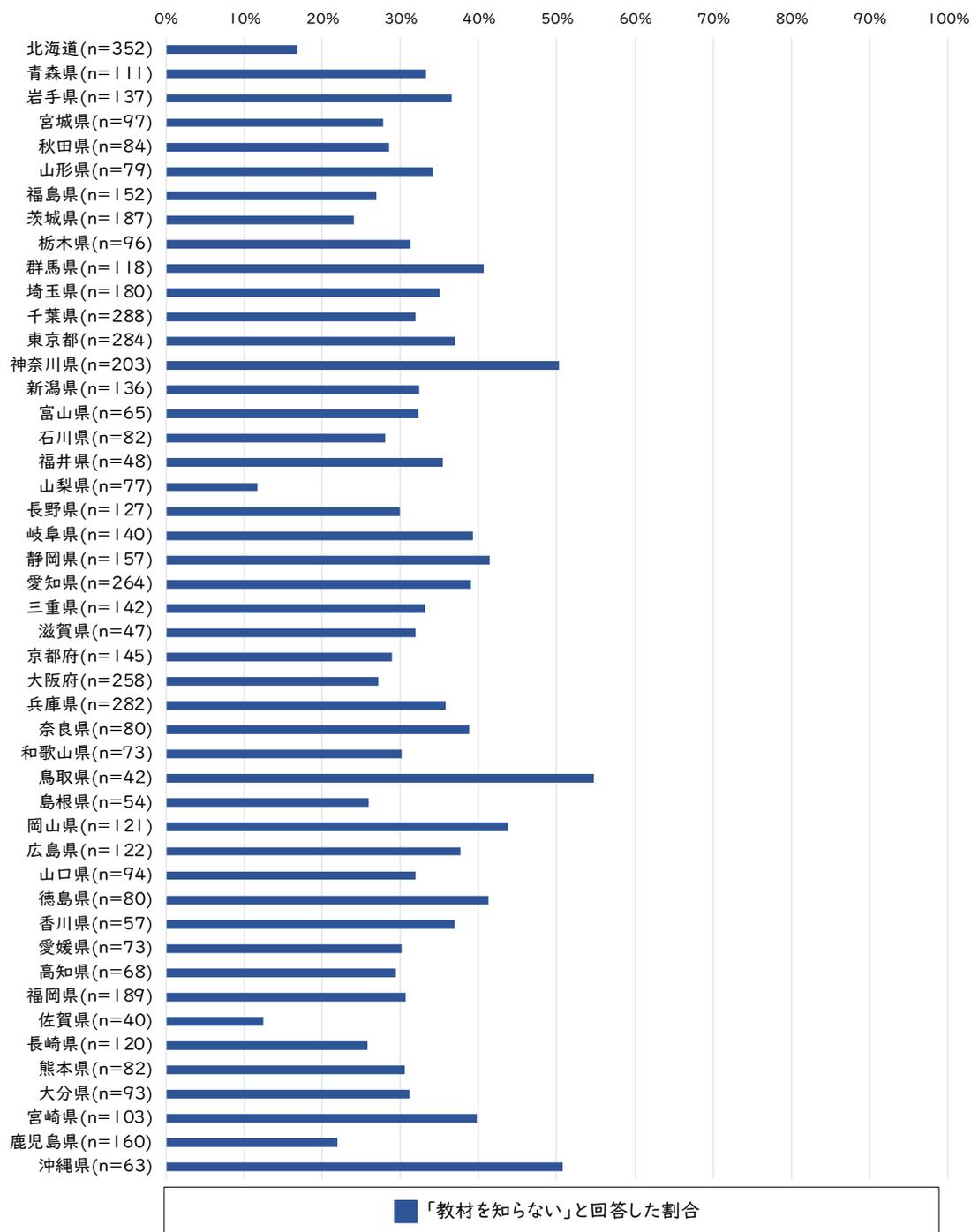
図表2-5-2-1 都道府県別、法教育教材について「教材を利用したことがある」の回答割合



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

② 「教材を知らない」の回答割合

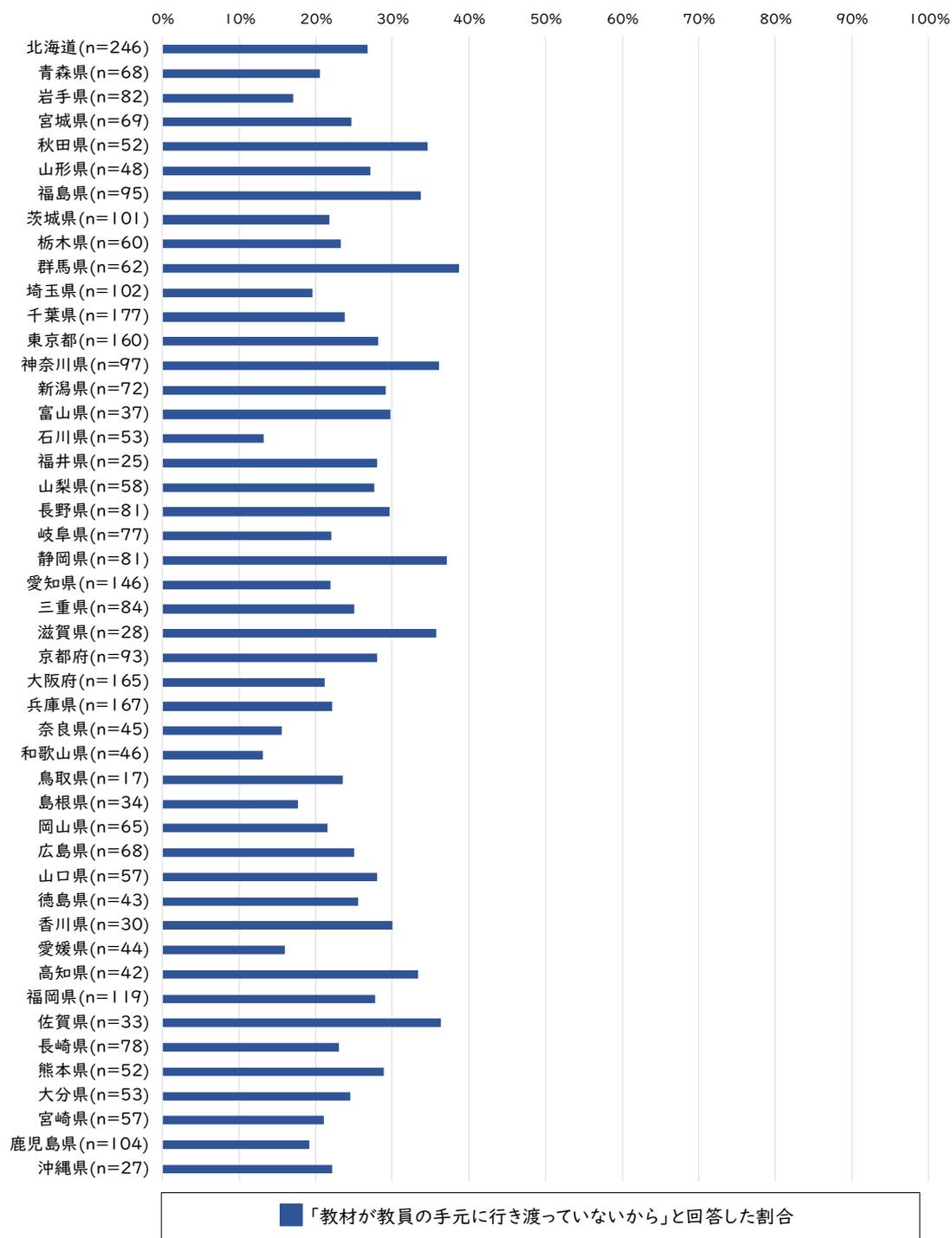
図表2-5-2-2 都道府県別、法教育教材について「教材を知らない」の回答割合【問4】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

③法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由（「教材が教員の手元に行き渡っていないから」の回答割合）

図表 2-5-2-3 都道府県別，法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由として「教材が教員の手元に行き渡っていないから」の回答割合【問6】

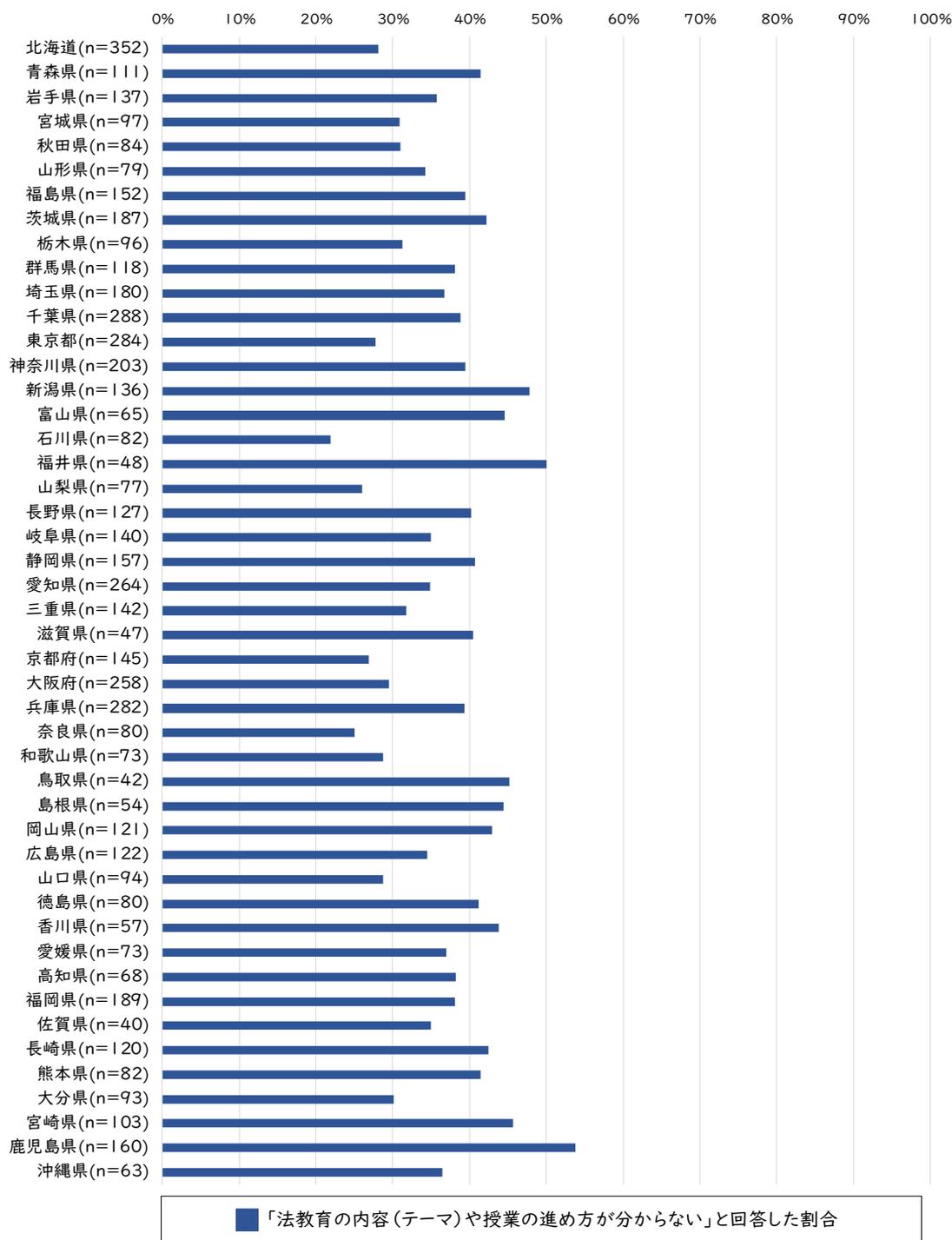


※都道府県別の「教材を知っているが利用したことはない」と回答した学校数を分母とした集計

(3) 法教育を実施するに当たっての課題

① 「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない」の回答割合

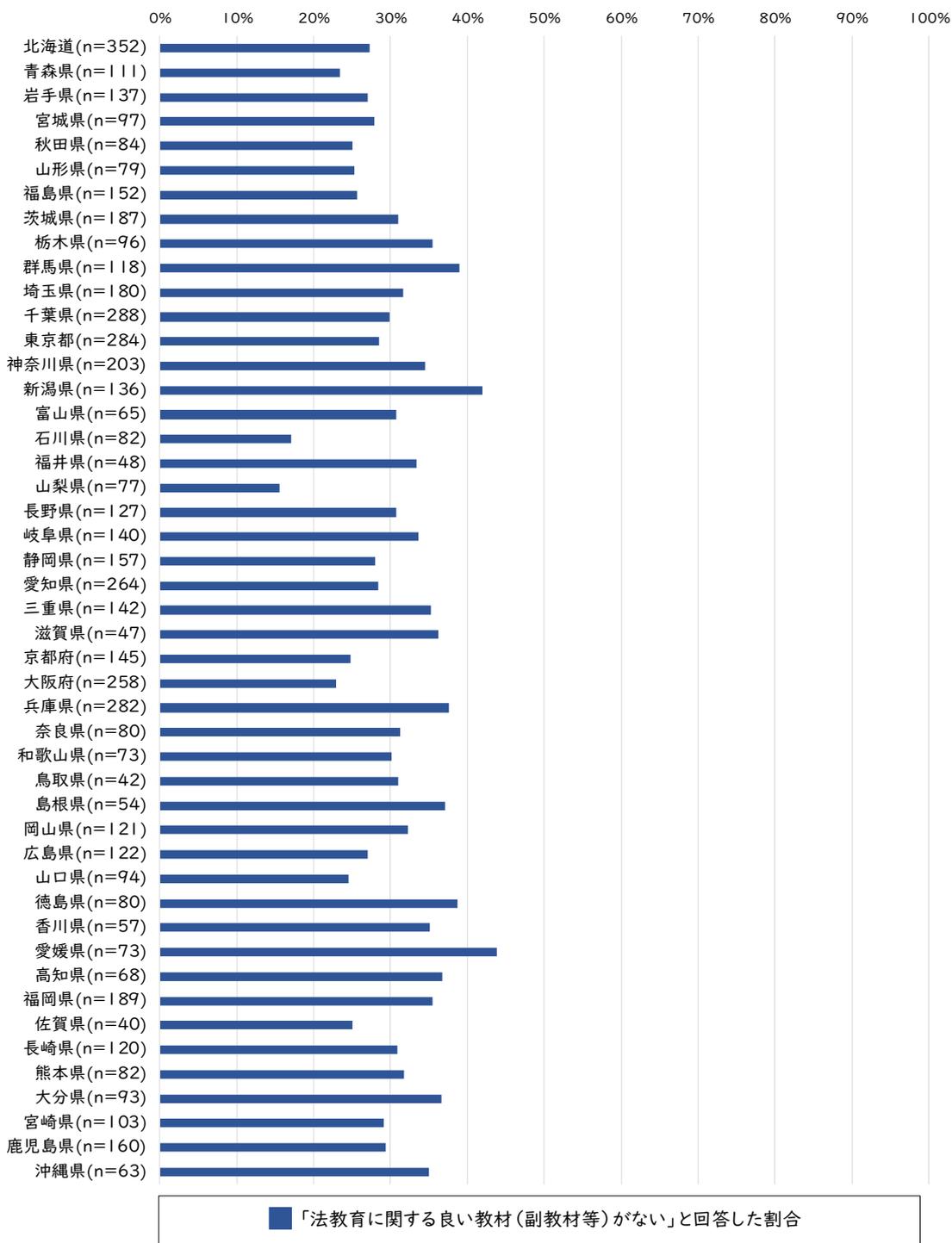
図表2-5-3-1 都道府県別，課題について「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない」の回答割合【問3】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

② 「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」の回答割合

図表2-5-3-2 都道府県別，課題について「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」の回答割合【問3】

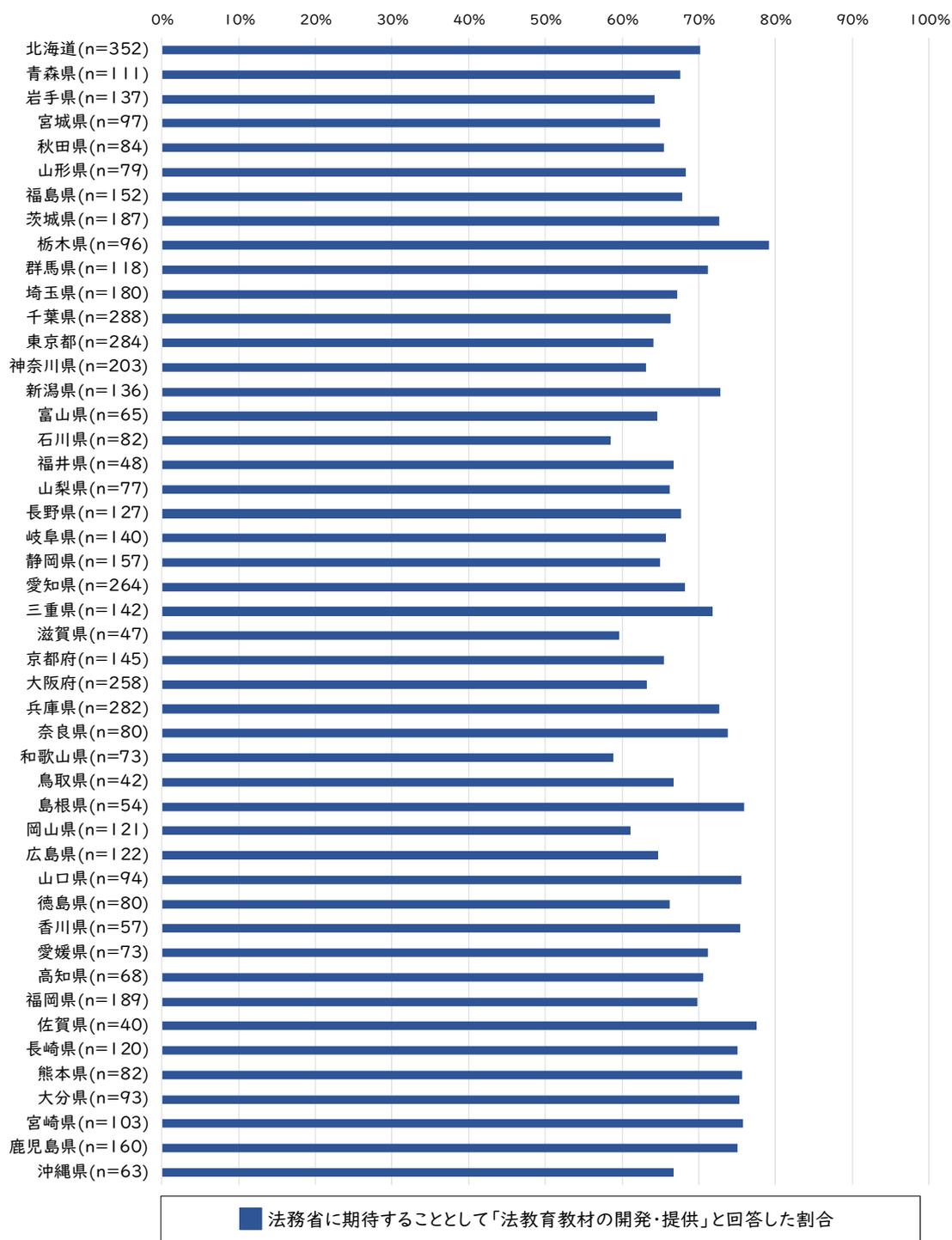


※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

(4) 法教育に関する期待や意見・要望等

① 「法教育教材の開発・提供」の回答割合

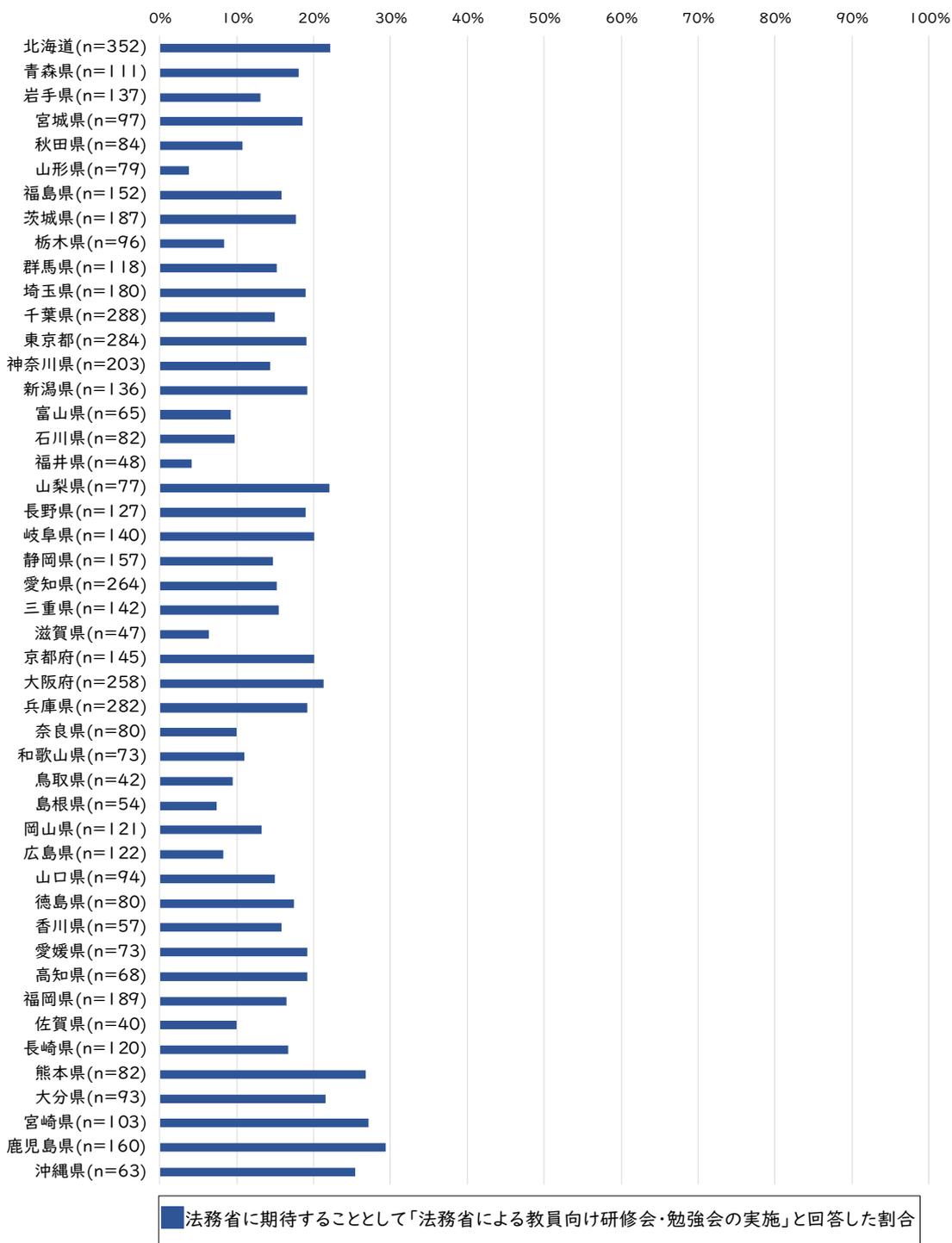
図表2-5-4-1 都道府県別，法務省に期待することとして「法教育教材の開発・提供」の回答割合【問9】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

②「法務省による教員向け研修会・勉強会の実施」の回答割合

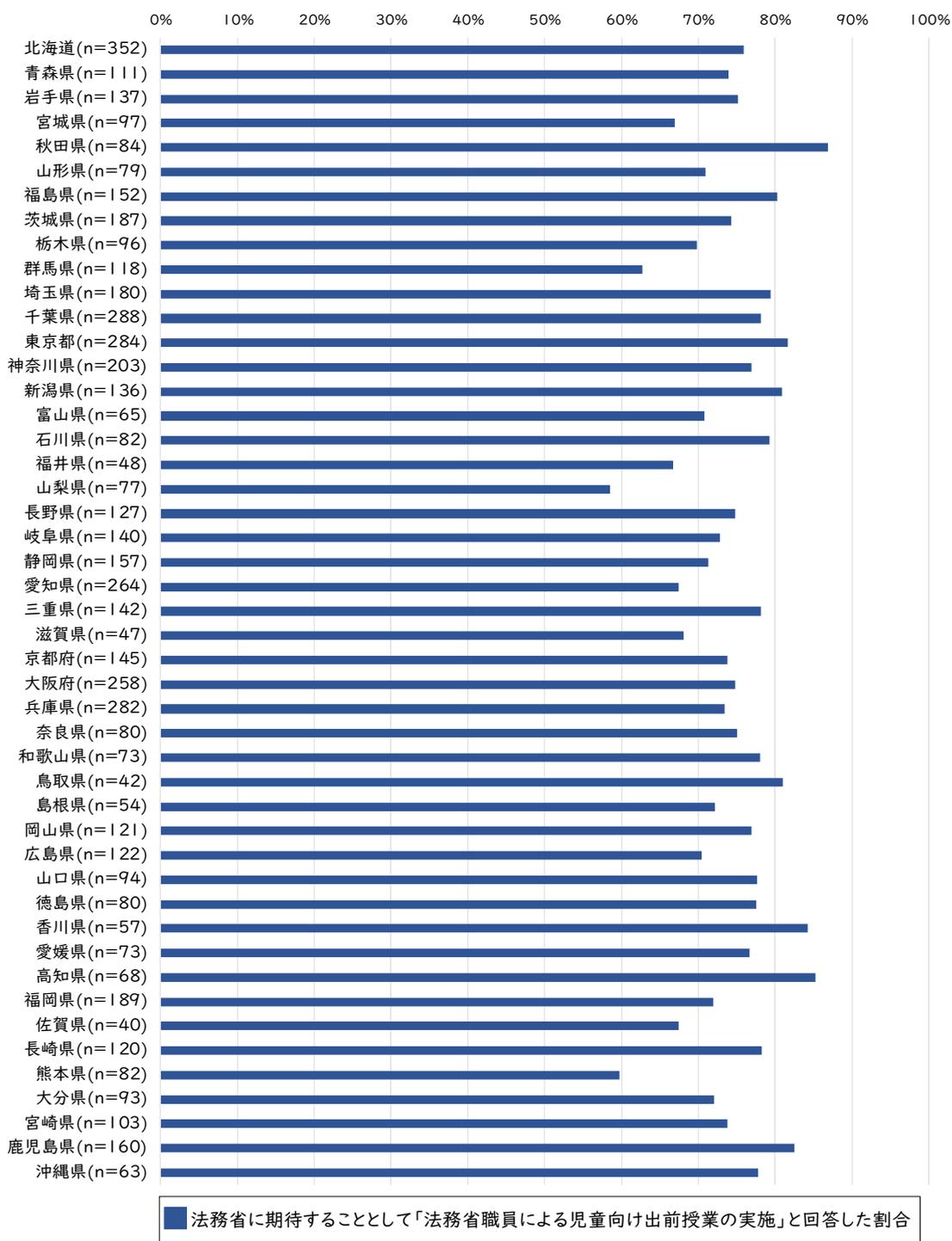
図表2-5-4-2 都道府県別，法務省に期待することとして「法務省による教員向け研修会・勉強会の実施」の回答割合【問9】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

③ 「法務省職員による児童向け出前授業の実施」の回答割合

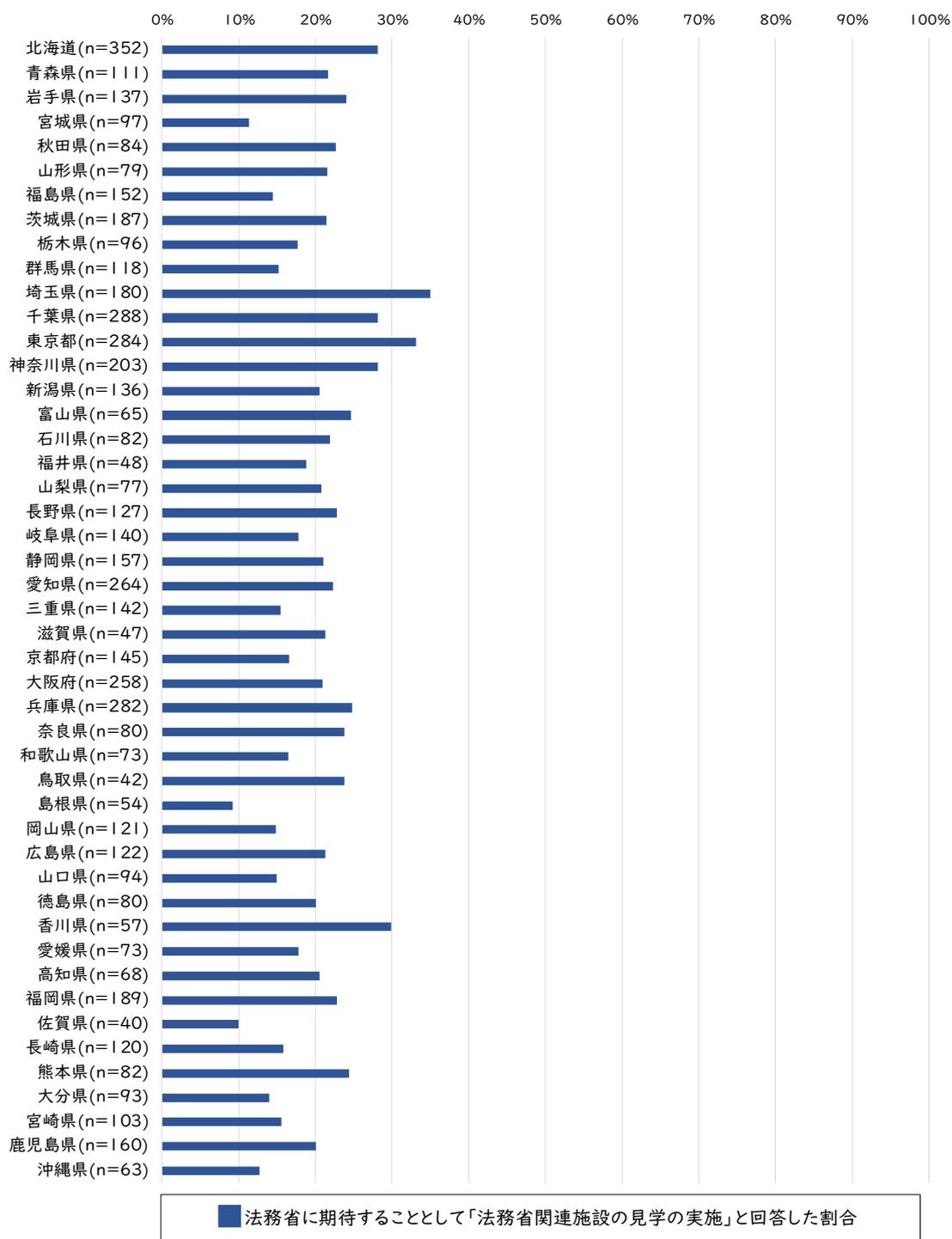
図表2-5-4-3 都道府県別，法務省に期待することとして「法務省職員による児童向け出前授業の実施」の回答割合【問9】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

④「法務省関連施設の見学の実施」の回答割合

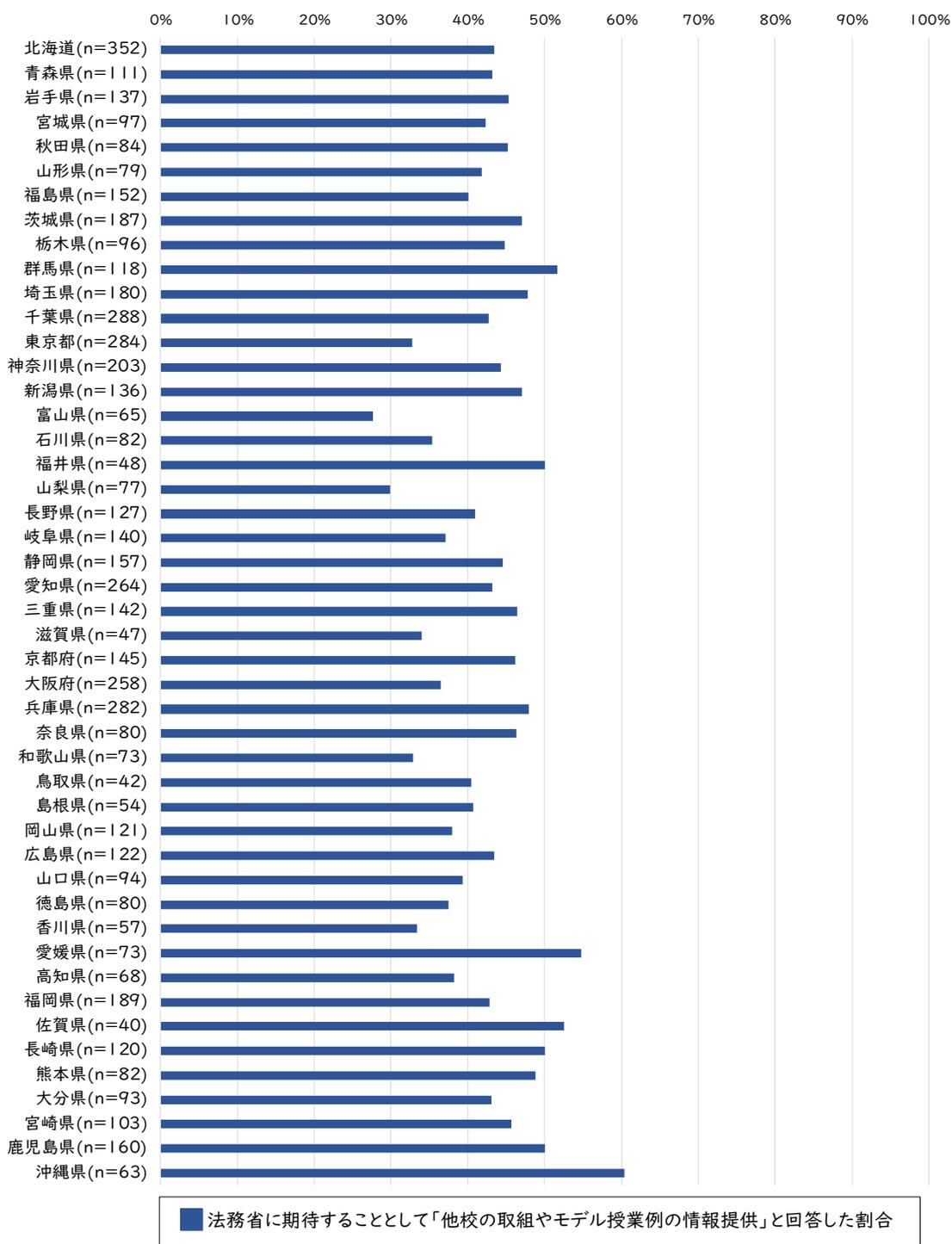
図表2-5-4-4 都道府県別、法務省に期待することとして「法務省関連施設の見学の実施」の回答割合【問9】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

⑤ 「他校の取組やモデル授業例の情報提供」の回答割合

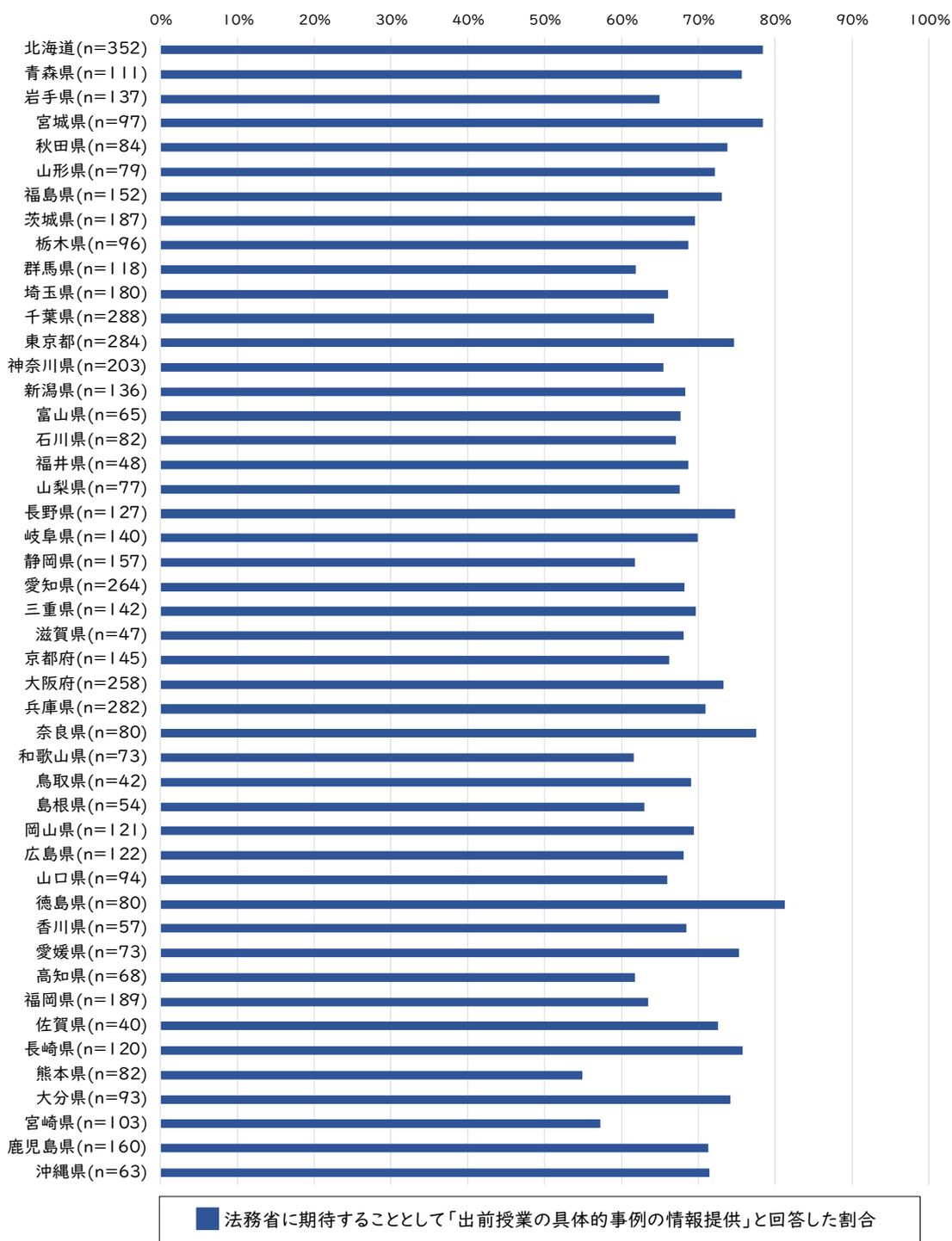
図表2-5-4-5 都道府県別、法務省に期待することとして「他校の取組やモデル授業例の情報提供」の回答割合【問9】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

⑥ 「出前授業の具体的事例の情報提供」の回答割合

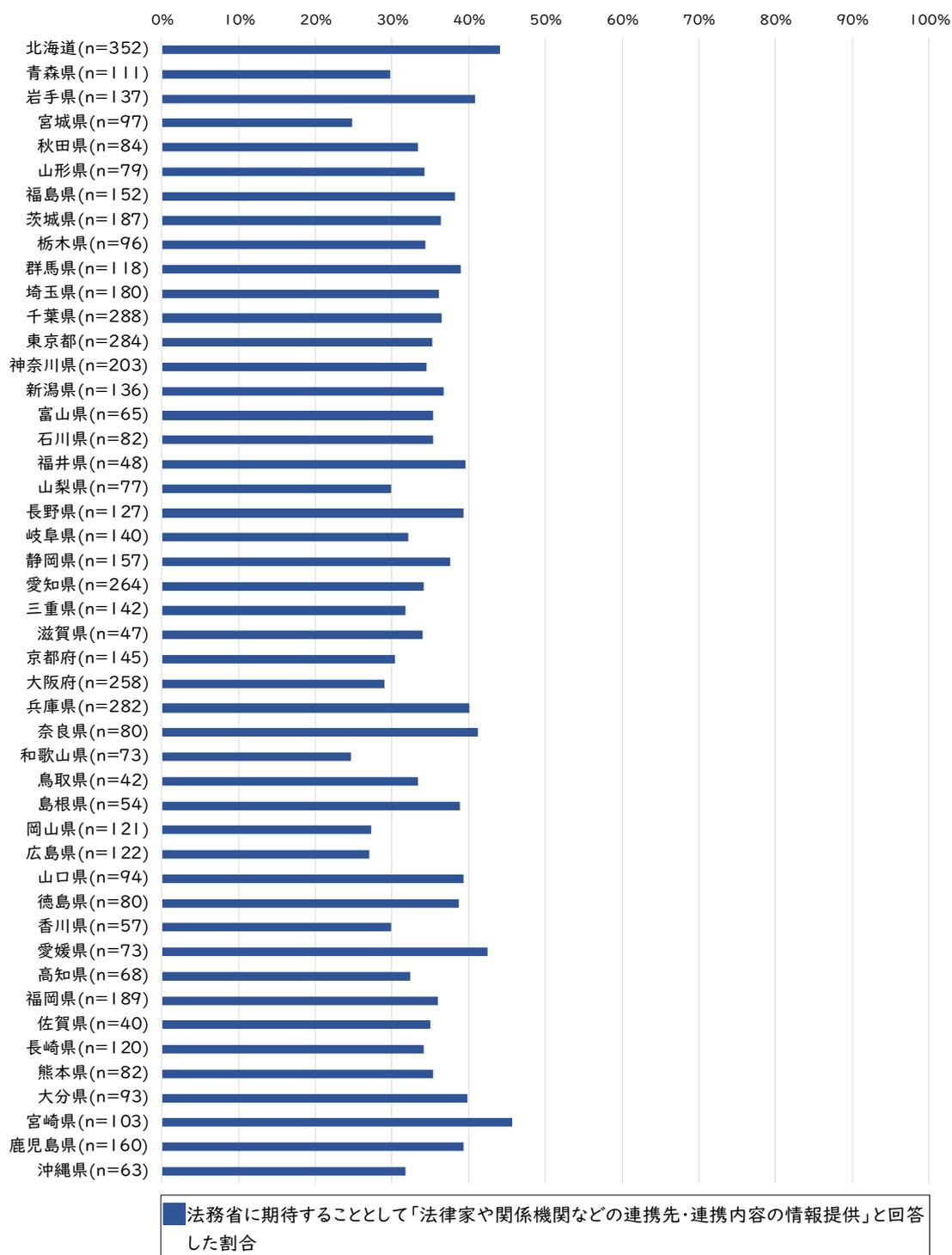
図表2-5-4-6 都道府県別、法務省に期待することとして「出前授業の具体的事例の情報提供」の回答割合【問9】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

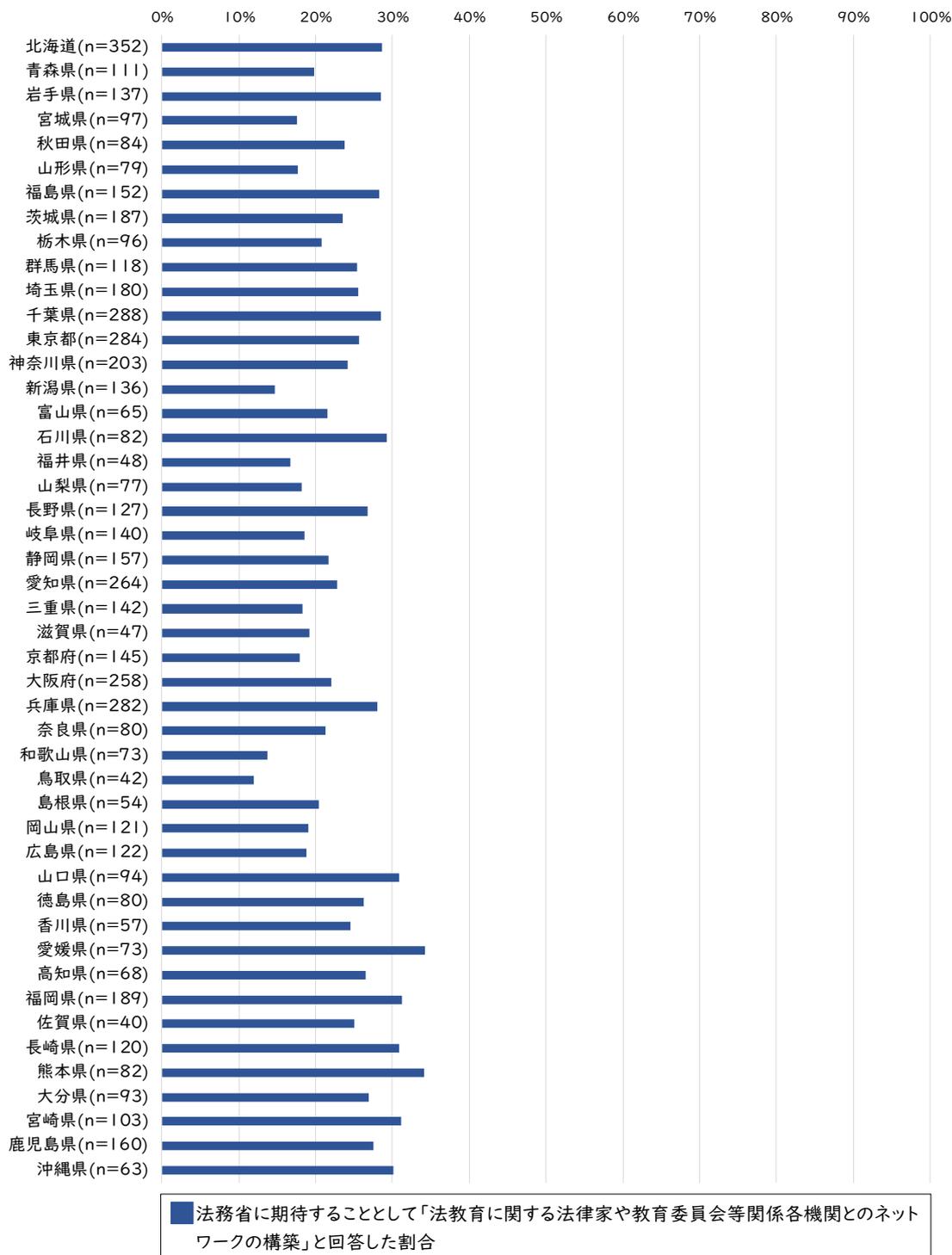
⑦「法律家や関係機関などの連携先・連携内容の情報提供」の回答割合

図表2-5-4-7 都道府県別、法務省に期待することとして「法律家や関係機関などの連携先・連携内容の情報提供」の回答割合【問9】



⑧「法教育に関する法律家や教育委員会等関係各機関とのネットワークの構築」の回答割合

図表2-5-4-8 都道府県別，法務省に期待することとして「法教育に関する法律家や教育委員会等関係各機関とのネットワークの構築」の回答割合【問9】



※都道府県別の調査回答学校数を分母とした集計

第3章 まとめと考察

1. 調査結果のまとめ

調査の結果把握されたことについて、改めて以下のように整理した。

(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況

令和元年度における法教育に関する学習指導の状況として、法律家（裁判官，検察官，弁護士，司法書士等）や関係機関（法務省，検察官，裁判所，弁護士会，司法書士会等）等の外部人材と、「連携した授業を実施した」と回答した学校の割合は，37.0%であった（図表2-1-1-1）。過年度調査と比べて，外部人材と連携した法教育を実施している学校の割合は高まっていることがうかがえる（図表2-1-1-2）。

授業の内容に関し全体的な状況としては，「6年生」対象の（図表2-1-2-1），「社会科」における（図表2-1-2-3），「法やきまり，ルール必要性・意義」をテーマにした授業（図表2-1-2-7）の実事例が多くなっている。また，連携先としては，「税務署（税務署職員）」との回答割合が最も高くなっている（図表2-1-2-10）。これらの授業の実施状況について，過年度調査と比較すると，「社会科」を中心に実施されている点は同様であるが，本調査の結果からは，「特別の教科 道徳」や「特別活動」での実施割合も高まっていることがうかがえる（図表2-1-2-4，図表2-1-2-6）。

なお，1年生から5年生までは，主に「特別活動」において（図表2-1-3-1），「法やきまり，ルール必要性・意義」や「SNSやインターネット上の問題について」をテーマにした授業（図表2-1-3-2）が行われており，連携先として「警察署（警察官）」等が多い（図表2-1-3-3）など，6年生とは異なっている。

また，連携先に関し，過年度調査と比べて，「弁護士会（弁護士）」と連携している学校の割合が高まっているが，「法務省（法務局，刑務所，保護観察所）や検察庁（検察官等）」に関してはそのような傾向はみられなかった（図表2-1-2-11，図表2-1-2-13）。なお，法務省との連携に関しては，今後の法教育の普及・推進に向けて期待する取組として「出前授業の実施」に関する回答割合が高いことが把握された（図表2-4-1-1）。

これらの外部人材と連携した授業を実施しなかった理由としては，「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」との回答割合が50.2%で最も高く，次いで「連携した授業を行う時間がないから」，「連携先を見つける方法がよく分からないから」の割合が高くなっている（図表2-1-6-1）。また，「準備や打合せ，手続などが大変だから」や「予算がないから」の回答割合も比較的高く，各種の課題があることが分かる。

このほか，外部人材と連携した授業の実施状況に関しては，教員数別によっても差異がみられており（図表2-1-1-3），学校内外の環境・資源等の差異による制約等もあるのではないかと考えられる。

(2) 法教育教材の利用状況等

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、「教材を利用したことがある」と回答した学校の割合は7.9%であった（図表2-2-1-1）。過年度調査と比べて、教材を利用したことがある学校の割合は微増という結果であった（図表2-2-1-2）。なお、本調査の結果として、「教材を知らない」と回答した学校の割合は32.6%となっており、活用の推進だけでなく、周知等の面に関しても課題が残されていることも明らかになった。

法教育教材を知ってはいるが利用していない学校が59.5%という状況であるが、これらの学校が教材を利用していない理由としては、「このような授業を行う時数の余裕がないから」との回答割合が64.0%と最も高く、次いで「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」の割合が高くなっている（図表2-2-3-1）。

ただし、全体の68.5%の学校が、法務省に期待することとして「法教育教材の開発・提供」と回答している（図表2-4-1-1）。また、あるとよいと思う教材等の媒体（形式）に関しても、各媒体・形式に関していずれも3割以上の学校からの回答があり（図表2-2-4-1）、法教育教材が必ずしも求められていないわけではない。

また、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材としては「SNSやインターネット上の問題について」と「法やきまり、ルールの必要性・意義」について回答割合が高くなっており、そのほかのテーマ・題材についてもそれぞれ4割以上の回答があった（図表2-2-5-1）。

(3) 法教育を実施するに当たっての課題、法教育に関する期待や意見・要望等

法教育を実施するに当たっての課題は、「十分な時間をとる余裕がない」との回答が66.2%と高くなっている（図表2-3-1-1）。「時間がない」ことや「余裕がない」ことは、昨今の学校における大きな課題の一つであると考えられ、外部人材と連携した授業を実施していない理由（図表2-1-6-1）や、法教育教材を利用していない理由（図表2-2-3-1）としても、回答割合が比較的高くなっている。

その上で、他の面での課題としては、「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方が分からない」や「法教育に関する良い教材（副教材等）がない」の回答割合も比較的高くなっており（図表2-3-1-1）、これらに関する情報提供や周知等が重要であることがうかがえる。

これらの課題を挙げる割合は、外部人材と連携した授業を実施している学校や、法教育教材を利用している学校の方が低い傾向にある（図表2-3-2-1、図表2-3-2-2）ことから、外部人材との連携を推進するための具体的な支援の方策を検討することや、教材活用等の実践が進んでいる学校の情報を共有・周知していくことなども重要であると考えられる。

法教育の普及・推進に向けて、「法教育教材の開発・提供」と、「出前授業」の「実施」や「情報提供」を中心に、様々な面で期待されているものと考えられる（図表2-4-1-1）。自由記述による回答でも、法教育で扱う内容・テーマや教材の媒体（形式）、外部人材との連携・出前授業等に関して、様々な意見・要望等が寄せられている（図表2-4-2-3～図表2-4-2-8）。

2. 今後の方策等に関する考察

調査の結果把握された以上のような状況から、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方等に関し、次のようなことが考えられる。

■教育現場の「時間のなさ」、「余裕のなさ」を考慮した推進

実際に法教育の推進を図っていく上では、学校現場で「時間がない」、「余裕がない」という課題が大きくなっているという点は十分に考慮すべき問題である。むしろ、今後の推進に当たっては、学校現場の負担の軽減になるような推進の方策を検討していく必要があると考えられる。

例えば、自由記述による回答では、教材について、「すぐに」、「誰もが」使える教材を希望する回答があった。また、変化する社会の状況に十分対応しきれないからこそ、外部の専門家の出前授業を期待しているといった意見がみられた。

これらの回答からもうかがえるように、実施するに当たり負担が掛からないような、むしろ、導入することで学校・教員の負担が軽減されるような、教材の開発・提供や、外部人材による出前授業等の支援策の在り方を検討していくことが重要と考えられる。

■教育課程に位置付けていく上での支援、「法教育」全般に関する情報発信の充実

ただし、いくら負担に考慮しても、「新たに『法教育』を実施する」という発想では、負担が減るということはなく、取組の推進は難しくなってしまうと考えられる。

この点も自由記述で回答があったように、学校では多方面から「〇〇教育」の実施が求められており、それぞれの実践一つ一つを個別に追及していくことは困難である。全体のカリキュラムにどのように位置付けるのか、また、社会科等の個々の教科の中でどのように実践していくのか、低学年から高学年にかけてどのような形で体系化するのか等、考え方やモデルを示していく必要がある。

本調査の結果から、法教育を実施するに当たっての課題認識として、「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方が分からない」との回答割合が36.4%となっており、また、法教育教材を「知らない」と回答している学校が32.6%となっていた。これらのことから、実践事例や教材の活用方法なども含めて、情報発信・情報提供をしていくことが重要である。

なお、本調査は、新学習指導要領(平成29年告示)における「法に関する教育」の掲載内容を示した上で調査を実施した。今後も、学習指導要領上の位置付けなど、丁寧な説明・周知等が必要と考えられる。

■教材の開発・提供

現状として法教育教材の利用割合は高くないが、決して開発・提供が期待されていないわけではないと考えられ、提供の仕方等についての充実・改善が求められている。

教材の媒体（形式）に関しては、DVD等による視聴覚教材が良いと考えられている割合が最も高いが、紙媒体の冊子教材を求めている学校の割合も半数を超えており、学校の環境や授業の指導方法等に応じて、様々な媒体（形式）での提供が求められているのではないかとということが明らかになった。

自由記述の回答からは、短時間で利用できる視聴覚教材や、ワークシート等を組み合わせた教材等を期待する回答もみられ、また、今後の環境整備により、ICT機器等に対応した教材もニーズが高まる可能性があることがうかがえた。

また、調査では、教材で扱うテーマ・題材等に関しても、多様なものが求められている状況にあることが明らかになった。現状においては、特に「SNSやインターネット上の問題について」に関しニーズが高いと考えられるが、このような、子供たちに身近な話題や、近年の社会状況に応じたものをテーマ・題材とした教材について、順次更新しながら提供することが求められているものと考えられる。

■外部人材による出前授業、研修への講師派遣等

法教育の普及・推進に向けて期待する取組として、「法務省職員による児童向け出前授業の実施」の回答割合が最も高く、74.9%の学校が回答している。この背景としては、上述したように、学校として時間的な余裕等がない中で、授業準備等の負担が少ない形での、出前授業による法教育の推進についてニーズが高くなっていることがあるのではないかと考えられる。

ただし、本調査の結果から、外部人材による出前授業等の実施に当たっては、準備や打合せ、日程調整、事務手続などに関しても負担が大きいという回答もみられている。また、近隣に関連機関・施設等がない場合の講師招へいや費用負担の問題なども課題となっていることがうかがえた。これらの点を十分に踏まえた対応が求められているものと考えられる。

なお、法務省では、法務省職員（法務局、検察庁、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の職員）や保護司を派遣して、無料で出前授業を実施している。本調査で、法務省や検察庁と連携した授業実施の割合は2.0%という結果であったが、情報周知や、手続の面等でのより一層の負担軽減など、ニーズに応じた改善等を図っていく余地はあるのではないかと考えられる。

このほか、学校が法務省に期待する取組として「教員向け研修会・勉強会の実施」に関しては、回答割合が17.0%と比較的低かった。この点に関しても、背景には教員として研修会・勉強会等を受講する余裕がないということが実態としてあるのではないかと考えられる。ただし、法教育教材を利用したことがある学校では回答割合が若干高くなっていることなどから、教員向けの研修会・勉強会等に関しては、広く実施を推進していくというよりは、より一層の法教育の推進を目的とするものなど、特定のニーズに応えるために個別に実施を検討すべきものではないかと考えられる。

■授業実践例等の具体の情報提供

上述の通り、教育課程での位置付けを示しつつ、法教育全般に関する情報発信・情報提供の充実が重要と考えられるが、授業実践例等について具体的な情報提供を行っていくことも重要である。

「出前授業の具体的事例の情報提供」は69.5%の学校から期待する取組として回答されている。現時点で外部人材と連携した授業を実施していない理由として「どのような授業ができるのか分からないから」や「連携先を見つける方法がよく分からないから」の回答割合は比較的高く、これらに関する情報提供についてニーズが高いと考えられる。

また、「他校の取組やモデル授業例の情報提供」に関しては43.0%の学校が回答しており、外部人材による出前授業に限らず、個々の学校での実践事例についても、より詳細な情報が求められていると考えられる。

■法教育に関する法律家や教育委員会等関係各機関とのネットワークの構築, その他

「法教育に関する法律家や教育委員会等関係各機関とのネットワークの構築」に関して、期待するとの回答があった学校は24.5%であった。学校現場からすれば、教材の提供や出前授業の実施など、法教育に関する授業を実施するに当たっての直接的な支援や情報提供等についてのニーズがより高いということが実情なのではないかと考えられる。

ただし、今後の法教育の推進に当たっては、省庁間や法律家・関係機関等との間の連携も含め、ネットワークの構築等の推進は重要である。また、現状として、税務署（税務署職員）や警察署（警察官）等が、小学校との連携により法教育に関する授業を実施していることが多い状況にあることから、これらの機関・人材との連携やネットワーク構築を進めるという視点も、より一層の法教育の普及・推進のためには重要なのではないかと考えられる。

参考資料

1. 調査票

小学校における法教育の実践状況に関する調査

1 法教育について

(1) 法教育とは

法務省では、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」を「法教育」と位置付けています。

※ 法教育が育成を目指す資質・能力や、法教育の普及・推進に関する法務省の取組については、同封したリーフレットを御覧ください。

(2) 学習指導要領との関係

現行小学校学習指導要領においては、各教科等において「法に関する教育」（いわゆる法教育）に係る内容が盛り込まれており、令和2年度から実施される新学習指導要領においては更なる充実が図られているところです（本調査票2ページ目・3ページ目に記載の「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編付録6」を参照）。

2 本調査について

(1) 目的

この調査は、法務省が小学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的に行うものです。

(2) 御記入に当たって

本調査では、質問について、令和元年度における学校の状況に最も近いものを選んで回答するか、回答欄に文字で回答（自由記述）してください。

回答は任意であり、校長や副校長などの管理職において把握されている範囲で回答いただければ構いませんが、可能な限り調査に御協力をお願いいたします。

回答は、この用紙ではなく、下記ページにアクセスし、ウェブから回答してください。

回答ページURL：<https://rsch.jp/eqt6/?houkyouiku2019>

パスワード：

（法務省ホームページからもアクセス可能です。アクセス方法は、本調査依頼に同封した「回答方法説明書」を御参照ください。）

(3) 回答期限

令和2年2月10日（月）17時まで

3 情報の取扱いについて

本調査は統計的に処理し、集計結果を法務省ホームページ等において公表する予定ですが、公表に当たっては、学校名が特定されることのないよう取り扱います。なお、御記入いただいた内容について詳細をお聞きするため、学校に連絡させていただく場合がありますので御了承ください。

<調査実施機関・お問合せ先>

株式会社浜銀総合研究所
地域戦略研究部
担当：有海（ありかい）・石川・野口
Mail：houkyouiku@yokohama-ri.co.jp
TEL：045-225-2372

<調査実施主体・委託元>

法務省大臣官房司法法制部司法法制課
司法制度第二係
法教育担当：一柳・五十嵐

参考資料：「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」の付録6

法に関する教育（現代的な諸課題に関する教育等横断的な教育内容）

本資料は、小・中学校学習指導要領における「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なもの各教科におかれては、それぞれの教育目標や児童／生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童／生徒や学校、地域の実態及び児童／生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
----	---

※総則は小学校・中学校の共通部分を抜粋。

	総則	社会科
小学校	<p>第6 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしなさいこと、社会生活上のきまりを守ることを。</p> <p>(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ることを。</p> <p>(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。</p>	<p>(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項をする。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々事する人々の働きを考え、表現すること。</p> <p>【※イの(7)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、よう指導する。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(4) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のためのたす役割を考え、表現すること。</p> <p>【※イの(4)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(第6学年) (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身にア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとそれぞれ役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>【※アの(7)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権の役割などについて扱うこと。その際、イの(7)に関わって、国民としての政治への、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。</p> <p>(4) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や国民生活における政治の働きを考え、表現すること。</p>

	総則	社会科
中学校	<p>第6 2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。</p>	<p>(公民的分野) A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み 対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、よう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などにつ(4) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要な責任について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通した個人と社会との関係、きまりの役割表現すること。</p> <p>B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したり身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(1) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(4) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的【※イの(4)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」について】観点から労働保護立法についても触れること。</p> <p>C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。</p> <p>(4) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。</p> <p>(7) 日本国憲法が基本的人権の尊重、民主主義及び平和主義を基本的原則としていること</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角民主政治と政治参加 (2) 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(4) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障がある【※(2)のアの(4)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度について】</p> <p>D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりに付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解するを含む。)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p>

小学校 中学校

を抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学

	家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
身に付けることができるよう指導 の諸活動を捉え、相互の関連や従 地域や自分自身の安全を守るため 次の事項を身に付けることができ 事業の様子を捉え、その事業が果 ごみの減量や水を汚さない工夫な 付けることができるよう指導する。 活の基本を定めていることや、現 もに、立法、行政、司法の三権が 相互の関連、裁判員制度や租税 関わり方について多角的に考え 民生活に果たす役割や、国会、内 地方公共団体の政治の取組を捉え、	(第5学年及び第6学年) C 消費生活・環境 (1) 物や金銭の使い方と買物 ア 次のような知識及び技能を 身に付けること。 (7) 買物の仕組みや消費者の 役割が分かり、物や金銭の 大切さと計画的な使い方 について理解すること。 【※(1)のアの(7)につ いては、売買契約の 基礎について触れる こと。】	(第1学年及び第2学年) C 主として集団や社会との関わ りに関すること 【規則の尊重】 約束やきまりを守り、みんなが 使う物を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) C 主として集団や社会との関わ りに関すること 【規則の尊重】 約束や社会のきまりの意義を理 解し、それらを守ること。 (第5学年及び第6学年) C 主として集団や社会との関わ りに関すること 【規則の尊重】 法やきまりの意義を理解した上 で進んでそれらを守り、自他の権 利を大切にし、義務を果たすこと。	(学級活動) 2 (1) 学級や学校における生活づくり への参画 ア 学級や学校における生活上の 諸問題の解決 学級や学校における生活をよ りよくするための課題を見いだ し、解決するために話し合い、 合意形成を図り、実践すること。 3 (1) 指導に当たっては、各学年段階 で特に次の事項に配慮すること。 (第1学年及び第2学年) 話し合いの進め方に沿って、自分の 意見を発したり、他者の意見をよ く聞いたりして、合意形成して実践 することのよさを理解すること。基 本的な生活習慣や、約束やきまりを 守ることの大切さを理解して行動し、 生活をよくするための目標を決めて 実行すること。

	技術・家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
次の事項を身に付けることができ いて理解すること。 性やそれを守ることの意義及び個 について多面的・多角的に考察し、 りする活動を通して、次の事項を に考察し、表現すること。 ては、仕事と生活の調和という したり解決したりする活動を通し について理解すること。 的に考察し、表現すること。 したり解決したりする活動を通し ことについて理解すること。 ても触れること。] する活動を通して、次の事項を身 主権の尊重と協力、各国民の相互 こと。その際、領土（領海、領空	(家庭分野) C 消費生活・環境 (1) 金銭の管理と購入 ア 次のような知識及び技能を 身に付けること。 (7) 購入方法や支払い方法の 特徴が分かり、計画的な金 銭管理の必要性について理 解すること。 【※アの(7)については、 クレジットなどの三 者間契約についても 扱うこと。】 (4) 売買契約の仕組み、消費 者被害の背景とその対応に ついて理解し、物資・サー ビスの選択に必要な情報の 収集・整理が適切にできる こと。	C 主として集団や社会との関わ りに関すること 【遵法精神、公德心】 法やきまりの意義を理解し、そ れらを進んで守るとともに、その よりよい在り方について考え、自 他の権利を大切にし、義務を果た して、規律ある安定した社会の実 現に努めること。	(学級活動) 2 (1) 学級や学校における生活づくり への参画 ア 学級や学校における生活上の 諸問題の解決 学級や学校における生活をよ りよくするための課題を見いだ し、解決するために話し合い、 合意形成を図り、実践すること。

第1 学校に関すること

所在地 (あてはまるものを一つ選択)	都道府県：() 市区町村：()
設置者種別 (あてはまるものを一つ選択)	1 国立 2 公立 3 私立 4 その他()
教員数(非常勤を除く) (半角数字で回答)	() 名
学校名 (文字で回答)	()
回答者の氏名・役職 (文字で回答)	氏名：() 役職：()
回答者の連絡先(電話番号・メールアドレス) (半角数字・半角アルファベット・記号で回答)	電話：() Mail：()

第2 令和元年度における法教育に関する学習指導の状況

【問1】法教育(※1)に関し、法律家(裁判官、検察官、弁護士、司法書士等)や関係機関(法務省、検察庁、裁判所、弁護士会、司法書士会等)等の**外部人材と連携した授業**を実施しましたか。**あてはまるものを一つ**選んでください。

また、外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごと(※2)に、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、**該当するものを選択**してください。

(※1) 「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」の付録6「法に関する教育(現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容)」の内容(本調査票2ページ目・3ページ目)も御参照ください。

(※2) 外部人材と連携した授業を複数回実施した場合には、それぞれ別の事例として回答してください。本調査では、10事例まで回答いただくことができます。

- 1 外部人材と連携した授業を実施した → 授業の実施状況に回答してください
- 2 外部人材と連携した授業は実施していない → (問2へ)

(外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況の回答方法例)

- 例1：6年生の社会科で裁判官と連携した授業と、5年生の家庭科で弁護士と連携した授業を実施した
⇒1事例目として「6年生」の「社会科」の授業について、2事例目として「5年生」の「家庭科」の授業について回答
- 例2：6年生の社会科で裁判官と連携した授業を行い、その授業では「憲法の意義」と「司法、裁判が果たす役割」の両方のテーマにまたがる内容を実施した
⇒「6年生」の「社会科」を選択の上、テーマは「憲法の意義」と「司法、裁判が果たす役割」の両方の項目を選択、連携先は「裁判所（裁判官等）」を選択
- 例3：5年生と6年生が合同で、家庭科で「契約（ものの貸し借り、売り買い）」について弁護士及び消費生活センターと連携した授業を実施した
⇒学年について「5年生」と「6年生」の両方を選択の上、教科等・テーマは「家庭科」と「契約（ものの貸し借り、売り買い）」を選択、連携先は「弁護士会（弁護士）」と「消費（国民）生活センター」の両方を選択

【授業の実施状況：1事例目（※）】

（※）ウェブ回答ページでは、「2事例目を回答しますか。」に「はい」を選択することで、2事例目の回答ページに進むことができます（3事例目以降も同様）。

学年 (複数回答可)	1 1年生	4 4年生
	2 2年生	5 5年生
	3 3年生	6 6年生
教科等 (一つを選択)	1 社会科	4 特別活動
	2 家庭科	5 その他
	3 特別の教科 道徳	(具体的に：)
テーマ (複数回答可)	1 法やきまり、ルールの必要性・意義	5 SNSやインターネット上の問題について
	2 契約（ものの貸し借り、売り買い）	6 多様性を認め合う社会の重要性について
	3 憲法の意義	7 その他（具体的に：)
	4 司法、裁判が果たす役割	
連携先 (複数回答可)	1 裁判所（裁判官等）	8 警察署（警察官）
	2 法務省（法務局，刑務所，保護観察所）や検察庁（検察官等）	9 大学の教員
	3 弁護士会（弁護士）	10 法科大学院生・法学部生
	4 司法書士会（司法書士）	11 消費（国民）生活センター
	5 日本司法支援センター（法テラス）	12 その他（例：行政書士会，社会保険労務士会，弁理士会，企業のコンプライアンス担当者等）
	6 税務署（税務署職員）	(具体的に：)
	7 税理士会（税理士）	

【問2】(問1で「2 外部人材と連携した授業は実施していない」を選択した学校のみ回答)
 法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を**実施しなかった理由**について、**あてはまるもの全て**を選んでください。

- 1 連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから
- 2 連携先を見つける方法がよく分からないから
- 3 連携によりどのような授業ができるのか分からないから
- 4 連携のための予算がないから
- 5 連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから
- 6 連携した授業を行う時間がないから
- 7 連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから
- 8 以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから
- 9 現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである
- 10 その他(具体的に： _____)

【問3】外部人材との連携の有無にかかわらず、法教育一般についてお尋ねします。
法教育を実施するに当たり、課題と感ずることはありますか。あてはまるもの全てを選んでください。

- 1 法教育の必要性を感じない
- 2 法教育の内容(テーマ)や授業の進め方が分からない
- 3 法教育に十分な時間をとる余裕がない
- 4 法教育に関する良い教材(副教材等)がない
- 5 その他(具体的に： _____)
- 6 特に課題と感ずることはない

第3 法教育推進に向けた法務省の取組について

【問4】法務省では、法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材を全国の小学校に1部ずつ配布しております(右記イラスト参照)。
 これまでに、貴校では、同教材を授業で利用されたことはありますか。**あてはまるものを一つ**を選んでください。



冊子教材

(平成25年度配布)



視聴覚教材

(平成30年度～

令和元年度配布)

(※) 法教育教材については、本調査依頼に同封したリーフレットも御参照ください。

- 1 教材を利用したことがある → (問5へ)
- 2 教材を知っているが利用したことはない → (問6へ)
- 3 教材を知らない → (問7へ)

【問5】（問4で「1 教材を利用したことがある」を選択した学校のみ回答）

利用したことがある教材・題材全てを選択してください。

教材名	題材（利用したことがあるもの全てを選択）
冊子教材 （ルールは誰のもの？ ～みんなで考える法教育～）	1 友だち同士のけんかとその解決 2 約束をすること、守ること 3 もめごとの解決－国民の司法参加・ルールづくり－ 4 情報化社会における表現の自由と知る権利－情報の受け手・送り手として－
視聴覚教材	5 けんかの解決方法を考えよう！ 6 約束って何だろう？ 7 本当のことって何だろう？ 8 きめきめ王国 9 書き込む前に考えよう！

【問6】（問4で「2 教材を知っているが利用したことはない」を選択した学校のみ回答）

法務省（法教育推進協議会）作成の**法教育教材**を利用していない理由について、**あてはまるもの全て**を選択してください。

- 1 教科のねらいを達成することができないから
- 2 児童の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから
- 3 教科書に即していないから
- 4 既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから
- 5 このような授業を行う時数の余裕がないから
- 6 教材が教員の手元に行き渡っていないから
- 7 内容を確認したことがないから
- 8 その他（具体的に： _____)

【問7】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う**教材等の媒体（形式）**

について、**あてはまるもの全て**を選択してください。

〔冊子教材〕

- 1 紙媒体
- 2 紙媒体のデータを格納した電子媒体（CD、DVDなど）
- 3 ホームページからダウンロードする形式

〔視聴覚教材〕

- 4 動画配信サイト等での配信
- 5 DVDなどインターネットに接続する必要がない（オフラインで使用できる）電子媒体

〔その他の媒体等〕

- 6 その他（具体的に： _____)

【問 8】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等について、あてはまるもの全てを選択してください。

- 1 法やきまり，ルール必要性・意義
- 2 契約（ものの貸し借り，売り買い）
- 3 憲法の意義
- 4 司法，裁判が果たす役割
- 5 SNSやインターネット上の問題について
- 6 多様性を認め合う社会の重要性について
- 7 その他（具体的に： _____）

【問 9】法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組について、期待するもの全てを選択してください。

〔教材〕

- 1 法教育教材の開発・提供

〔研修や授業への講師派遣等〕

- 2 法務省による教員向け研修会・勉強会の実施
- 3 法務省職員による児童向け出前授業の実施
- 4 法務省関連施設の見学の実施

〔法教育に関する情報提供〕

- 5 他校の取組やモデル授業例の情報提供
- 6 出前授業の具体的事例の情報提供
- 7 法律家や関係機関などの連携先・連携内容の情報提供

〔その他〕

- 8 法教育に関する法律家や教育委員会等関係各機関とのネットワークの構築
- 9 その他（具体的に： _____）

【問 10】法教育の取組や教材に対する御意見・御要望等（工夫した授業実践例を含む。）がありましたら、御自由に御記入ください。

調査は以上です。御協力いただき、ありがとうございました。

2. 集計表

第1 学校に関すること

【所在地（都道府県）】

		全体	
		回答数	%
合計		6052	100.0
1	北海道	352	5.8
2	青森県	111	1.8
3	岩手県	137	2.3
4	宮城県	97	1.6
5	秋田県	84	1.4
6	山形県	79	1.3
7	福島県	152	2.5
8	茨城県	187	3.1
9	栃木県	96	1.6
10	群馬県	118	1.9
11	埼玉県	180	3.0
12	千葉県	288	4.8
13	東京都	284	4.7
14	神奈川県	203	3.4
15	新潟県	136	2.2
16	富山県	65	1.1
17	石川県	82	1.4
18	福井県	48	0.8
19	山梨県	77	1.3
20	長野県	127	2.1
21	岐阜県	140	2.3
22	静岡県	157	2.6
23	愛知県	264	4.4
24	三重県	142	2.3
25	滋賀県	47	0.8
26	京都府	145	2.4
27	大阪府	258	4.3
28	兵庫県	282	4.7
29	奈良県	80	1.3
30	和歌山県	73	1.2
31	鳥取県	42	0.7
32	島根県	54	0.9
33	岡山県	121	2.0
34	広島県	122	2.0
35	山口県	94	1.6
36	徳島県	80	1.3
37	香川県	57	0.9
38	愛媛県	73	1.2
39	高知県	68	1.1
40	福岡県	189	3.1
41	佐賀県	40	0.7
42	長崎県	120	2.0
43	熊本県	82	1.4
44	大分県	93	1.5
45	宮崎県	103	1.7
46	鹿児島県	160	2.6
47	沖縄県	63	1.0

【設置者種別】

		全体	
		回答数	%
合計		6052	100.0
1	国立	25	0.4
2	公立	62	1.0
3	私立	5965	98.6
4	その他	0	0.0

【教員数】

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		6052	100.0	25	100.0	5965	100.0	62	100.0
1	10人以下	936	15.5	0	0.0	929	15.6	7	11.3
2	11人～20人	2378	39.3	6	24.0	2359	39.5	13	21.0
3	21人～30人	1694	28.0	13	52.0	1655	27.7	26	41.9
4	31人以上	1044	17.3	6	24.0	1022	17.1	16	25.8

第2 令和元年度における法教育に関する学習指導の状況

【問1】法教育（※1）に関し、法律家（裁判官、検察官、弁護士、司法書士等）や関係機関（法務省、検察庁、裁判所、弁護士会、司法書士会等）等の外部人材と連携した授業を実施しましたか。あてはまるものを一つ選んでください。
また、外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごと（※2）に、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		6052	100.0	25	100.0	5965	100.0	62	100.0
1	外部人材と連携した授業を実施した	2237	37.0	8	32.0	2213	37.1	16	25.8
2	外部人材と連携した授業は実施していない	3815	63.0	17	68.0	3752	62.9	46	74.2

【1事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2237		8		2213		16	
1	1年生	120	5.4	0	0.0	118	5.3	2	12.5
2	2年生	124	5.5	0	0.0	122	5.5	2	12.5
3	3年生	210	9.4	0	0.0	209	9.4	1	6.3
4	4年生	314	14.0	0	0.0	312	14.1	2	12.5
5	5年生	588	26.3	0	0.0	586	26.5	2	12.5
6	6年生	1951	87.2	8	100.0	1930	87.2	13	81.3

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2237	100.0	8	100.0	2213	100.0	16	100.0
1	社会科	1440	64.4	8	100.0	1421	64.2	11	68.8
2	家庭科	27	1.2	0	0.0	27	1.2	0	0.0
3	特別の教科 道徳	145	6.5	0	0.0	144	6.5	1	6.3
4	特別活動	448	20.0	0	0.0	445	20.1	3	18.8
5	その他	177	7.9	0	0.0	176	8.0	1	6.3

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2237		8		2213		16	
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	1146	51.2	7	87.5	1131	51.1	8	50.0
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	131	5.9	0	0.0	127	5.7	4	25.0
3	憲法の意義	164	7.3	3	37.5	161	7.3	0	0.0
4	司法, 裁判が果たす役割	200	8.9	2	25.0	195	8.8	3	18.8
5	SNSやインターネット上の問題について	563	25.2	1	12.5	560	25.3	2	12.5
6	多様性を認め合う社会の重要性について	128	5.7	0	0.0	125	5.6	3	18.8
7	その他	823	36.8	3	37.5	815	36.8	5	31.3

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2237		8		2213		16	
1	裁判所 (裁判官等)	92	4.1	2	25.0	88	4.0	2	12.5
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	108	4.8	0	0.0	108	4.9	0	0.0
3	弁護士会 (弁護士)	258	11.5	1	12.5	255	11.5	2	12.5
4	司法書士会 (司法書士)	25	1.1	0	0.0	25	1.1	0	0.0
5	日本司法支援センター (法テラス)	3	0.1	0	0.0	3	0.1	0	0.0
6	税務署 (税務署職員)	850	38.0	3	37.5	843	38.1	4	25.0
7	税理士会 (税理士)	342	15.3	1	12.5	337	15.2	4	25.0
8	警察署 (警察官)	376	16.8	1	12.5	371	16.8	4	25.0
9	大学の教員	23	1.0	0	0.0	21	0.9	2	12.5
10	法科大学院生・法学部生	2	0.1	0	0.0	1	0.0	1	6.3
11	消費 (国民) 生活センター	42	1.9	0	0.0	42	1.9	0	0.0
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	521	23.3	2	25.0	515	23.3	4	25.0

【2事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		575		4		564		7	
1	1年生	41	7.1	0	0.0	40	7.1	1	14.3
2	2年生	44	7.7	0	0.0	43	7.6	1	14.3
3	3年生	68	11.8	1	25.0	65	11.5	2	28.6
4	4年生	120	20.9	0	0.0	117	20.7	3	42.9
5	5年生	196	34.1	1	25.0	192	34.0	3	42.9
6	6年生	440	76.5	2	50.0	434	77.0	4	57.1

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		575	100.0	4	100.0	564	100.0	7	100.0
1	社会科	267	46.4	2	50.0	262	46.5	3	42.9
2	家庭科	10	1.7	0	0.0	10	1.8	0	0.0
3	特別の教科 道徳	44	7.7	0	0.0	43	7.6	1	14.3
4	特別活動	172	29.9	2	50.0	168	29.8	2	28.6
5	その他	82	14.3	0	0.0	81	14.4	1	14.3

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		575		4		564		7	
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	239	41.6	4	100.0	231	41.0	4	57.1
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	39	6.8	0	0.0	38	6.7	1	14.3
3	憲法の意義	32	5.6	1	25.0	31	5.5	0	0.0
4	司法, 裁判が果たす役割	14	2.4	0	0.0	14	2.5	0	0.0
5	SNSやインターネット上の問題について	200	34.8	0	0.0	198	35.1	2	28.6
6	多様性を認め合う社会の重要性について	28	4.9	0	0.0	28	5.0	0	0.0
7	その他	162	28.2	1	25.0	160	28.4	1	14.3

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		575		4		564		7	
1	裁判所 (裁判官等)	8	1.4	0	0.0	8	1.4	0	0.0
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	13	2.3	0	0.0	13	2.3	0	0.0
3	弁護士会 (弁護士)	27	4.7	0	0.0	27	4.8	0	0.0
4	司法書士会 (司法書士)	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	14.3
5	日本司法支援センター (法テラス)	1	0.2	0	0.0	1	0.2	0	0.0
6	税務署 (税務署職員)	143	24.9	1	25.0	141	25.0	1	14.3
7	税理士会 (税理士)	56	9.7	1	25.0	55	9.8	0	0.0
8	警察署 (警察官)	145	25.2	2	50.0	138	24.5	5	71.4
9	大学の教員	8	1.4	0	0.0	8	1.4	0	0.0
10	法科大学院生・法学部生	2	0.3	0	0.0	2	0.4	0	0.0
11	消費 (国民) 生活センター	8	1.4	0	0.0	8	1.4	0	0.0
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	208	36.2	1	25.0	207	36.7	0	0.0

【3事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		187		2		182		3	
1	1年生	13	7.0	0	0.0	13	7.1	0	0.0
2	2年生	11	5.9	0	0.0	11	6.0	0	0.0
3	3年生	21	11.2	0	0.0	20	11.0	1	33.3
4	4年生	47	25.1	0	0.0	46	25.3	1	33.3
5	5年生	63	33.7	0	0.0	61	33.5	2	66.7
6	6年生	137	73.3	2	100.0	134	73.6	1	33.3

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		187	100.0	2	100.0	182	100.0	3	100.0
1	社会科	76	40.6	1	50.0	73	40.1	2	66.7
2	家庭科	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	特別の教科 道徳	13	7.0	0	0.0	13	7.1	0	0.0
4	特別活動	63	33.7	0	0.0	62	34.1	1	33.3
5	その他	35	18.7	1	50.0	34	18.7	0	0.0

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		187		2		182		3	
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	94	50.3	2	100.0	92	50.5	0	0.0
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	11	5.9	0	0.0	10	5.5	1	33.3
3	憲法の意義	6	3.2	2	100.0	4	2.2	0	0.0
4	司法, 裁判が果たす役割	6	3.2	0	0.0	5	2.7	1	33.3
5	SNSやインターネット上の問題について	52	27.8	0	0.0	51	28.0	1	33.3
6	多様性を認め合う社会の重要性について	9	4.8	0	0.0	9	4.9	0	0.0
7	その他	46	24.6	0	0.0	46	25.3	0	0.0

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		187		2		182		3	
1	裁判所 (裁判官等)	1	0.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	4	2.1	0	0.0	4	2.2	0	0.0
3	弁護士会 (弁護士)	4	2.1	0	0.0	4	2.2	0	0.0
4	司法書士会 (司法書士)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5	日本司法支援センター (法テラス)	1	0.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0
6	税務署 (税務署職員)	43	23.0	0	0.0	43	23.6	0	0.0
7	税理士会 (税理士)	10	5.3	1	50.0	8	4.4	1	33.3
8	警察署 (警察官)	55	29.4	0	0.0	53	29.1	2	66.7
9	大学の教員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	法科大学院生・法学部生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11	消費 (国民) 生活センター	1	0.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	77	41.2	1	50.0	76	41.8	0	0.0

【4事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		57		1		56		-	-
1	1年生	5	8.8	0	0.0	5	8.9	-	-
2	2年生	4	7.0	0	0.0	4	7.1	-	-
3	3年生	10	17.5	0	0.0	10	17.9	-	-
4	4年生	11	19.3	0	0.0	11	19.6	-	-
5	5年生	18	31.6	0	0.0	18	32.1	-	-
6	6年生	37	64.9	1	100.0	36	64.3	-	-

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		57	100.0	1	100.0	56	100.0	-	-
1	社会科	20	35.1	0	0.0	20	35.1	-	-
2	家庭科	2	3.5	0	0.0	2	3.5	-	-
3	特別の教科 道徳	1	1.8	0	0.0	1	1.8	-	-
4	特別活動	23	40.4	1	100.0	22	40.4	-	-
5	その他	11	19.3	0	0.0	11	19.3	-	-

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		57		1		56		-	-
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	28	49.1	1	100.0	27	48.2	-	-
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	4	7.0	0	0.0	4	7.1	-	-
3	憲法の意義	3	5.3	0	0.0	3	5.4	-	-
4	司法, 裁判が果たす役割	4	7.0	0	0.0	4	7.1	-	-
5	SNSやインターネット上の問題について	20	35.1	0	0.0	20	35.7	-	-
6	多様性を認め合う社会の重要性について	2	3.5	1	100.0	1	1.8	-	-
7	その他	15	26.3	0	0.0	15	26.8	-	-

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		57		1		56		-	-
1	裁判所 (裁判官等)	1	1.8	0	0.0	1	1.8	-	-
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	4	7.0	0	0.0	4	7.1	-	-
3	弁護士会 (弁護士)	4	7.0	0	0.0	4	7.1	-	-
4	司法書士会 (司法書士)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-
5	日本司法支援センター (法テラス)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-
6	税務署 (税務署職員)	9	15.8	0	0.0	9	16.1	-	-
7	税理士会 (税理士)	3	5.3	0	0.0	3	5.4	-	-
8	警察署 (警察官)	15	26.3	0	0.0	15	26.8	-	-
9	大学の教員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-
10	法科大学院生・法学部生	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-
11	消費 (国民) 生活センター	1	1.8	0	0.0	1	1.8	-	-
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	30	52.6	1	100.0	29	51.8	-	-

【5事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		21		-	-	21		-	-
1	1年生	1	4.8	-	-	1	4.8	-	-
2	2年生	2	9.5	-	-	2	9.5	-	-
3	3年生	3	14.3	-	-	3	14.3	-	-
4	4年生	6	28.6	-	-	6	28.6	-	-
5	5年生	6	28.6	-	-	6	28.6	-	-
6	6年生	11	52.4	-	-	11	52.4	-	-

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		21	100.0	-	-	21	100.0	-	-
1	社会科	8	38.1	-	-	8	38.1	-	-
2	家庭科	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	特別の教科 道徳	2	9.5	-	-	2	9.5	-	-
4	特別活動	9	42.9	-	-	9	42.9	-	-
5	その他	2	9.5	-	-	2	9.5	-	-

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		21		-	-	21		-	-
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	9	42.9	-	-	9	42.9	-	-
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	憲法の意義	3	14.3	-	-	3	14.3	-	-
4	司法, 裁判が果たす役割	1	4.8	-	-	1	4.8	-	-
5	SNSやインターネット上の問題について	5	23.8	-	-	5	23.8	-	-
6	多様性を認め合う社会の重要性について	2	9.5	-	-	2	9.5	-	-
7	その他	5	23.8	-	-	5	23.8	-	-

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		21		-	-	21		-	-
1	裁判所 (裁判官等)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	弁護士会 (弁護士)	1	4.8	-	-	1	4.8	-	-
4	司法書士会 (司法書士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
5	日本司法支援センター (法テラス)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
6	税務署 (税務署職員)	3	14.3	-	-	3	14.3	-	-
7	税理士会 (税理士)	1	4.8	-	-	1	4.8	-	-
8	警察署 (警察官)	7	33.3	-	-	7	33.3	-	-
9	大学の教員	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
10	法科大学院生・法学部生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
11	消費 (国民) 生活センター	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	10	47.6	-	-	10	47.6	-	-

【6事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		8		-	-	8		-	-
1	1年生	2	25.0	-	-	2	25.0	-	-
2	2年生	1	12.5	-	-	1	12.5	-	-
3	3年生	1	12.5	-	-	1	12.5	-	-
4	4年生	2	25.0	-	-	2	25.0	-	-
5	5年生	3	37.5	-	-	3	37.5	-	-
6	6年生	6	75.0	-	-	6	75.0	-	-

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		8	100.0	-	-	8	100.0	-	-
1	社会科	2	25.0	-	-	2	25.0	-	-
2	家庭科	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	特別の教科 道徳	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	特別活動	6	75.0	-	-	6	75.0	-	-
5	その他	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		8		-	-	8		-	-
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	4	50.0	-	-	4	50.0	-	-
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	2	25.0	-	-	2	25.0	-	-
3	憲法の意義	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	司法, 裁判が果たす役割	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
5	SNSやインターネット上の問題について	3	37.5	-	-	3	37.5	-	-
6	多様性を認め合う社会の重要性について	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
7	その他	3	37.5	-	-	3	37.5	-	-

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		8		-	-	8		-	-
1	裁判所 (裁判官等)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	弁護士会 (弁護士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	司法書士会 (司法書士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
5	日本司法支援センター (法テラス)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
6	税務署 (税務署職員)	1	12.5	-	-	1	12.5	-	-
7	税理士会 (税理士)	1	12.5	-	-	1	12.5	-	-
8	警察署 (警察官)	2	25.0	-	-	2	25.0	-	-
9	大学の教員	1	12.5	-	-	1	12.5	-	-
10	法科大学院生・法学部生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
11	消費 (国民) 生活センター	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	5	62.5	-	-	5	62.5	-	-

【7事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		5		-	-	5		-	-
1	1年生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
2	2年生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	3年生	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
4	4年生	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
5	5年生	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
6	6年生	3	60.0	-	-	3	60.0	-	-

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		5	100.0	-	-	5	100.0	-	-
1	社会科	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
2	家庭科	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	特別の教科 道徳	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
4	特別活動	3	60.0	-	-	3	60.0	-	-
5	その他	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		5		-	-	5		-	-
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	3	60.0	-	-	3	60.0	-	-
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
3	憲法の意義	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	司法, 裁判が果たす役割	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
5	SNSやインターネット上の問題について	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
6	多様性を認め合う社会の重要性について	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
7	その他	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		5		-	-	5		-	-
1	裁判所 (裁判官等)	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	弁護士会 (弁護士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	司法書士会 (司法書士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
5	日本司法支援センター (法テラス)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
6	税務署 (税務署職員)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
7	税理士会 (税理士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
8	警察署 (警察官)	1	20.0	-	-	1	20.0	-	-
9	大学の教員	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
10	法科大学院生・法学部生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
11	消費 (国民) 生活センター	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	3	60.0	-	-	3	60.0	-	-

【8事例目】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2		-	-	2		-	-
1	1年生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
2	2年生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	3年生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	4年生	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-
5	5年生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
6	6年生	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2	100.0	-	-	2	100.0	-	-
1	社会科	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-
2	家庭科	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	特別の教科 道徳	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-
4	特別活動	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
5	その他	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2		-	-	2		-	-
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	憲法の意義	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	司法, 裁判が果たす役割	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
5	SNSやインターネット上の問題について	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
6	多様性を認め合う社会の重要性について	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-
7	その他	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		2		-	-	2		-	-
1	裁判所 (裁判官等)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
3	弁護士会 (弁護士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
4	司法書士会 (司法書士)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
5	日本司法支援センター (法テラス)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
6	税務署 (税務署職員)	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-
7	税理士会 (税理士)	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-
8	警察署 (警察官)	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
9	大学の教員	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
10	法科大学院生・法学部生	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
11	消費 (国民) 生活センター	0	0.0	-	-	0	0.0	-	-
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	1	50.0	-	-	1	50.0	-	-

【事例合計】

(学年)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		3092		15		3051		26	
1	1年生	182	5.9	0	0.0	179	5.9	3	11.5
2	2年生	186	6.0	0	0.0	183	6.0	3	11.5
3	3年生	314	10.2	1	6.7	309	10.1	4	15.4
4	4年生	502	16.2	0	0.0	496	16.3	6	23.1
5	5年生	875	28.3	1	6.7	867	28.4	7	26.9
6	6年生	2586	83.6	13	86.7	2555	83.7	18	69.2

(教科等)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		3092	100.0	15	100.0	3051	100.0	26	100.0
1	社会科	1815	58.7	11	73.3	1788	58.6	16	61.5
2	家庭科	39	1.3	0	0.0	39	1.3	0	0.0
3	特別の教科 道徳	207	6.7	0	0.0	205	6.7	2	7.7
4	特別活動	724	23.4	3	20.0	715	23.4	6	23.1
5	その他	307	9.9	1	6.7	304	10.0	2	7.7

(テーマ)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		3092		15		3051		26	
1	法やきまり, ルールの必要性・意義	1524	49.3	14	93.3	1498	49.1	12	46.2
2	契約 (ものの貸し借り, 売り買い)	188	6.1	0	0.0	182	6.0	6	23.1
3	憲法の意義	208	6.7	6	40.0	202	6.6	0	0.0
4	司法, 裁判が果たす役割	226	7.3	2	13.3	220	7.2	4	15.4
5	SNSやインターネット上の問題について	843	27.3	1	6.7	837	27.4	5	19.2
6	多様性を認め合う社会の重要性について	171	5.5	1	6.7	167	5.5	3	11.5
7	その他	1056	34.2	4	26.7	1046	34.3	6	23.1

(連携先)

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		3092		15		3051		26	
1	裁判所 (裁判官等)	103	3.3	2	13.3	99	3.2	2	7.7
2	法務省 (法務局, 刑務所, 保護観察所) や検察庁 (検察官等)	129	4.2	0	0.0	129	4.2	0	0.0
3	弁護士会 (弁護士)	294	9.5	1	6.7	291	9.5	2	7.7
4	司法書士会 (司法書士)	26	0.8	0	0.0	25	0.8	1	3.8
5	日本司法支援センター (法テラス)	5	0.2	0	0.0	5	0.2	0	0.0
6	税務署 (税務署職員)	1050	34.0	4	26.7	1041	34.1	5	19.2
7	税理士会 (税理士)	414	13.4	3	20.0	406	13.3	5	19.2
8	警察署 (警察官)	601	19.4	3	20.0	587	19.2	11	42.3
9	大学の教員	32	1.0	0	0.0	30	1.0	2	7.7
10	法科大学院生・法学部生	4	0.1	0	0.0	3	0.1	1	3.8
11	消費 (国民) 生活センター	52	1.7	0	0.0	52	1.7	0	0.0
12	その他 (例: 行政書士会, 社会保険労務士会, 弁理士会, 企業のコンプライアンス担当者等)	855	27.7	5	33.3	846	27.7	4	15.4

【問2】(問1で「2 外部人材と連携した授業は実施していない」を選択した学校のみ回答)

法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を実施しなかった理由について、あてはまるもの全てを選んでください。

	全体		国立		公立		私立	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	3815		17		3752		46	
1 連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから	748	19.6	7	41.2	724	19.3	17	37.0
2 連携先を見つける方法がよく分からないから	1530	40.1	4	23.5	1518	40.5	8	17.4
3 連携によりどのような授業ができるのか分からないから	1915	50.2	4	23.5	1898	50.6	13	28.3
4 連携のための予算がないから	1021	26.8	1	5.9	1013	27.0	7	15.2
5 連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから	1162	30.5	3	17.6	1149	30.6	10	21.7
6 連携した授業を行う時間がないから	1665	43.6	7	41.2	1633	43.5	25	54.3
7 連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから	653	17.1	1	5.9	648	17.3	4	8.7
8 以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから	27	0.7	0	0.0	27	0.7	0	0.0
9 現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである	367	9.6	3	17.6	362	9.6	2	4.3
10 その他	168	4.4	0	0.0	166	4.4	2	4.3

【問3】外部人材との連携の有無にかかわらず、法教育一般についてお尋ねします。

法教育を実施するに当たり、課題と感ずることはありますか。あてはまるもの全てを選んでください。

	全体		国立		公立		私立	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	6052		25		5965		62	
1 法教育の必要性を感じない	45	0.7	0	0.0	45	0.8	0	0.0
2 法教育の内容(テーマ)や授業の進め方が分からない	2201	36.4	10	40.0	2185	36.6	6	9.7
3 法教育に十分な時間をとる余裕がない	4005	66.2	16	64.0	3952	66.3	37	59.7
4 法教育に関する良い教材(副教材等)がない	1846	30.5	4	16.0	1825	30.6	17	27.4
5 その他	244	4.0	3	12.0	237	4.0	4	6.5
6 特に課題と感ずることはない	932	15.4	4	16.0	913	15.3	15	24.2

【問4】法務省では、法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材を全国の小学校に1部ずつ配布しております。

これまでに、貴校では、同教材を授業で利用されたことはありますか。あてはまるものを一つ選んでください。

	全体		国立		公立		私立	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	6052	100.0	25	100.0	5965	100.0	62	100.0
1 教材を利用したことがある	481	7.9	4	16.0	475	8.0	2	3.2
2 教材を知っているが利用したことはない	3600	59.5	16	64.0	3556	59.6	28	45.2
3 教材を知らない	1971	32.6	5	20.0	1934	32.4	32	51.6

【問5】(問4で「1 教材を利用したことがある」を選択した学校のみ回答)

利用したことがある教材・題材全てを選択してください。

	全体		国立		公立		私立	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	481		4		475		2	
1 友だち同士のけんかとその解決	145	30.1	3	75.0	141	29.7	1	50.0
2 約束をすること、守ること	188	39.1	2	50.0	185	38.9	1	50.0
3 もめごとの解決-国民の司法参加・ルールづくり-	127	26.4	2	50.0	124	26.1	1	50.0
4 情報化社会における表現の自由と知る権利-情報の受け手・送り手として-	182	37.8	2	50.0	179	37.7	1	50.0
5 けんかの解決方法を考えよう!	136	28.3	1	25.0	133	28.0	2	100.0
6 約束って何だろう?	150	31.2	1	25.0	148	31.2	1	50.0
7 本当のことって何だろう?	101	21.0	0	0.0	99	20.8	2	100.0
8 きめきめ王国	79	16.4	0	0.0	78	16.4	1	50.0
9 書き込む前に考えよう!	154	32.0	0	0.0	153	32.2	1	50.0

【問6】(問4で「2 教材を知っているが利用したことはない」を選択した学校のみ回答)

法務省(法教育推進協議会)作成の法教育教材を利用していない理由について、あてはまるもの全てを選択してください。

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		3600		16		3556		28	
1	教科のねらいを達成することができないから	104	2.9	1	6.3	101	2.8	2	7.1
2	児童の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから	84	2.3	0	0.0	82	2.3	2	7.1
3	教科書に即していないから	452	12.6	1	6.3	447	12.6	4	14.3
4	既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから	1514	42.1	4	25.0	1499	42.2	11	39.3
5	このような授業を行う時数の余裕がないから	2303	64.0	13	81.3	2273	63.9	17	60.7
6	教材が教員の手元に行き渡っていないから	910	25.3	2	12.5	903	25.4	5	17.9
7	内容を確認したことがないから	332	9.2	0	0.0	332	9.3	0	0.0
8	その他	181	5.0	2	12.5	178	5.0	1	3.6

【問7】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等の媒体(形式)について、あてはまるもの全てを選択してください。

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		6052		25		5965		62	
1	紙媒体	3092	51.1	9	36.0	3043	51.0	40	64.5
2	紙媒体のデータを格納した電子媒体(CD、DVDなど)	3260	53.9	10	40.0	3226	54.1	24	38.7
3	ホームページからダウンロードする形式	2279	37.7	16	64.0	2239	37.5	24	38.7
4	動画配信サイト等での配信	2799	46.2	17	68.0	2743	46.0	39	62.9
5	DVDなどインターネットに接続する必要がない(オフラインで使用できる)電子媒体	4180	69.1	16	64.0	4128	69.2	36	58.1
6	その他	101	1.7	1	4.0	99	1.7	1	1.6

【問8】法教育に関する学習指導を行うに当たり、あるとよいと思う教材等のテーマ・題材等について、あてはまるもの全てを選択してください。

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		6052		25		5965		62	
1	法やきまり、ルールの必要性・意義	5008	82.7	16	64.0	4940	82.8	52	83.9
2	契約(ものの貸し借り、売り買い)	2537	41.9	10	40.0	2503	42.0	24	38.7
3	憲法の意義	3047	50.3	15	60.0	2992	50.2	40	64.5
4	司法、裁判が果たす役割	2664	44.0	11	44.0	2622	44.0	31	50.0
5	SNSやインターネット上の問題について	5296	87.5	19	76.0	5221	87.5	56	90.3
6	多様性を認め合う社会の重要性について	3507	57.9	18	72.0	3446	57.8	43	69.4
7	その他	100	1.7	2	8.0	96	1.6	2	3.2

【問9】法務省が行う法教育の普及・推進に向けた取組について、期待するもの全てを選択してください。

		全体		国立		公立		私立	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計		6052		25		5965		62	
1	法教育教材の開発・提供	4144	68.5	15	60.0	4084	68.5	45	72.6
2	法務省による教員向け研修会・勉強会の実施	1028	17.0	1	4.0	1014	17.0	13	21.0
3	法務省職員による児童向け出前授業の実施	4535	74.9	17	68.0	4474	75.0	44	71.0
4	法務省関連施設の見学の実施	1327	21.9	8	32.0	1298	21.8	21	33.9
5	他校の取組やモデル授業例の情報提供	2602	43.0	8	32.0	2567	43.0	27	43.5
6	出前授業の具体的事例の情報提供	4208	69.5	14	56.0	4153	69.6	41	66.1
7	法律家や関係機関などの連携先・連携内容の情報提供	2158	35.7	5	20.0	2134	35.8	19	30.6
8	法教育に関する法律家や関係各機関とのネットワークの構築	1481	24.5	5	20.0	1467	24.6	9	14.5
9	その他	79	1.3	2	8.0	76	1.3	1	1.6